

第九十一回国 参議院大蔵委員会 會議録第九号

昭和五十五年三月二十八日(金曜日)
午後一時三分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

福岡 知之君
多田 省吾君
鈴木 一弘君

補欠選任

川村 清一君
中野 明君
和泉 照雄君

出席者は左のとおり。

委員長

世耕 政隆君

理事

中村 太郎君
細川 護照君
片岡 勝治君
矢追 秀彦君
中村 利次君
浅野 拓君
岩動 道行君
堀木 又三君
河本嘉久蔵君
坂野 重信君
嶋崎 均君
塚田十一郎君
藤井 裕久君
藤田 正明君
小野 明君
川村 清一君
小谷 守君
丸谷 金保君
和泉 照雄君
中野 明君
佐藤 昭夫君

国務大臣

内閣総理大臣 大蔵大臣

政府委員

防衛庁防衛局長
防衛施設庁事務部長
大蔵政務次官
大蔵大臣官房審議官
大蔵大臣官房審議官
大蔵大臣官房審議官
大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

渡辺 武君
市川 房枝君
野末 陳平君
大平 正芳君
竹下 登君
原 徹君
伊藤 参午君
遠藤 要君
水野 繁君
福田 幸弘君
梅澤 節男君
垂水 公正君
官本 保孝君
禿河 徹映君
吉野 良彦君
高橋 元君
米山 武政君
加藤 隆司君
伊藤田敏雄君
矢島錦一郎君
矢崎 新二君
伊藤 保君
重富吉之助君

農林水産省畜産局審議官 井上 喜一君
郵政省貯金局奨励課長 神谷 和郎君

本日の會議に付した案件

○税理士法の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

税理士法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右四案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 今回の所得税法の改正、大変御苦労なさっておりますし、少額貯蓄者の利用者カードの導入というふうな問題につきましては、これは実際にはやってみなければいらない問題点がまだわからないわけですから、一応前向きに取り組んだということは、私も実は評価しているんです。しかし、評価はしているけれど、じゃこれで全くだというところになると、他に方法がなかったのかというところについては、さらにこれは論議を深めておく必要がある問題でなからうか、かように考えておる次第でございます。

これは、一つは、こういうカード式によって番号を打つと、申告納税制度という大前提に立った場合に、少額貯蓄者の税額控除というふうな方法もあり得たんじゃないかならうかと。なぜそういう方法を採用しなかったのか、それらの、現在の略して言うグリーンカード方式と税額控除方式とのそれぞれについて大蔵当局としては検討しておったと思っておりますので、その点をひとつ御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(高橋元君) 利子・配当課税でございますが、これは四十五年に基本的に総合課税に移行することが望ましいという方向を出しまして、それをそのときから十年間、源泉選択、分離選択課税の制度を残しておりました。五十五年の末をもって源泉選択課税の期間が切れますので、今後は所得税法の大原則に戻りまして、利子・配当所得について総合課税を行うという時期であります。

ところで、現在預金というのは、個人預金でございますが、二百数十兆という大きさになるわけでございますが、それが郵便貯金で三億口を超え、それから民間の金融機関の預金で一億数千万口を超えております。こういう非常に大量の預貯金について、また株式につきましても同様でございますが、配当につきまして、その支払いの際に、どうやって所得を把握するかということが一番基本でございます。

そこで、いまお話のございましたように、いろいろの方法につきまして税制調査会なり私どもの部内で検討いたしましたわけでございます。いまお話のございました税額控除方式というのは、恐らく非課税貯蓄制度を一切やめる、郵便貯金なりマル優についても全部制度を廃止をいたしまして、すべての預金について課税をいたします。そのかわり、マル優でもって比較的低額の所得者が受けておられる税制上の優遇に相当する部分をそれぞれ

れの所得税から控除してもらおう、こういう御提案だと思つてあります。それは私も十分検討いたしておたわけでございますが、基本的にいま申し上げた数値口という預金の口座、それから公社債の枚数、それから株式の株数、それぞれにつきまして、実は日本の長い間の慣行がそうなつてきたわけでございますけれども、それが本当にだれの名義のものであるかということが把握できないわけでございます。

したがらぬで、全部について課税をする、現在二〇%普通であれば源泉徴収いたしておりますが、二〇%の源泉徴収でその方を総合した場合の税率に足りるのか足りないのかわからないわけでございます。ですから、マル優制度のもとに、また郵便貯金の非課税制度のもとに、少額貯蓄について優遇をしておるそれだけの税額控除を考へることはできませんけれども、しかしながら、その基礎になります課税の公平、これはそれぞれの預金の名義を正確に把握して、御自分の預金についての利子、また御自分の株式についての配当、それらを他の所得に総合して課税をしていくということは理想でございますから、どうしても本人の名義を確認する方法、それから確認された名義について名寄せをする方法と、それを考えませんといふことはどうしてできない、形を変えたまた分離課税制度に戻つてしまふということが考えられます。

そこで、税制調査会でも、それ以外にも、たとえば納税者番号というものをつくりまして、すべての人、それからすべての法人につきまして、預制的に付番をいたすわけでありまして、その番号がなければ預貯金に関する取引、利子・配当に関する取引ができないわけでございます。取引をする際にはその付番された番号を全部通知すると、こういう制度を考えたいとございまして、これでも、これもすべての国民にいわば一斉に事前に付番をするという制度でありますから、これにつきましても国民のプライバシーと申しますか、そういうこともございまして、一般の御理解が行き届かない面がまだまだある。

もう一つ考えました制度は、先ほど申し上げました、丸谷先生からお話ありました制度をちよつと変えた形になりますけれども、すべての預貯金について、たとえばいま所得税の最高税率が七五%でありますから、七五%で源泉徴収してしまふ。それで後は御本人が、自分のどういふ名義になつておるものであれ、自分の金融資産を自分で名寄せをして税務署に申告していただく。そうしますと、その分は還付になるわけですから、七五%以上の税率の方はいないわけでございますから、すべての場合に還付が起つてまいります。

そういう制度も考へてみたわけでございますが、冒頭おっしゃいます税額控除方式との最高率源泉徴収方式とは、物すごい数の還付が伴うという問題が起つてまいります。現在、三月十五日に確定申告をしてくださる方が約四百万ぐらゐおられます。還付を受けにおいでになる方も、同じ数おいでになるわけでございます。もとより正当な還付は国民の権利でありますから、税務署の窓口でも極力優先してやっておりますけれども、まづけれども、短期間のことでございまして、通常に事務が錯綜いたします。四百万ですらそうでございまして、仮に最高率源泉徴収いたしますと、一億の方が全部還付を請求されるということになつてしまつて、これはもう窓口の混乱ははかり知れない。それはひいては国民に非常に御不便をおかけするということになりますので、実際的にはできない制度であらうという結論に達しております。

で、いろいろ申し上げましたけれども、いろいろな方式を検討いたしました結果、現在御提案いたしております所得税法によるグリーンカード制度を採用して、五十九年一月一日から全体の利子・配当所得について総合課税に移行するという結論に達したというのが、私どもの検討の結果であります。

○丸谷金保君 いまの銀行法の現行のままではや

つぱり問題があると思つておりますが、六月、十二月というふうな利息計算をすれば、還付にしないです。所得申告をするときに一緒にして税額控除の方式をとることができるといふことですか。十二月ですと銀行の方が未払い利息の勘定を立てますから、きつともうぎりぎりその日のうちくらいに全員のあれができて、税額控除ができるわけですね、利息の課税の金額は。ですから、十二月にできれば、三月の申告のときには還付をするんでなく、もうその時点で総合課税の中に入れて申告すると一遍で済む、こういうことが起きますし、それから同じように、今度は歳入の方に還付の財源が困るというふうなことになるんじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) 現在利子・配当につきましては、支払の都度源泉徴収をいたしております。源泉分離を選択しておられれば三五%でございまして、それからそれ以外のものでは二〇%源泉徴収をいたします。ただし、マル優郵便貯金につきましては利子を取っております。こういう制度でございまして、金融機関または証券会社など配当の支払い代行会社から配当を受け取れる場合には、すでに源泉徴収は済んでおるわけでありまして。

先ほど還付と申し上げましたのは、実は源泉徴収率を、いま二〇%でやっておりますのを七五%という個人の所得税の最高税率まで上げてしまえば、架空のものも御自分で名寄せなさるでしようし、納税者が還付の権利を行使するために自分の預金を全部自分で名寄せなさる。そういう意味では、一番完全な制度に観念的にはなり得る。したがって、七五%の源泉徴収ということをご仮に考へてみますと、七五%の源泉徴収と申しまして、御本人のそれぞれの方の現実に適用される所得税の税率、四六とか三八とかさまざまございまして、その税率の差額が必ず戻ることになるわけですから、それは税務上戻るわけですから、そういうふうな

申し上げたつもりだったわけでございます。○丸谷金保君 通知預金や定期預金はそういうことになりまして、普通預金の場合、現在やっぱり分離課税をやっておりますね。その関係が非常にむずかしい分については、それほどのこととじゃなくできるんじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) 普通預金につきましても、現在源泉徴収はさせていただいております。その源泉徴収率は二〇%または源泉分離であれば三五%、これは定期と同様であります。

○丸谷金保君 そうめんどうにはならないような気がするんですが、一番確実な把握ができて、四百万あるから四百万全部還付請求ということなると、申告のときで、ほとんど多少の所得税を払う人はその税との差額も出てきますし、預金利子等の分もですね。だから、むしろ現在所得税の前年度に申告になっていました、十月か九月ごろに一連予定申告ですか、ああいうので税額取つていきますね。そういうのと同じように十二月末で切つて、それらが税の財源になって、三月に還付するとなつたらもう三月直ちにできる。

必ずしも四百万が四百万全部還付になるというわけじゃない。何かもうと別な理由、たとえばそのことが政策的に貯金を奨励するということに大きな支障になるという角度で、私はこれは採用できない原因じゃないかと思つて聞いたんですが、そこら辺いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 利子・配当につきましても、総合課税方式に移行すると申し上げました。その総合課税と申しますのは、利子を受け取られる方のそれぞれの全体の所得がどうなつていくかということによって、適用される最終的な税率がみんな違つておるということでございます。したがって、源泉徴収をどんなに精密にいたしましても、その方が現実に申告なさる税率と利子について、すでに源泉でいたっている税率との差額というものが出てくるわけでございます。それが申告で納めていただくか申告で還付をするか、いずれかという形になります。ほとんどの場合になり

ます。それが一つの問題でございます。

もう一つの問題は、まあこれは国税庁お持ちして申し上げにくいのですが、かなり大口の所得の脱漏がある場合に、調査をしてみますと、そういう方々の脱漏した所得は架空の預金になっておる、架空名義預金になっている場合が多いでございます。架空名義の預金につきましては、マル優でない限りは源泉徴収をかけておるわけでございまして、しかしながら、それが正しく申告されるという保証もこれまたないわけでございまして、したがって、その二つの問題を解決しようといいたしまして、どうしてもグリーンカードのようにカードをもって御本人であることを金融機関に示して知らせていただいて、金融機関も確かにカードを持っておられる御本人の名義の口座に受け入れるというのを確認をいたしまして、その上そこからその方々の預金を、さきさまの口数の預金を名寄せをしていくということが必要になってくるわけであります。

そういったしめさんと、預金に関する課税の公正ということとは、税法の法律の条文としてはともかく、実際の制度の執行においてはとうてい期せられない。それが今回のグリーンカード制度を御提案申し上げた一番根本の考え方、根本の必要性でございます。

○丸谷金保君 この場合たとえば住民票、必ずそういうことが必要になってきますね。そうすると、あれですか、普通預金等においても、そういう住民票等を持参しない場合には通帳はもう一切つくらないと。郵便貯金の場合はどうなります、この場合。

○政府委員(高橋元君) そういうことにお聞き取りいただいたとすると、私の御説明が悪かったわけでおおびをいたしますが、現在は普通預金につきましても確定申告をなさる必要がございます。これは比較的利子も安いわけでございまして、二〇%源泉徴収をいただければ、あとの支払い利息につきましては申告が不要であります。このことは、国税庁の実務の面もございまして、五十

九年一月一日以降も恐らく変わらないだろうと思

問題は、預金の大半を占めております、利子所得につきましても大半を占めております定期の預貯金でございますから、これにつきましてもすべてグリーンカード制度の対象といたします。対象といたしますのは、その方がマル優なり郵便貯金なり非課税の制度を適用しようとするときには、グリーンカードで御本人の名前と番号を告知していただく、金融機関が確認をいたしまして、それを預金証書なり預金通帳なりに書くわけでございまして、そういう形で、確かにグリーンカードをお持ちの御本人の預金ですということ、それを三百万円から三百万円というマル優の限度の中に抑えていくようにする。

グリーンカードをお持ちでない方で、普通預金をなさる方、また定期預金をなさる方という方は、住民票なりそれから会社の登記簿の抄本なりというものを金融機関にお示しいただいて、これは何丁目何番地におる実在の人物でありますというのを金融機関が確認をいたしまして、それでお預かりをして利子の支払いをしますと、こういうことでございまして。

したがって、グリーンカードというのは、原則としてマル優の、または郵便貯金の非課税を受ける場合の要件でございまして、あわせていま住民票または会社登記簿の抄本と申し上げましたけれども、マル優で預金を持っておつて、また課税貯蓄を持たれる方が大部分でございまして、それから、そういう方は住民票のようなものなものでなくて、郵便局にお持ちになるグリーンカードを、課税貯蓄を預け入れる場合にも課税貯蓄の利子を受け取る場合にもお示しいただければ、それでよろしいということに考えておるということであります。

○丸谷金保君 実は、現行のマル優の制度のような三百万円というふうなことに付いての免税の措置ですわね。市役所へ行って住民票をもらおうということも、これは実はなかなか一大決心の要ることな

んです。われわれはほんと簡単に住民票と言いますけれど、一般の大衆はあそこをまたいで中へ入るだけでもえらい抵抗を感じるし、やっぱりここにこして応対をしても、非常に入りにくいという感じを残念ながら持っておるわけです。で、それが全部こういう貯金をする場合にそういうものを持つてこなければだめだということになる、もうそういうのならやめちやおうというのが大分出てくるんじゃないでしょうか。

それともう一つ心配なのは、実際に現行のあれからいっても、財形の五百万とマル優の三百万円八百万ですわね。四大家族でそれぞれの名前にすれば三百万のマル優だけでも千二百万、こういう余裕のある国民というのは一体どれだけの数だろうかと思えますと、そんなに大きな数じゃないですわね、実際問題として。しかし、きのうも話がありまして、わすかの者であつても、それらが多額の要するに架空名義預金でもって非常な脱税をしているというふうなものをなくしていくというために、全部の善良な国民がグリーンカードを持たなきゃならなくなる。何かもう一知恵なかつたものでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 現在でもマル優をお預けになる場合には、非課税貯蓄申告書というものを最初に出していただくわけでありまして、どの金融機関のどこにこの店に預金の形で二百万円預けます、それはマル優にしてくださいというのを金融機関の支店長を通して税務署長に申告をさせていただきます、これは多額、多店舗でございまして、三百万の枠は幾つもの店に分けてもよろしいわけでございます。それをまた上で、一回一回預金をするときに、また非課税貯蓄申告書というのをを出していただくわけでございます。そういう手続はまあお願いをいたしております。

その非課税貯蓄申告書を出したときに金融機関の支店長さんが、この人はどうも本当の名前じゃないらしい、大石内蔵助というのはおかしいじゃないかということであれば、住民票でもよろしいわけですし、運転免許証でもよろしいわけ

ですが、その方が大石内蔵助であるということを見せてくださいというのをお願いをすることになっております。やはり本人確認というのは、金融機関の責任でやることになっております。

しかしながら、それをずいぶん長い間やってきたわけでございまして、やってもやはり架空の預金というものが非常に多いわけでございまして、後を絶たないわけでございまして、事柄の性質上幾らあるかというところは、私もちょっと把握しかねますけれども、個別の被疑事例から調べてみますと、相当数あると残念ながら推定せざるを得ない。

そこで、最初に一回だけ住民票を税務署の窓口に出してグリーンカードの申請をしていただくというところは、確かに御不便のようでありましてけれども、貯金の利子または公社債の利子について非課税という特典を得られるためにどうしても出していた、一回だけのごしんぼう願ひだと思ひます。以後はそのカードをお持ちになれば、非課税貯蓄申告書というのを一々お出しただけでよくていいわけで、カードに、どここの銀行に私は百万の枠をつくらしますと書いていただければよろしい。それは全国的に引越しをなさなくても、同じものがずっと使えるという制度にしようというのが今回のあれでございまして、総合課税移行のために必要最低限の措置として、私どもはこういうことを国民の皆様方にお願ひをしたいと思います。

もう一つのいまのお示しは、一人で三百万ですわね、制度が三つございまして、マル優と国債別枠と郵便貯金と使えば一人九百万円である、九百万円とそれからもう一つ財形の五百万の枠と合わせれば千四百万でございます。そういうものをフルに使えただけの所得のない資産のある人がそういないだろうか、この際マル優はやめてしまつたらどうかという御提案だと思ひます。

これにつきましても、税制調査会で、いま貯蓄優遇と貯蓄奨励ということを考えるような政策的な目的というのは、昭和二十年時代から考えま

すと相当薄れてきてしまっておりまして、見直してはどうかというかなりの御意見がございましてけれども、いろいろ議論をいたしまして、少額の貯蓄者に対する制度でもあるし、金融取引の基礎的な要件にもなっておりますので、いまにわかにそこを要するわけにはいかないのではないかと御結論になったわけでございます。

ちよつとその部分を讀ましていただきますと、これらを合わせると一八千四百万円までの貯蓄が「非課税」となるので、これが果して少額貯蓄の保護と云ふ趣旨からみて妥当かどうか疑問であるとする指摘もあるが、国民生活の実態等を考慮し、非課税限度額は現状どおり維持してよい」というのが、税制調査会での二年にわたる御検討の御結論であつたわけでございます。

○丸谷金保君 税制調査会のそうした見解もよくわかるんですが、その前に一つ、税務署が要するにマル優関係のいま申しました大石内蔵助はおかしいんじゃないかということ、金融機関に立ち入り検査に入りますわね。そうしていろいろ大分おかしいという脱税の実態を発見しますでしよう。これは全部やるといふわけにはいかないんですが、そういう場合にはランダムでやるんですか、どうなんですか。

○政府委員(伊藤田敏雄君) 銀行調査のお話でございまして、われわれの方は、いわゆる俗にフィッシングと言つておりますけれども、ともかく帳簿を全部見せなさい、そこから課税すべきものを拾ひ出しましょう、こういうことは金融機関調査の場合には通常行つております。それで、ある程度の資料がございまして、あるいはその他のいろいろの情報がございまして、税務署長が銀行調査の必要ありと認めた場合について、当該件名あるいは人名あるいは関係者名を明記いたしました上で調査に入つてゐるの現在の実情でございます。したがって、ランダムでというふうなことを考へてゐるわけではございません。

○丸谷金保君 ちよつと何か二つの方法を上手にこうダブらせて、この上と下との御答弁をなさつてゐるような気がするんです。

もう一回問題を明らかにしますと、銀行等の金融機関に立ち入って、これらのものはおかしいということでもって調査する場合がありますわね。主としてこれは強制調査になりますか。そのほかにもう一つあるわけですね、銀行に入つて調査するのは、それで、前段の私の質問に対しては、先のお話をしましたね。それから、後段の質問に対しては後の、そうでなくて一定の地域なり一定の金融機関なりを、まあ銀行とはあえて言ひませんが、金融機関等の中からこうずつというんな形で抜き取りをして調査すると、こういうこともやつてゐますね。二つやつてゐるんでしよう、一つ

でなくて。

○政府委員(伊藤田敏雄君) お答えいたします。話が若干混乱いたしました。私は分けて申し上げたつもりで、片一方をもつて片一方の答弁にかゝるつもりはございませんでした。

現実には、税務署の方に預金の利子の支払いについて支払い調査というのがあります。それからそれと同時に一つ、税務署の方には、先ほどから何遍も申し上げておりますように、非課税貯蓄申告書というのがあります。それで、この二つにつきまして、それぞれ私の方で、税務署の方で、たとえば――たとえばでございますが、葉書を出す等によりその本人確認を行うわけでございます。その結果、その本人の確認ができないものについて、それを明らかにした上で、その点を銀行の方にお尋ねをしております。それによつて、事実上であることが判明するというのが手順でございます。私にはその点につきましては、ランダムという感じとちよつとまた違ひますものですか、申し上げておきたいと思ひます。

○丸谷金保君 一応、金融機関からの報告によつて税務署が名寄せしますわね。名寄せで発見できるものもあるし、わからないものもある。申告書は出ていない、名義だけあると。この事実は余り国民は知らないんですよ、実際は。そして金融機関も、そういうことをしているということを知りません、要するに預金者に知らせません、なるだけ。

ここで、今度は郵便貯金が出てくるんです。郵便貯金の方はそれはやりませんね。三百万円が限度なんですから、やつていませんね。どうですか。

○政府委員(伊藤田敏雄君) 郵便貯金の問題は郵政省の問題でございまして、私が承知しては三百万の限度を超過しているかどうかについてやばり同じように名寄せをやつておられると。その名寄せの程度については、私、部外の方で承知いたしません、その努力を行つてゐると聞いております。

ます。

○丸谷金保君 結果は、税務署の方に報告は受けていませんね。

○政府委員(高橋元君) 郵便貯金は、総額制限というところが郵便貯金法に決まつておりまして、全国どの店から受け入れてもいいわけでございますが、一人について三百万円を超えて預金をしてはいけません。さつきもちよつと申し上げたのでございまして、郵便貯金の口数は全部で三億三千万、これは去年の三月の数字でございまして、口数があります。それは非常に小口の、恐らく大部分は小口だと思ひますが、定額貯金証書という紙になつておるわけでございます。通帳になつておりません。定額貯金証書という紙を、まあ東京で預けたこともあれば網走で預けることもあるわけでございます。いましよから、何のたればえさんが、同じ人が郵政大臣に預けたといふことを本当は名寄せをしなければいけないわけでございます。三億三千万の名寄せをどこでやるかといへば、これは地方の貯金局でやるわけでございますけれども、通帳があればもちろん残高が出ますからわかりますが、通帳のないものにつきましては、これは郵政省はかなりの厳格にやつておるのでございまして、年にも、まだ十分やり切れてゐるわけでもない。年に二万口、二万件、金目にして二百億ぐらいは三百万の総額制限を超えまして、減額請求と申しますが、払い戻しをしてくださいという通知を預金者にしておることが現状のようであります。

それが二万口であるのか、もっと多くのものか、一部であるのか、そこは郵政省もいろいろ努力をしておると思ひますが、大変な手間がかかるわけでございます。現在郵政省は、私の承知しております限りではオンラインのコンピュータ組織というのを全国的に導入の準備を進めておられて、五十七年度ぐらいになりますと、東京、大阪、名古屋の三地区、三大ブロックにつきましては、コンピュータでオンラインでつながるよう

○丸谷金保君 結果は、税務署の方に報告は受けていませんね。

○政府委員(高橋元君) 郵便貯金は、総額制限というところが郵便貯金法に決まつておりまして、全国どの店から受け入れてもいいわけでございますが、一人について三百万円を超えて預金をしてはいけません。さつきもちよつと申し上げたのでございまして、郵便貯金の口数は全部で三億三千万、これは去年の三月の数字でございまして、口数があります。それは非常に小口の、恐らく大部分は小口だと思ひますが、定額貯金証書という紙になつておるわけでございます。通帳になつておりません。定額貯金証書という紙を、まあ東京で預けたこともあれば網走で預けることもあるわけでございます。いましよから、何のたればえさんが、同じ人が郵政大臣に預けたといふことを本当は名寄せをしなければいけないわけでございます。三億三千万の名寄せをどこでやるかといへば、これは地方の貯金局でやるわけでございますけれども、通帳があればもちろん残高が出ますからわかりますが、通帳のないものにつきましては、これは郵政省はかなりの厳格にやつておるのでございまして、年にも、まだ十分やり切れてゐるわけでもない。年に二万口、二万件、金目にして二百億ぐらいは三百万の総額制限を超えまして、減額請求と申しますが、払い戻しをしてくださいという通知を預金者にしておることが現状のようであります。

それが二万口であるのか、もっと多くのものか、一部であるのか、そこは郵政省もいろいろ努力をしておると思ひますが、大変な手間がかかるわけでございます。現在郵政省は、私の承知しております限りではオンラインのコンピュータ組織というのを全国的に導入の準備を進めておられて、五十七年度ぐらいになりますと、東京、大阪、名古屋の三地区、三大ブロックにつきましては、コンピュータでオンラインでつながるよう

したがって、そこまでいきますと、かなり名寄せの仕事も進むと思いますが、現在全部手作業でやっております段階では、必ずしも完璧を期せられないのが現状かと思ひます。それはやはり郵便貯金法ということの総額制限という別個の体系でやっておりますから、したがひまして、三百万円を故意または重大な過失によつて超えた場合には国は課税権を持つというのが現在の考え方でありますけれども、三百万円の中のものについては、一切所得税は非課税というのがいままでのたてまえてございます。

郵便貯金の制度でございます。したがって課税権が及ばない。税務署長についても当然のこと、通知がない。故意または重大な過失がある場合には税務署が照会をいたしまして、郵便局からその者の貯蓄がこうなつておるということを知らせてもらう、こういうふうになつておるのが現状であります。

○政府委員（高橋元君） 五十四年三月末、手元に

○政府委員(高橋元君) 五十四年三月末、手元にあります計數で申し上げますと、通常貯金、通帳のあるものが六千三百二十万口あります。それから定額貯金、これは証書でございます。一枚一枚の紙であります。二億二千八百五十四万枚あります。そのほか積み立て等が千八百三十七万口でございます。合わせて三億九百九十三万口。これで預けておられますのが四十四兆九千九百二十億圓預けておられますから、一口平均は十四万五千円で

○丸谷金保君　それは一億で割るからそういうことになるんです。常識的に考えて、これは相当なマル優の架空名義の脱税がここで行われているということは明らかでしょう。これは大蔵省、国税庁の方について見ると、郵貯は、これは聖域なんですね、手が出せない。そうなんですね。手が出せないですね。

た。た、この重たな道先で三百万円を稼
げたものを除くところ、こうなっておりますから、三
百万円の総額制限を故意、重大な過失で突破した
場合だけに課税権がないということになっておりま
すので、したがって課税当局が調査に入れな
いというのがいままでのしきたりであったわけで
ございます。

今度はその点を、御提案申し上げた案では変えまして、郵便貯金について非課税の取り扱いを受けようとするときにはグリーンカードを郵便局の窓口に表示してください、郵便局はそれをその方の通帳なり証書に書きます。そこで初めて課税になりまして、通知のないものについては税務署長にお知らせをいただくという制度に改めるわけであります。

したがしまして、いま御懸念のありましたこと、いままで往々言われてまいりましたことは、今回のグリーンカード制度で非常な前進を見ることがあるというふうに私どもは期待をしておりますし、そういうふうに郵政当局と相談をいたしております。これからも相談してまいりたいというふうに考えております。

○丸谷金保君　ようやく核心に触れた問題点が出て

○政府委員（高橋元君） さような期待をしておる

○政府委員(伊豫田敏雄君) 先ほどお答えいたしましたように、徴収できるという規定は両方にあることは御承知おき願いたいと思います。

銀行で一体どういう経理をして、それをどういう処理をしているのだらうという問題でございますが、恐らくそれは立てかえ払いのかつこうで一時処理して、もしそれが最終的に回収不能になった場合に、雑損の方へ振りかえるというふうな経理処理を行っているのではないだらうか、このように考えております。

○丸谷金保君　そうなんです。大体、立てかえ払いという雑損で落としているようなんです。それで、いわゆる架空名義の人のところへ、改めて全部立てかえ払いした分を徴収しているというふうな形跡が余り見られないんです、これはどうも。それをやれば、もったというふうに税務署が名寄せをして、銀行を調べているんだということが世間に広がるはずなんです。これがいままでほとんど広がっていないかったのは、そういう問題があるので、金融機関としてはそういうことはもうひた隠しにしておきたかった。それでないと郵

調べたらこれくらいあったと。そうすると、それだけで済まないんですよ。大体税務署長の裁量権で、これだけ調べてこれだけあったんだから、全体としてはこれだけ追徴金をかけるぞというふうなことをやっていますね。やってないと言うんですか。

◎丸谷金保君 聞いていないということは、絶対ないというふうに信じているということですか。そここのところ大変大事なので。

ります。

○丸谷金保君　実は、そこら辺に一つの大変問題があるんです。問題があるけれども、そういう意味ではグリーンカードの制度にいろいろ問題があるけれども、まあやってみることにして私も必ずしも反対でないんです。一歩前進だと。その点では、これでもってうまくいかないかもしれない。いかないときには速やかに、いかないところをあつちおつべし、こつちおつべして、いやいいんだいいんだと言わないで、ここはまずかったと、素直にそういうときには制度的な問題もわれわれのところにも報告をしていただいて、一緒に相談しながら、よりいいものにしていくという謙虚なひとつ執行機関としての態度をお願いいたしたいんですが、次官いかがでしょう。

○政府委員(伊藤田敏雄君) 次官の前に、ちよつとお許しを願つて……。いろいろと実行上は問題があると思います。問題があるのを、一つ一つ解決してつづいていかななくてはならぬ。もちろん執行上の問題もございまして、たとえば情報の劣化をどうやって防ぐとか、あるいは窓口でのトラブルをどうするとか、

あるいはいまでも必ずしも適当と言えなかつた預金があるという形で動いてくるのか、いろんな問題があると思います。しかし、ただいまの先生のおっしゃった趣旨は私はそのとおりだと思いますので、問題があったときには、それを納税者に押しつけるというふうな態度をとるべきでなくて、われわれとしてその解決に努力すべきものと、このように考えております。

○丸谷金保君 往々にして、法律というのは一本つくりましますなかなか直したくないので、それだけにまた逆に言うと、法律をつくる、新しい改正をしていくということにも非常に億になる。そういうこととなく、多少の難点はあつても前進であるというのでは取り組んでいく。特に、総合課税というのはわが党も年来主張してきたことです。一步前進としてのこの面については評価をしたいと思ひながら、なおかついろんな問題点を実は申し上げた次第で、しかし、所得税法全体として見ますと、そんなにちつとも評価できるものではないんです。この部分でなく、所得税法全体として見ますと、非常に私はこの程度の改正ではうまくない。

まず、われわれが強く主張しております控除額の引き上げ、二十九万から三十二万という要求、これが見送られましたね、今回も。これは一体どういうことなんでしょうか。当然、控除額の引き上げが行われないと、非常に矛盾が出てきているんです。

○政府委員(遠藤要君) 先生よく御案内のように、財政の体質の改善をやつていかなければならぬというふうな状況でございますけれども、当面われわれの任務というのは、どうしても財政の再建を遂げるということが国民の幸せになる前提だ、そういうふうな点を考えますと、この財政再建期間中、所得税の減税ということについてはいま手を染めるという状況ではない、こういうふうな判断をいたしておるわけでありまして、

○丸谷金保君 ちよつと時間がなくて資料をここには持ち合わせていないので、記憶をたどりながら、多少の数字の違いはあるかと思いますが、現在の四大家族の非課税限度額、これは幾らになりましたか。

○政府委員(高橋元君) いわゆる課税最低限の御指摘だと思います。現在は夫婦二人の給与所得者の場合には二百一十五万円と相なりまして、

○丸谷金保君 夫婦と家族二名の一級地、非常に級地の高い生活保護世帯の給付額はこれよりも高いですね。多分二百十万円ぐらいだったと思ひますが、ちよつといま数字を持たないで来ましたが、私の記憶では、これでいいでしょうか。ちよつと矛盾しているんじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) 正確な計数はいま取り調べておりますが、五十五年度に適用される一級地の生活保護、これは教育と住宅の扶助を含めまして百六十八万円であつたかと思ひます。

○丸谷金保君 いや、そんなことないですよ。○政府委員(高橋元君) これは百五十一万円が百六十八万円になつたかと思ひます。

地方税のいわゆる課税最低限はたしか百六十三万円でございますけれども、これは百五十八万四千円でございます。たしか百六十八万になつたわけでございますが……

○丸谷金保君 それに特別あれが入ると……

○政府委員(高橋元君) それは全部入れて、住宅、それから教育の扶助を加えて、いま申し上げた金額になつて百六十八万円というふうな思ひますが、詳細はいますぐ調べます。

○丸谷金保君 そこで、所得税と、それから今度は地方税の問題なんです、それらの課税最低限と生活保護というのはほとんど違わなくなつてきていると、そういう面からいっても現在のこの控除額というのは非常に低過ぎるんじゃないか。これは生活保護のあれには燃料手当や何か入つていないんじゃないですか、おたくの寒冷地の中身。

○政府委員(高橋元君) 生活扶助基準の中の基準生活費、それからこれは一類、二類と分かれておりまして、一類が被服費、飲食費と個人単位に支出される生活費、二類が光熱、水道費等、世帯単位に支出される生活費、それに十一月から三月の冬季加算額を加え、期末一時扶助を加え、それに母子、老齢、多子養育、障害者の加算をいたした上で教育扶助と住宅扶助の基準額を加えた金額というのが定義でございますから、しかもそれを一級地の場合に算出して百六十八万円でありまして、

位に支出される生活費、それに十一月から三月の冬季加算額を加え、期末一時扶助を加え、それに母子、老齢、多子養育、障害者の加算をいたした上で教育扶助と住宅扶助の基準額を加えた金額というのが定義でございますから、しかもそれを一級地の場合に算出して百六十八万円でありまして、

○丸谷金保君 燃料費は、燃料手当は……

○政府委員(高橋元君) これは二類、光熱、水道等の世帯単位で支出される生活費と冬季加算額、その中に入つておるといふふうに承知しております。

○丸谷金保君 ちよつと私もきょうは資料を持たないでなので、記憶の中で申し上げましたが、ちよつと低過ぎるんじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、昨日ちよつとお話し申し上げました立川市の砂川町の一八五七番地の二、この贈与とか相続に至る場合の倍率によるところの評価、これが固定資産税の評価と非常に食い違つていふような状態なので、ひとつそれを御説明いたしたいと思ひます。なかなか計算のできない部分がある。

○政府委員(矢島錦一郎君) 昨日の御質問でございますが、早速私調べてみました。あるいはまだ違つていられるかもしれませんが、立川市の砂川町の問題でございますが、これは非常に特殊な事例でございます。ごく最近におきまして、前に畑であつた非常に広い土地を分筆いたしました。同時にそれを宅地に一部転換したと、それを贈与したというケースでございます。したがって、私どももいたしましては贈与があつたということと申告案内を納税者の方に発送したというケースでございます。

ちよつと時間を拝借して恐縮でございますが、一般的に申し上げますと、昨日申し上げましたように、固定資産税評価額に相続税の評価倍率を掛けて評価をすることになつた土地につきまして、納税者の方が評価の御相談においでになつたときにはよく事情を御説明申し上げまして、評価

の仕方とか評価額について御説明するということが、それから評価基準書というのをつくつておりまして、税務署では納税者が閲覧できるように市町村も含めまして備へておるといふようなことで、普通の場合にはわかるということが前提でございますが、本件の場合には非常に特殊なケース、まれにあるケースでございますが、それともう一つの問題といたしましては、評価倍率が砂川町の場合には一・八倍から二・五倍というふうな地目ごとに非常に細かく細分されておるといふ、御指摘があつたとおりのようでございます。

以上でございます。

○丸谷金保君 それで、大変むずかしいというのは、路線価方式と倍率方式とがミックスしちやつていふところでしょう。

○政府委員(矢島錦一郎君) 本件の場合には、この土地につきましては、現況はやはり固定資産税の評価額の倍率方式によつておるわけでございます。ただ、証明書を納税者が持つてきていただいた段階におきましては、農地と宅地が混在したまま、証明書を持つておいでになつて、したがって、倍率方式で計算の仕方が若干税務署側の行つたものと違つておつたというケースでございます。

○丸谷金保君 そこで、これは税理士法にも関連してくるんですが、こういう問題は、非常にむずかしいといふまま税務部長さんからお話があつたように、大変むずかしいんです。そうすると、これは普通なかなか税理士でも間違ひかねない事案ですわね。税務署の中だつて、これの計算なり個々の評価のあれをきちつと出せる方というのは、立川税務署にそういう方はいないでしょう。一人か二人覚えていれば手いっぱい。

【委員長退席、理事細川護国君着席】

○政府委員(矢島錦一郎君) 立川署の場合も専門家はそれなりにそろえておるつもりでございますが、非常に細かい区分がされていふところであつたこと、ややもすれば間違ひやすいところであつたことと思ひます。

○丸谷金保君 それで結局、市の固定資産税の評価というものを頼って一応金額を出して、それが後で間違っているということになりますわね。それで、修正を多少するという事で、これは一件落着いたわけなんです。この場合、本人が間違っていると思わないでやっただけから、助言義務違反にはならないわけですね。もうそれしか方法がない。どんなに調べてもどうもよくわからないから、市の固定資産税の評価の倍率というふうなもので出したというから、これは悪意もなければ、間違ったということについては助言義務違反にはなりません。どうですか。

○政府委員(福田幸弘君) おっしゃるとおりでございます。

○丸谷金保君 それで、これはここで話していると仰せのとおりになるんです。ただし、助言義務の問題はこういう場合に時効がございませんでしよう。何年かたった場合に、お前あるとき間違っちゃった、間違ったというよりも、計算が税理士でできないはずがあるかということ、何年かたってから、この問題で、お前がそんなに納税者のためにがんばるんなら、前のあれ挙げるとなつた場合に、どうかでもって救済措置ありますか。どうですか。

○政府委員(福田幸弘君) 除斥期間がございまして、その確定する税自体の除斥期間が過ぎましたら、普通三年でございまして、それを過ぎてからはその問題は生じません。

それからさかのぼってという、その範囲内での問題でございまして、いづれにしろ、客観的な事実で故意が証明されるという仮装、隠蔽がはつきりしている場合の問題でございまして、引き続き税理士業務を続けられた結果の税額という、こういうことになっていまして、その問題はむしろ助言義務よりも脱税相談、特に不真正申告書の作成の方の問題になりますので、これは従来からその問題は同じでございまして、助言義務だけを

取り上げて問題にするというよりも、それは不真正申告書を出しておるといふ種の問題で、これは従来と同じでございまして、助言義務違反だけが問題になるというよりも、そっちの方に吸収されておるといふことでございまして。

○丸谷金保君 先ほど銀行関係で裁量権の問題、そういうことはないということですが、間々あるんです。金融機関のことですから、いまのように入損金で落としてでも預金者には気分を悪くさせないというふうなことで同じように、いまの場合、それはもうそのときには脱税相談と、これはまあ相談はしていないんですから、わからないんだからわかるやつでやっただけ。これはもう脱税相談とか何とかということじゃないと思うんです、税務上。税理士さんがちょっと調べたくらいでは、ちょっとやそつとではなかなかわからない。私はこれ、脱税相談の領域になんか全然入らないと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(福田幸弘君) 御指摘の、その判断が、解釈が食い違ふとか、事実が両方見方が違ふとかいふのは、これは故意の問題でございませう。いまのような事例は悪意な故意に基づくものじゃございませう。そういう助言義務はもちろんでございまして、そういう問題にはなり得ない。それは徹底する必要はございまして、この条文自体が故意にということを中心としておりますので、仮装、隠蔽ということに重点がある。この非常に厳格に書いてございまして、いまのような解釈の違ひ、評価の違ひというのは、これは問題にならないというふうに厳格に適用すべきものであります。

○丸谷金保君 それで、これは現行法では脱税相談なんというふうな仕組みに入る範疇じゃないんです、どんなに仕組みたって。しかし、今度新しい法律ができて、助言義務というのができることは変わってくるんでないか。なぜもっと調べなかつたというふうなことが、この問題、助言義務違反というふうな範疇にも具体的な例なんですよ、いま私が申し上げているのは、これは入らないと、福田裁判官、そういうふうに判定しますか。

○政府委員(福田幸弘君) これはもう断定いたします。これは構成要件に当たりませんのでこの条文にはまりませんので、この助言義務の問題でございまして。明確にいたしますし、徹底いたします。

○丸谷金保君 こういう税法上の非常にむずかしい、微妙な問題のたくさんある事例がいろいろありますけれども、これはまあ助言義務のところ、きょうは所得税をやっておりますので、ただ関連してちょっと助言義務の問題に触れたんですが、大要税法はむずかしいというふうな問題が非常にあるうちのひとつという具体的な例として申し上げた次第でございまして。

それから、租税特別措置法の中の退職給与引当金、これは現在一般の会社のどおり勘定の中で行われておるわけですが、このために、会社が倒産したときに非常に困ることが多いんです。退職給与引当金は帳簿上にはあるけれど、お金はない。そのために、会社倒産のときに、当てにしていた退職金は全く労働者はもらえないと、こういう事例が間々あります。今回の改正は、こういう問題にちつとも触れてないわけですね。これはやはりもう少し働いてる人たちの利益を、権利を擁護できるような退職給与引当金の制度にしなきゃならないんじゃないかと思うんですが、いかがでしよう。

○政府委員(高橋元君) 退職給与引当金が租税特別措置という仰せがございましたが、これは法人税法の施行令の改正で手当ていたす予定にしております。これが私ども、なぜ租税特別措置に当たらないというのを長年申し上げておるかとお申ししますと、すべての法人の所得を計算する場合の通則だという考え方であります。

ちょっと話がぐどくなつてお許しをいただきました。でございますが、給料を払いますとそれが損金で所得税の、法人税の計算に入らないのは当然だと思つて、九月期で終わつて十二月にボーナスを払うときに、九月期まで働いた人のボナ

スを引当金にして十二月に払つた場合には、九月期の損金にして十二月の次の期に払うまで債務に立てると。まあいわば引当金として立てる。これも当然御理解いただけると思うのです。

退職給与は、その期に働かして、いまの日本の退職給与の制度ですと、支給倍率が上がっていくわけでございます。したがって、勤続年数が延びた分、支給倍率が上がった分、それだけ将来その人がやめた場合に支払うべき退職金の額がふえます。ふえてしまったものはやはり償ふなり、まして当期損金におきます給与というものと性格的には同じものである。これはいろいろ議論がございまして、けれども、昭和四十二年に、企業会計審議会というものが大蔵省にございまして、そこで議論をしてもらひまして、これはやはり負債性の引当金相当であるという考え方であります。金を貸しまして貸し倒れの危険というのには常にあるわけでございますから、貸し倒れ引当金を立てると同じように、やはり会社の所得を計算する場合には、それはむしろ引かねばならないというのが企業会計上の考え方でありまして。そういうことで昭和四十年の改正の際に、これを所得税の、法人税法の所得計算の通則として法人税法の中に入れたわけでございます。

したがって、いま仰せのように、法人が引き当てます退職給与引当金は一般の負債勘定に立てておるだけで、その見合いの資産は特定されておられません。昭和二十八年に制度を設けましてから三十九年までは、その四分の一を特定預金にしておけという制度がございました。しかし、いま先ほど御説明を申し上げましたように、退職給与引当金は働いておる従業員が将来やめた場合に、退職給与規程なり労働協約に基づいて支払われるべき退職金の中でその期の勤務に起因している部分、それを引き当てるわけでございますから、したがって、これについて特定預金を要求する必要はないという考えでおつたわけでありまして。

別途、いまもお示しをございまして、昭和五

十年、五十一年の構造不況時代に大蔵政策的な問題になりましたわけでございますが、当時、支払い賃金確保法というのが国会で御可決をいただいたわけでございますけれども、その時代に、会社がつぶれてしまつて退職給与が払つてももらえない、給料も未払いがある。こういうものについて給与と、退職給与の支払い原資を確保させるべきだという法律であります。

その法律を労働省で立案いたします際に、退職給与の支払い原資を特定預金にしたらどうだろう、昔のように四分の一を特定預金にしておいたらどうだろう。少なくとも会社がつぶれても、特定預金見合いのものについては質権なり抵当権なりくついているわけですから、または保証がついていてはいるわけですから、その分は取り立てられる、こういう提案がありました。いろいろ労働省で苦勞をしたわけでございますけれども、当時の法案の作成の経過で私も労働省から勉強いたしましたところでは、左前の会社は退職給与の支払い原資を会社の外に出してしまふ。または特定の形の預金にして、その預金を営業資金から切り離してしまふということになりますと、そういう運転資金がまた足りなくなりました、その分をまた借りてこなきゃならないわけで、支払い利子がふえてしまふ。そういうことがあるために、退職給与の額をふやすことを会社もいやがり、組合の方でも要求しにくくなる。そういうことであるよりは、やはり会社が健全に経営される場合にはいまのままの制度でいいではないかということでは、たしか退職給与の支払い原資の確保という制度は、ねばならないという義務規定という形で終わつたわけでございます。

私も、たびたび国会で、退職給与の支払い原資の引き当てと、退職給与引当金と名前が似ておりますので、ときどき御一緒のような御質問をいただくわけでございますが、支払い原資を積み立てるという必要があるではないかというお話がありまして、昨年もありましたし、その後も労働省といろいろやりとりをしておるわけでございま

すけれども、いまのところ、そういう支払い原資の準備資産というふうなものを引当金制度と一緒にのとして構成することは非常にむずかしいという現状でございます。

○丸谷金保君 これは非常にむずかしいことだとは思ひます。しかし、退職給与引当金、これが損金として認められているのは、会社の資金繰りのため必要だから認めているわけじゃないんです。あくまでそこに働いている人たちの退職金を確保するためです。そうでしよう。だから、損金として認められているんですね。そうでないですか。

○政府委員(高橋元君) 繰り返すようで恐縮でございますが、今期働いたために、その人に将来払うべき退職金がたとえ十数万円ふえたといえますと、その十数万円は今期の――まあその人は十年先によめるかもしれないが、今期の利益から引いておくというのがこの引当金の基本の思想でございます。つまり従業員を働かせてもらうことが上つたと、利益が出たと、その利益を全部配当してしまわないで、十年先に払うべき退職金の中のこの期の分というのは利益から引いておきなさいというのがその引当金の思想であります。

その思想と、会社がつぶれた場合に円滑に従業員に退職金を払えるような資金の手当てをしてやるということとは別個のことでございます。別個のことではございますが、この引当金の制度と関連をさせて、退職金の支払いを円滑にしてやるような制度を工夫する余地はないかということ、これは先ほども、いまの状況では大変むずかしいと私も思つておりますと率直に申し上げましたけれども、労働省とも引き続いて長期的に勉強はしてみたいと思つてはおりますが、まあ制度としては引当金ではございませんで、これは恐らく支払い備金というふうな形になるかと思ひまして、別個の制度になるかと思ひます。

それから、お許しをいただいて、先ほどお答えをしました生活保護基準でございますが、一級地の生活保護基準は、五十四年度百五十万四千円、五十五年度百六十二万三千円でございます。

○丸谷金保君 退職給与引当金とは別個の制度といひますけれども、本来その金はそういう準備金的な性格で損金として認めているんじゃないんですか。どうなんですか、違いますか。

○政府委員(高橋元君) 将来払うというよりも、当期の利益に計上してはいけません。当期の利益を計算するときには、十年先に払う退職金の今ふえたその十数万円、先ほどの例で申し上げましたけれども、それは負債として利益から引いてしまひなさいという制度でございますから、その負債として利益から引いたものをどういう形の資産として持つておるかという問題は、その次の問題でございます。つまり、負債に立てるためには利益をそれだけ減らさなければいけませんから、減らして引き当てました引当金を見合ひにどういう資産形態を要求するかということでございます。

昭和二十八年から三十九年までは、その四分の一を信託なり預金なり生命保険なりという形で持つていनाさいという制度がございました。そういう制度を復活すべきかどうかということも検討の中の一環ではございますけれども、直ちにそれが退職給与引当金のそのものと結びつくというふうにも私も思つておらないわけであります。なおいままで繰り返し申し上げましたように、そういう退職給与支払いの原資をどうやって確保するかという制度上の工夫というものは、勉強を続けたいと思つております。

○丸谷金保君 これは実際の問題として、私たちも非常にそういう相談をよく受けたんです、いままでね。間々あるんですよ。帳簿上は退職給与引当金がきちんと何千万あるから安心だと思つていたら、会社が倒れてみたらお金は何にもなかった。退職金ももらえなかった。退職時にもらえらんと思つて働いているし、また支払いをするために損金として認められているものだと思うんですよ。そうでないんですか。どうも話を聞いてみるとそれは別なものだと言われるんですが、わからないんだ、私。別なものでいいはずがないんだ。

○政府委員(高橋元君) 現在、中小企業退職金共済事業団がございまして、日本じゅうで百数十万あります企業の中で三十万ぐらひはそれに加入しておられるわけです。その掛金を掛けておきますと、これはもう外へ出してしまふわけでございしますから、これは損金でございますが、将来会社がつぶれて退職金の支払いが起つた場合――つぶれなくても起こりますが、そういう場合には退職金共済で払つてもらえるわけでございます。そういう制度は、外部拠出で退職金の支払い原資を確保するという非常に有効な方法でございますから、そういう方法につきましてさらに検討していくということもあると思ひます。

退職給与引当金は損益の計算上のルールでありまして、物を売りました、百万円売つたけれども五千円は貸し倒れの危険が起つたところだといふので、五千円は損金に立てて引当金にしてしまふ。同じような意味で、所得計算上のルールというふうな思つておりますが、いまもだんだんお示しのありますように、こういうものと退職金の支払い原資をいかに確保するかという制度と、リンクさせると言ふと少し言葉があれになるけれども、しれませんけれども、そういうものと並行して検討していく、いわばこれは労働基準行政の問題でございます。検討してみるのは必要はある、そういうことで長期的に勉強しておると申し上げた次第であります。

○丸谷金保君 長期的と言わないで、急いでください。現状では本当にそのために泣いている労働者がたくさんいるんですよ。私たちもそれでいろいろんなそういう相談を受けるんですよ。社長がいなくなつた、みんな集まつてわいわい言うけれども、退職金の分けようもないと、帳簿にはこんなにあるんだと、こういう例はたくさんある。そして、しかもそれは損金で税をかけない方じゃないかと大蔵省は認めているわけだから、大蔵省が認めて引いているから安心していいんですよ、みんな大丈夫だと思つて、いや、首かしげるけれども、本当にこれはそんなこと関係ないんだつたら関係ないで、損金に認めるというのはおかしいこ

とになるんですよ。

ですから、労働行政の中で、いま言ったような事業団に入りなさいという指導をうんとやるということも必要ですけれど、何かそういうところに繰り出す損金の歩合といわゆる中でどんぶり勘定で企業の運転資金として自由に回せるような損金と、これをもう少し区別をきっちりつけて、たとえばこれは税額で差をつけるというわけにもいかないけれど、何か方法はないですか。私たちこれは実際に、こんなばかなことと思いつつ来たんです。

○政府委員(高橋元君) ただいまの仰せ、いままでもいろいろ御質問をいたしておりますので、労働省にも早速伝えまして、労働行政としての取り組みと、私どもの方の対応というものについて検討してみたいと、かように思います。

○丸谷金保君 これは労働省だけに任せないで、大蔵省としてもひとつ十分積極的に取り組んでいただきたい。お願いします。

それから次に、今度は土地税制の問題です。二千万から四千万に非課税限度額を上げましたですね。これは倍にした、一番基本的な二千万を四千万にしたという根拠は何なんですか。

○政府委員(高橋元君) 今回、土地税制について改正の御提案をいたしておりますが、その一番主な考え方は、いまの土地問題というのは宅地の供給をいかに確保するか、それによって地価の高騰にブレーキをかけていくことであるかと思っております。

そこで、宅地の供給が非常に底底をしております地域というものは、何といつても三大都市圏であらうと思えます。三大都市圏、特に首都圏と申してもよろしいかもしれません。そういうところの土地の取引の現状というのを、私ども毎年夏になりますと、全国の土地の譲渡所得について悉皆または抽出の調査をいたします。

そういう結果をいろいろ見ておりますと、どうも現在の税制が、私は税制は——ごたごたしますけれども、補完的な手段だと思つていただきたいと思います。

すけれども、現在の税制が二千万円まで二〇%の比例課税である、二千万円以上は四分の三の総合課税になるということが意識され過ぎておりました。譲渡所得が二千万円になるところまでで土地を切り売りをするという傾向があるようでございす。残念ながら事実のようであります。全体の土地の取引の中で九三%ぐらいは譲渡所得が二千万円以下というところで切られておるわけでございます。

東京近辺の地価は、よく御案内のように通勤圏内であれば普通百万で、安くても五十万でございす。それから、そうなりますと、二千万の土地が売られてきたというところは、二十坪から四十坪ぐらいの土地が売られているということになります。それでは、宅地の供給として将来のことも考えますと、大変何といひますか、寒くなるような気持ちがいちたします。そういうことを避けてこれを四千万まで上げていけば、小口のものでなくてもう少しさらに大きな土地が出てくる、それによって宅地の供給が促進されるというようにおることをいろいろなケースについて調べてみました。

そうしますと、大体五十万から百万といふ申し上げたぐらいの土地でございす、四千万まで上げていきますと、いま九三%と申し上げましたが、それが七割ぐらいの取引になるかと思ひます。それ以上の大きなものにつきますと、やはり比例課税というわけになります。その辺になりますと、かなり税率も高くなるわけでございますから、比例課税でございせん、二分の一の総合課税にしよう、それで八千万円まで行きますと、八千万円以上は、土地の譲渡所得というものはキャピタルゲインの最たるものでありますし、社会開発の利益を受けておるという意味では、他のキャピタルゲインとはまた違った意味を持つておりますから、したがって、それは現在の長期譲渡所得の課税の大枠である四分の三の総合というところを緩和しない。

そういう考え方に立ちまして、大体首都圏なり三大都市圏の地価の奥情とか、切り売り、ないし

毎年毎年売り惜しみということの状況を見合わせまして、二千万円の比例課税分を四千万円に引き上げる、それから八千万円までは二分の一という制度をお認め願いたいという案をつくりまして、御審議を願つておる次第でございます。

○丸谷金保君 グリーンカードのところで、やつてみてうまくなければできるだけまたどんどん修正するというところで前向きに、余り慎重にならないでというふうに私申しましたが、土地税制についてはそれと実は逆だと思つたのです。ちよいちよい変わりますと、いまお話のありましたようなことになかなかならないのです。いままで二千万で売ろうと思つていたのが、今度四千万までが税金が安くなるということになると、二千万の土地が四千万に値上がりするということの方が経済の原則から言つて多いのです。そして、さらにまたそれ以上の人は、いずれまたこれは変わるだろうからそれまで持つていようというところで、宅地供給が減る方に回ると。現に私、そういう話を聞いています。いや、また変わるかもしれないからなかなか売れない。

だから、私は、土地の問題については、もつと地方公共団体その他に対する免税の措置をふやして、そういうところが土地を抱えていく。公共団体へ売る場合は免税だというふうな土地税制を抜本的にやらないで、こういうちよちよとやることは逆に私は反対なのです。うまく効果が上がります。これで効果が上がると思ひますか。

○政府委員(高橋元君) 土地税制は誘導的、補完的な手段でございすから、これだけで土地の問題が一切解決するといふ過大な期待感というのがあるてはならないと思つてございす。しかし、いま先ほど仰せのありましたことは、まことに私もそのとおりと思つております。

つまり、土地税制で現行の租税特別措置法は、所得税の本則の二分の一総合課税に對してしまつてい

でという期限規定であつたわけでございますが、五十五年になれば租税特別措置法が自然に切れてしまつて二分の一課税に戻つてしまふのだから、それまで売らないでいいではないか、こういう期待を持たせまうと、売り控えということが広範に起こつてまいります。

そういうこともありますので、今回御提案いたしております規定は一切適用期限を定めておらないわけでは、租税特別措置法の各般の特別措置につきましては、サンセット方式と申しますか、すべて期限をつける、または政策効果の上がなくなつたものを廃止する、そういう態度で臨んでおりますけれども、これだけは逆に期限を取りまして、当分の間という規定に直してしまつておるわけですね。それは、連続して毎年毎年土地税制が緩和されるという期待から、逆にいまお示しのよう

に売り控えが起こることとがあらはなつてはならない、期限をつけたいことがまた政策的な意味を持つてあらうというふうに私は思ひます。

そういう意味で、今回の御提案も、無期限という形で五十五年一月以降の土地取引については、長期譲渡については、すべてそういう制度が今後相当期間にわたつて適用されるという前提で、御審議を願いたいというふうに思つてございす。

○丸谷金保君 少なくとも今後十年くらいはいじらないというふうに理解してよろしいのですか。

○政府委員(高橋元君) いま、いつ改正するか、いままでのように五年たつたら改正しますというところではない、そういう形の条文として御審議いただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 どうもいまの答弁を聞いていますと、先の答弁は大変かちつとしていたのですが、この後の答弁は早いこともあるし遅いこともある、こういうふうな答弁です。それはわからない。少なくとも、相当程度直さないのが正しいので期限をつけなかつたという先ほどの答弁と今度の答弁とちよつと違ふのですよ。どつちなのですか。

○政府委員(遠藤要君) 今度の改正案は、土地の

潤沢な供給ということを考へてのことであつて、先生のおっしゃる通りに期待感を持たせるといふことになればその改正案の意味をなさず、そういうふうな点でわれわれとしては堅持していきたいといふことで、御理解をお願いしたいと思つております。

○丸谷金保君 答弁の前段で、土地の問題は税制だけではどうにもならぬといふことを前置詞に置いて答弁されているので、これでもって宅地供給が円滑にならなくてもそれはこの税制の責任じゃない。こういうことを言いながら、それでも供給に期待している、こういうことなので、何か非常に自信のない御説明のような気がするのです。本当は、やつともうまくいくかどうかわからぬけれども、まあいろいろあるからちよつと手直ししてみようといふことじゃないのですか。どうなんですか。

〔理事細川護国院議員、委員長着席〕

○政府委員(高橋元君) 私が、土地はあくまで税制は補充的な手段であるといふことを申し上げましたのは、いまだ長い間の土地税制の歴史から見まして、土地税制に過大な期待が持たれてきたといふことを受けてのことでございます。

昭和四十五年に分離課税にいたしました一〇%、一五%、二〇%といふことをやめたこともございまして、五十年になりますと、それを改正しまして四分の三総合課税という制度にいたしました。それによつて、本来オールマイティーでない税制がそれだけに頼られてしまつて、土地の供給をあるいは促進し、あるいは抑制するといふふうになるのは大変問題ではないか。それよりもつと、たとえばゾーニングでございましてとか地域の利用規制でございましてとか建築法規の改正でございましてとか、いろいろなことがある、そういうことと相まって効果を上げていきたいといふつもりで申し上げたわけでございまして、効果のほどはわからぬけれどもとにかくやってみるという気持ちでは毛頭持つておりません。

たとえば、今回御提案しております中に、居住

用の資産を売りましてその売ったところに四階以上の共同の中高層のアパートを建てる、その場合には買いかえにする、買いかえと申しますか、課税しないで置いて取得価格引き継ぎでございますという条文を一つ御審議をお願いしておるわけでございますけれども、これあたりも、現在、第一種住居専用地域と申しますか、いわゆる一種住専ではたしか高さが十メートル以上の家を建てては行けないわけでございまして、そうなりますと、四階建ての家が建たないわけでございまして、そういうことになりまして、せつかく居住用の中高層買いかえを認めてもその効果が上がつてこない、二種住専以下の地域でないといふのがかかつてきませんから。そういう場合には、建築基準法なり都市計画法なり、そういうものと連動することによつて効果を上げていきたいと、そういうつもりで申し上げたわけでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 これ、どうですか。地方公共団体等が買う場合には、全部無税にするといふくらい思い切つた措置はとれないのですか。

○政府委員(高橋元君) 現在、収用事業または収用事業に当たりますような公共的な事業によつて土地が買収される場合には、三千万円の特別控除をいたしております。これによつて、そういう関係の土地の譲渡の相当多くのものが非課税になつておると思ひます。

それから、五十四年度の税制改正をお願いいたしましたのが、国または地方公共団体、そういう公共の主体が土地を買収する場合、その売った人につきましては四千万円まで二〇%、四千万円以上二分の一比例課税という制度を入れております。いわゆる優良住宅地の譲渡の特例でございまして、そういう形で、公的に売られる場合、課税上も非常に優遇をいたすといふことにいたしておりますが、一方で公的な機関に土地を売りまして、やはり昭和四十四年十二月から前持っております土地でございまして、したがって、譲渡益の発生することとは事実でございまして、譲渡益が発生して、しか

も譲渡益というものは長年持つておりまして一時に実現するといふキャピタルゲイン以外、社会開発、公共の開発利益を受けておつたものでございまして、個人について起こつた所得を全部まけてしまふといふ必要は私はないと思ひますし、また、それは課税の公平上非常な問題である。

公的な主体が公的な利用に供すべく計画を持つて土地を買いたいといふときに、それを売りやすくして、そういうインセンティブをつけるための制度として、いま申し上げた優良住宅地の課税の特例とか、それから公共事業の収用事業の三千万控除とか、そういう特別控除の制度があるわけであります、これによつて効果は相当発揮されておると思ひます。

○丸谷金保君 効果が発揮されていけば、公共事業によつて土地インフレーションといふのは起らないんです。効果が発揮されていらないんです。これは、効果が発揮されていらないから、公共事業投資によつて土地インフレーションが起つていふのでしよう。私たちは事実から言つていふんです。

あなたは法制的理論から言つていふから、両方どつたか合はなやならぬのだけれども、おたくは事実認識がないものだからそういうことで効果が上がつていふと言ふ。三千万の、公共事業なんかの場合にはそういう控除はあります。結果どうなると思ひます。それに見合うだけしか売つてくれないから、まとめて買つていくことができないんです。開発が進んで開発利益で付近が次の年になるとまた上がる、と、また高く買わなやならない。

こういうふうなことで、一括してと申しますのは、私は三年間くらいに間に、坪で言つた方がわかりかと思ひますが、千六百万坪池田町長として買ったんです。千六百万坪ですよ。一番困つたのはこの税の問題なんです。しかし、思い切つて買つて、ですから土地は値上げさせない、宅地は町が全部提供する、いろいろなことをやつております。そういう実際にやつてみた形の中から、自治体ががらんと土地を持つては土地の値上がりを抑え

たり、公共事業に代替地でもすぐできるんですよ。そういう柔軟な措置がとれるんだけれど、やはり自治体が土地を持つていないと、そういうことが、いま言ったように効果が上がる上があるといつて、上がつてないんです。私は上げてきたんです。私自身は上げてきた上、それだけのものを持つたから、持たなや上がらないですよ、絶対に。

公共事業でもつて用地を買収する場合でも、固定資産税の二・五倍以上には絶対買つていません。固定資産の評価を安くしておいて、税金を払うときに安く売るときに高い、そんなばかなことは絶対にさせないといふことでやつてきました。実務をやつてきて、うまくやつていふ私が言つていふんですよ。その例はたくさんあります。あなたの言うようないまのそういう小手先では、土地問題といふのは税制の面からだけでは解決しないですよ。本当に歯がゆいんです、ここへ出てきて見えます。

たとえば公共事業をやる、われわれはまとめて三年分でも五年分でも一遍に買ひます、開発利益といふようなものを得させないために。しかし、これを一遍に買つても一遍に払えない。そうすると、国なり県なりとの間に契約して、分割して毎年納入してもらふ。本人には一遍で払ひます。本人が銀行から借りたのに、これは多少財政支出になるけれど、町が金利負担だけするんです。その金利負担の分だけ、毎年国の方に公共投資として払う金を上げてもらふ。そうすると、公共事業によつて土地のインフレーションは起らないんです、そういうふうなやり方であれば。少なくとも自治体を持つ場合には、それでは役場に売らな或少しは安くてもいいといふことになるんですよ。そつちの方に行くんですよ。

こゝら辺のことが、どうも東京におるとピンとが狂つちやつて、実際の実際と合わないような税制なり、制度といふふうなものが進んでいって、こんな小手先でなくて、もっと抜本的に、徹底的な検討の中でやつていただきたいと思ひます。

ひとつ次官、大蔵省の税制の担当官を池田町へ行って勉強させてください、いかにうまくいっているか。

○政府委員(高橋元君) いまの市町村が公有化をして土地をたくさん持つておいて、公共事業の対象としてそれを利用する、そういう公有化政策というものは、私どもは非常に効果があると思つてゐるわけでありませう。

委員のいまお挙げになりました池田町の話は私も承知しておりましたが、昨年これも税制調査会で土地の御審議を願うときに、関西の方のさる大都市で相当大きな公有化をやっておられるところがあるのです。名前を覚えて申し上げれば神戸であります、神戸の方に来ていただきまして、土地税制の改正について現状についてどう思ひますか、それから計画法規なり、それからそういう公有化政策の進め方と税制とのあり方をどう考えますかというのをぜひ詳しく伺いました。

そういうことで、いま仰せのような公有化政策を助成するという意味で私がさつき二つの制度があると申し上げたわけですが、そういうものを持つてゐる意味というものについての御意見もちょうだいしたわけでありませう。

ですから、私も決して——まあ、私も東京におりまして地方の事情を全部知つておるなどというてい申し上げる気持ちはありませんけれども、できるだけ広くそういう政策の持つてゐる効果というものについて、また政策税制としての土地税制をどう運用するかというようにすることにつきまして勉強してゐるつもりではございますけれども、何分にも土地の譲渡所得というのはかなり大口の所得であります。市町村に売られる、または県に売られるという場合に、その所得について一切課税をしないということになりますと、これは課税の公平ということをどう考えるかという大きな問題も出てまいります。

一方で、これはこういう公の席で申し上げていかどうかは若干自信がないわけでございますけれども、市町村が買いになる、県が買いになるに比べて、そうじゃない国の機関が買う場合の方の買い値が高いというような問題もあるようにございませう。これは、歳出でもつて土地を取得していく場合の便宜の問題とか、いろいろな問題があると思ひます。ですから、公共事業の執行によつて土地が値上がりしていくということは確かにあるものであります、それは買い手はいろいろ高い値段をつける、高い値段をのまされてしまうということもありますから、そういうことの執行の面でも十分御留意をいただきたいというふうに私も主計局にも話をいたしておりましたし、主計局の予算の査定でも、そういうことがないよう

に配慮をしてもらつてゐるわけですが、しかし、何分にも全国で四千万人の地主がおいでになるわけでございますから、そういう方について一律に適用する税制を考へていきます場合には、やはり課税の公平の枠の中で誘導的な効果を發揮し得る限度というものが現在の優良住宅税制なり、公共事業等の特別控除ということが限度ではあるまいかという考え方を申し上げておるわけでございますが、もちろん土地税制によつて宅地の供給を円滑にしていこうというためには、私も先ほど政務次官からお答えがありましたように、現在御提案しておりますものが認めただけですならば、しばらく減税期待というものをなくして、民間の宅地供給というものを促進していきたいと思ひますが、別途法的な土地取得の位置づけなり、それに対応する政策手段としての土地税制というものをどういうふうに行つていったらいいかということの勉強は、これは怠らないつもりであります。

○丸谷金保君 二千万を四千万にするというふうなこと、あくまで民間に土地供給、宅地供給というふうなものを任せていくという、そういう考え方の基本が間違つてゐるから、こういう税法改正になつてくるんです。これは土地問題は民間に任せるべき問題じゃない、本来は国の責任であること、ですから、それは国の責任であると同時に、その地域社会の地方公共団体にもつ

と幅を持たせた政策が行えるようにしてほしい。課税の公平から言つて問題があると言ひますけれども、その分だけ逆に言つて自治体に提供する場合に安くなるんです。このところの考え方が基本的に違つてゐるわけですよ。

土地を持つてゐる人は、売るときにはいゝゆる価格が幾らというんじゃないやなくて、手取りが幾らかということなんです、税引き後の。だから、公共団体に対するそれは、現実に使つてゐる分については大きな控除あります。そうじゃないと、それじゃだめなんです、土地税制、私たちの体験から言つても、思ひ切つて地域社会の計画があつたらまゝめて地方公共団体自身が持つてしまわなかつと、うまくいかなひんです。ですから、民間主導型の考え方ではないかなやな思ひます。

それから、そういう税の問題でも、それはその分だけ安くなるんですから、手取りは同じだったらじゃ役場に売らうかと、市役所に売らうかと。そういう税制の仕組みに替へていただかないと、これは何も北海道だけのことを言つてゐるんでなく、全国的に、それから現在の東京周辺にしても、もうちょっと何というか、公共団体がそういうこと、体制のとれるような、ひとつそういう点で次官、土地税制はこういう小手先をいじつても決して予定したような期待するようなものには上がらぬと思ひます。ですから、私たちは反対です、いまこんなことをするの。もつと基本的に所得税法の全体として、こういう土地の譲渡の税制も抜本的に考へるといふふうな態度をひとつおとりいただかせませんか、どうでしょう。

○政府委員(遠藤要君) この改正案によつて、で

ら役割りはやはり国なり地方公共団体がもつとその役割りを果たすべきだと、そういうふうな御発言のようでございますので、この点十分われわれとしても検討してまいりたいと思ひますので、よろしく御理解願ひたいと思ひます。

○丸谷金保君 重ねて次官に申し上げたいと思ひますが、いまの大蔵省答弁のようなやはり民間デベロッパーに任せていくことが、国の基本政策として、これは決して大蔵だけの考えでないと思ひます。いまの自民党政府の土地政策の失敗の本は、そこにあつたと思ひます。政策は失敗してきています。そして、そのつけは国民に打たなければ、とても小先手の税制の改革だけで、しかも税制だけにこれは責任を転嫁するわけにもいきませんから、ひとつその点、十分考へていただきたいと思ひます。

それから、所得税の關係の国会のしばしば答弁の中で、日本は外国に比べて法人税は高いんだと、非常に多いんだと、こういうふうなことがよく言われております。何回か答弁の中で、そういうあれが出ております。私もなるほどと思つた。だから、法人税の増税ということではできないので、財政再建のためには個人所得者もまんしでもらわなきゃならぬという、一つの理論的な構成が行われてきました。これは数字の上では、確かに法人税取というものは日本が多いんです。しかし、なぜかと言つて、法人の数がヨーロッパ諸国等に比べて非常に多いということを私、最近気がついたのであります。

たとえば、EC諸国、西ドイツと比べてもいいですが、一体課税対象になつてゐる法人の数はどれくらい開きがありますか。

○政府委員(高橋元君) 法人の数のことだけで申し上げますと、日本は百六十七万七千九百八十五でありませう。その中で協同組合、公益法人を除きました普通法人、会社でございますが、これが百五十三万八千八百二十三あります。昭和五十三年度であります。それに対してアメリカは、昭和

五十年度に二百二十四万人あるようでありますが、中身はわかりません。それからECといま仰せてございしますが、イギリスしかわかりませんが、イギリスは三十八万四千三百のようであります。ドイツはもっとたしか私の記憶では少なく、十万台であつたと思います。

ただ、先ほどのお話の中で、私一つお断り申し上げておきたいのは、日本の法人税が税収の中に占めるウェイトが高いから、したがって法人税をふやす余地がないのだということを申し上げたことは一度もないわけでありまして、日本の税制の中で法人税は三割という地位を持っております。非常な大きい割合を占めておりますが、日本の法人の効税率は諸外国に比べると若干低い。したがって、適当な機会をとらえて、その引き上げを検討すべきであるという五十二年の税制調査会の中期答申の線で見計してあります。法人税の割合を上げておられるわけでありまして、法人税の割合が高いから法人税をふやすつもりはないという事は、私の知っている限り、政府ではない。たまたまお話しになっていないと思います。

○丸谷金保君 私の上上げるのは、政府答弁で、税収の中に占める法人税額は非常に多いんだと、こういうことをしばしば言っているの、実効税率とか税率がどうだという答弁をされないで、いつも法人税の税額はこんなに諸外国に比べて多いんですよ。これは巧みにすりかえて、いかににもそのことは、税率も高いんだからそうなかなか上げられないのだという、そういう認識をさせるような答弁がされているんです。これは、この一年くらいの間にも私は聞いております。

しかし、実際は税額は諸外国に比べて——よく日本の場合に西ドイツを例に出しまして比べます。しかし、ただいま御報告いただいたように、西ドイツの法人の数は十五分の一ぐらいですね、日本の。こういうのを比べて、税額だけで言うんです。これは税理士法でも同じなんです。西ドイツも無試験です。よんで言いま

したね。全然違うんです、中身が。いかに、だからわが国の無試験もいんですよというところにすりかえて言っているのと同じように、法人税の問題にかつても、法人税をもっと高くせよというわが党要求に対しては、税率の細かい説明より、いや、なかなかわが国の税額は非常に法人税も諸外国に比べて多いんだと、こういうような形で上手なすりかえの答弁が行われてきている。ですから、そういう点でこれだけ違うんですから、税額多いのはあたりまえなんです。

ここで、もう一つの所得税との関連で問題は、なぜ日本はこんなに会社が多くつたか、本会議でも私指摘しておきました、個人の所得税を納めるよりも、親子でやっているとかなんです。言なれば、所得税が高いということなんです。この点について、ひとつ御見解をお願いしたい。

○政府委員(高橋元君) ちよつと戻りまして恐縮でございますが、さき法人の数を挙げてお話がございましたけれども、法人の所得というのが国民所得で出てまいるわけでございまして、法人所得が国民所得の中で何割を占めておるかということと比べてみますと、日本は九割であります。アメリカは九・七割であります。イギリスが七・一割、これは、会社の数が少ないわりには法人の企業活動が大きいわけでございまして、七・一・ドイツが三・七割。国際比較するとそうなります。大体、多少のことでございまして、五割前後が法人の税金でありますから、したがって、法人税収というものはこの割合で、この法人所得の大きさを国際的に比べていただければいいのだらうと思

います。そこで、もう一つの御質問は法人成りの話でございますが、最近ずっと会社の統計を見ておりますと、一年間に七万から五万ぐらゐる法人が新しく数が増えていきます。これは一つは、休業した法人をなかなか抹消いたしませんで、実体はなくなつて、ただ登記簿だけで残つておる法人というのがあつたから、どんどんふえてくるように見

えて、実際に動いているものは百三十五万ぐらゐかなと私も思っています。思いますが、やはり若干ふえる傾向にございます。

法人でございまして、中小法人の場合には留保に二・八割の税金がかかるわけでございまして、二・八割の個人の効税率と比べるとかなり高いところでありまして、税率だけの比較からいたしますと、法人と個人の間の税負担のバランスというものは、むしろ法人の方が、たしか所得七、八百万円よりも大きくありませんと法人の方が高いのだらうと思つて。

そういう意味で、法人・個人の税負担のバランスは、いままでもずっと議論をされてまいりました。検討もしてまいりまして十分考へてきておりますし、四十八年度に、個人のままで租税特別措置のみなし法人という課税を採用されれば事業主報酬がどれという形で、そこで法人と個人の税負担のバランスというものを一つ図る方策を入れたわけであります。

それであるのかかわらず、なぜ五万も七万も会社が毎年ふえるのからうということでございますけれども、これを、会社設立をしたその理由というのを、非常に大きな調査はございませんけれども、折に触れて企業の精進者なり、それからちよつとした世論調査なりというものをやってみますと、税負担の問題というよりも、銀行から金が借りられやすい、株式会社の方が、何のたれべえという個人商店よりは資金調達が有利であるということとか、社長さんというのは日本じゅうに百何十万人かおいでになるわけですが、何々さんより社長さんの方がかつこうがいというふうな社会的な地位の向上ということとか、そういうことがむしろ指摘されておるようでございまして、私も今は今後とも個人と法人の税負担のバランスというのを考へていかなきゃならないと思つて、こういうふうな、これから先、歳出の面の考慮はありますにしても、税負担というものについて御理解を得ながら、この辺考へしていただかなきゃならない世の中でございまして、そういう

企業活動について、法人形態と個人形態をとった場合に税負担のバランスというものは十分考へな

きやならないと思つて。今度、税制調査会に企業課税小委員会というのを

をつくつていただきましたのも一つはそこにござ

いまして、そういう点についても御検討をお願い

いたしてございまして、いまこれから審議に入ると

ころでございまして。

○丸谷金保君 こういう問題について、いまも西

ドイツとの法人の数の、これが巧みに税額に変わる

担の問題の方がはるかに大きなウェイトを占めている、これはもう間違いないんです。そこに、所得税が諸外国より安くて何となく重税感というものもありまして、これは一方で歳出構造が違いうから、そういう面から来る問題もあります。出すのは出すけれど、さっぱり具体的な問題として返ってこないという、どこかこんでもないとこへずつと行ってしまうというふうな問題も重税感につながりますけれども、それと同時に、そういうバランスで言うと、どうも所得税というのは何となく高いという感じを与えるのは、法人とのあれなんです。

これは農業だつて、農業法人にすれば途端にもう無税になっちゃうんです。そういう例はたくさんあるんです。ただ、記帳や何かめんどくさくてとてめやれない、あのまねできないから。個人にはない法人にはいろんな特典があります。わが党がそういう点で、租税特別措置法をもっと全面的に見直さなきゃいかぬと言っているのも、そこにあるわけです。そうですね。そういう点で、単なる数字の比較でなくて、実態の上に立った比較をしていただきたい。

時間がありませんので一緒に言つてしましますが、それがどうもなかなかその実態に合った議論とかみ合わないのは、主税局と国税庁、現場で苦労をしている税務署の職員や税務官署の人たち、これらの意見が、要するに税法を企画し立法化する主税との間の人事交流がきわめて少ないという面があるんじゃないか。だから、現場の地についた苦労だとか実態だとかというところは、意外と大蔵省の方に吸い上げられてこない。実態のわからないうちに税法だけは走っていくと、こういうきらいが非常に多いのじゃないかと思うんですが、これは大臣に聞く話かもしれないんであれですが、どうなんですか、そこら辺の人事交流。

○政府委員(高橋元君) 政務次官からお答えのの前に、私からお答えさせていただきます。

現在の制度を前提として個人と法人の税金を比べてみますと、たとえば大体五百万という事業所

得の場合に、個人が地方税、国税合わせて払われる税金は三〇%でありましてけれども、法人企業で五百万という所得を上げられた場合には、五三・一九%の税金がかかるわけです。したがって、税負担のバランスという観点でなくて、所得計算のやり方なり、さつき申し上げた信用調達の便宜というものが入つておるといふことは、私はあながち間違つたことを申し上げたつもりもないわけでございます。

それから、国際的に比べて日本の所得税が低いと、これは歴然たる事実でございます。総理も大蔵大臣もたびたび本会議でも委員会でも申し上げておるとおりで、いま御説明は省略いたしますが、ただ、私が最初にお答えしたことと関連して、どうもおまへらは地方の実情を知らぬではないかと、こういう仰せであります。

そういう点は十分勉強せねばならぬわけでございますが、現在私の隣におります伊豫田国税庁次長は、去年まで私のところで主税局におきまして審議官をしておりまして、その前は国税局長もやっております。いろいろそういう意味では、執行とその制度を預かつております主税局との間の人事交流というのはこれは非常に激しく行われております。そういう意味で、また国税局長だけじゃよくわからぬじゃないかというお話でございますが、それはまた地方の部長もやったり、それから税務署長もやったりいろいろ勉強はいたしております。そういうわけでございまして、そういう点でそういう人事の交流だけでなく、税制改正いたしますときには必ず国税庁が全国の国税局から意見を集め、国税局はまた税務署の一線から意見を集めて、そういうものを持ってこられて、執行上の立場で私どもの方と国税局の方とずいぶん熱心な討議をするわけでありまして。そうやって税制改正に織り込むものもございます。私どもの方で、制度の問題よりは実行でやってくれというお願いをいたすこともございます。

人事の配置は私が云々すべきことでございませうけれども、私どもはそれなりに少ない人数で、

五万の職員が地方でつかんでおられる税務の一線の実情というものを把握することに日夜努力をしておるといふことは、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長(世耕政隆君) 丸谷君、時間が参りましたので、結論にお入りください。

○丸谷金保君 実、これでもって、答弁でやめようと思つたんです。しかし、いまの答弁を聞いてたらどうしてももう一言言わなきゃならない。いんですか、いまの個人所得の場合五百万円で三〇%で法人なら五十%と言いましたね、そういう比べ方をするんです、あなたたちはすぐ、ところが、法人の場合の四人の重役さん、みんな課税にならないくらい給料をもらうんです、別に。だから、こちらの五百万円の所得の三〇%と法人の五百万円の五十%とは、比較すべきところではないところであつたはちがひを比較して、こうだ、あつたと言ふんです。そうことにはだまされませんからね。それは給料四人もらつて、残りそれで五百万円の利益が上がつたら、あたりまえの語でしょう。全然違うんです、あたりの言うことは。

まあこれでやめておきます。

○矢追秀彦君 初めに、これは政務次官にお伺いをいたしますが、政府は五十五年度を財政再建元年として財政再建に取り組む、こういうふうに言われております。

五十五年度予算は、景気の回復もあり国債の発行を多少抑えることが可能になりましたが、これは政府の政策努力というよりも、私は税収の伸びがかなり当初よりも上回つたと、これは私も予算委員会で指摘をしたとおりでございまして、政府の見通しを上回つたわけですね。そういうことがあつてできたことでございまして、むしろ政府の政策努力とは余り言えないように思います。

また、行政改革についても、前宣伝はかなりやられておりましたが、現実にはまだまだ十分なものとは言えないと、こういうふうに考えるわけですね。財政的に見ますと、剰余金の額は五十四年度

に対して増加をしておつたり、あるいは特殊法人の整理統合にしましても、財政再建という見地から見ると、目をみはるようなそういう効果のある施策というのはまだできてないわけですね。そういう意味で、この財政再建に取り組む決意というのには再三大蔵大臣も言われておりますし、また、総理もしばしば予算委員会でもあるいは当委員会でも宣言をされてきておりますが、現実問題としてこれから最も効果ある方法、いろいろあります、やり方は。しかし、これからやらなきゃならぬ一番大事な第一点は何なのか個人的な意見も含めていただいて結構ですから、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤要君) 財政再建に取り組む姿勢について矢追先生からお尋ねでございますけれども、現在わが国財政はすでに御承知のような巨額の公債発行によつて賄つてきた。そういうふうな点で、いま財政再建をやるのが何よりの急務だと。これは私もそのような気持ちでいま努力をいたしているつもりでございまして、そのような点で、このたびの予算編成に当たつても、行政経費の削減であるとかいろいろ事細やかにきめの細かい削減も図り、かつまた、矢追先生からは手ぬるいと言われておるかもしれないけれども、行政改革についてもとにかく何が何でも行政改革が一番のねらいでないかと、こういうふうな感じでは、いま総理も行政管理局も、また大蔵大臣も一体になつて行政改革を推進している、そういうふうな点でございまして、さらにまた、歳入歳出面においてもとやほり狭めていかなければならぬ。特に矢追先生にもこれは評価していただいて結構だと思ひますけれども、そのような気持ちで五十五年度は国債も当初に一兆円減額と、そういうふうな点の姿勢もひとつ御理解を願つておきたいと思ひます。

さような点で、先ほど丸谷先生からも御指摘のあつた所得税の減税問題等もございましてけれども、いま国民の幸せを求めるとして何としても財政再建が急務だと、そういうふうな点で御理解を願

つていふと、さような点をひとつ御理解願つておきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 もちろん行政改革を含めた歳入を抑える、これは大事なことでありますし当然やらなきやなりません、やはりこの歳入をふやすというところ、これが何と云つても私は非常に力を入れないければならぬと思つておられます。確かにいま世界経済は大変厳しい状況にあります。アメリカのインフレ、これは私も前に総理に對しても申し上げたことでございまして、アメリカの経済、大変インフレで、そのために日本があまりを食らうて円安になつておる。そして、日本も、アメリカの公定歩合の引き上げが大変サラ金並みの高い金利です、それに追隨をしないやならぬ。いままでは最高の九%になつてしまつた。

しかし、これはやはり私は、アメリカのインフレの原因が決して油ではない、もちろん油もございまして、アメリカ自身の持つ現在の経済の体質というものが大変影響をしておる。そういうことで、カーター大統領があれだけインフレ政策をやりながらも、一向にまだインフレがそうおさまつていない。そういうことで、私は日本の政府としてぜひ、これは総理にもこの前もお願いをいたしました、またきよう改めて政務次官、なかなか答弁にお立ちにならないので改めて政務次官にも申し上げますけれども、私はもつとアメリカの責任を責める必要がある。というのは、鉄なんかはもうアメリカが明らかに技術革新が遅れた、だから日本の鉄が伸びるのはあたりまえでして、自動車だってそうです。日本の製品が安くていいから、ガソリンの消費も少ないから飛ぶようにアメリカで売れる、これはあたりまえのこととして、それを何だかんだ、もちろん摩擦はある程度やむを得ないと思ひますけれども、何か日本にばかりそれをしわ寄せしてきて、そして最後は円安になつてしまふ。

もう少しでは私はある程度円高基調も出てくるかと思ひますが、そういう点で、私はもう少し輸出というものが伸びるように、また、摩擦をできる

だけ少なくする努力はこれはもう外交努力でやりながら、やはり輸出を中心とした日本の景氣を本當に伸ばすことがこれはまず第一だ、それによつて歳入は伸びてくるんですから。といつて、インフレを招くという意味じゃありません。インフレを抑えなくちゃ、幾ら歳入が伸びてもインフレで伸びたんではこれは何にもならないわけであつて、そういう点を私は強く要望したいわけですが、財政再建と絡めましていかにして、高度経済成長は望めないと思ひますが、やはり安定した経済成長また日本の経済基盤が崩れないような施策というものは本氣になつてやつていかなければならぬと、こう思つておるわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(遠藤要君) ただいま歳入面についての御心配をちょうだいいたしておるのですが、アメリカの問題についていろいろお話がございまして、たが、弁解するわけではございせんけれども、アメリカ自体も、自分の国を走つてゐる車の半分が日本製だといふことになると、国民感情としていろいろやはり問題も出てくる。そうならば日本にも、アメリカ自体として何となくこれを考へてほしいといふような声が出てくることもこれまたやむを得ないことではないかという、これは私の感じでございます。

そういふふうな感じを持っておりますけれども、いま矢追先生のおっしゃるとおり、それならば日本の財政がこれとあり、冷却してしまつてはどうかといふような懸念も私も十分持つておるわけでありまして、五十五年度予算の中においても自然増収も見込んでおるのでございまして、どうしてもやはり物価は抑えインフレは抑えながらも、景氣の上昇を図つて国民所得の向上を期していかななくてはならぬ。そういうふうな点で、政府として先生の御意見を十分取り入れて善処したいと思ひますので、よろしく御理解願ひたいと思ひます。

○矢追秀彦君 きようは税に関する議論ですから、財政論議はこの程度にいたしまして、五十六年度以降の増収の増といふものはどういふ方法で

実現をしようとしておるのか。一般消費税、大變昨年議論になりました、総選挙で国民の批判が集まつたのも消費税であるといふふうなことも言われておるくらいですが、やはり五十六年度以降、相当の増収は考えなくちゃいけないわけですが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(高橋元君) ことし税制調査会から五十五年度改正の御答申をいただいたときに、五十五年度の税制改正は、基本的に歳入削減、それによる予算規模の圧縮、それを財政再建の第一歩とすべきだといふ認識の上に立つて、自然増収をもつて国債の減額に優先的に充てる。それから、税制の面で申し上げますと、税制の面では租税特別措置の整理縮減を行うことと進むべきであつて、何らかの増収措置を講ずるとしても必要最小限のものにしよといふことが、ことしの税制改正の非常に基本的な考え方であつたわけでありまして。

そこで、具体案をつくりまして、いま御審議をいたしておるわけですが、五十五年度こういう形で財政再建のための予算編成に取り組むことができた理由といふものは、五十三年度後半以降の経済の予想以上の伸びであつたことは、いまもお示ししたとおり、税制調査会としても判断をしております。そこで、こういう増収の伸びを五十六年度以降引き続いて期待することとはできませんといふ認識に立ちますと、五十六年度以降においては、自然増収だけで国債費なり交付税を初めとする当然増経費をも賄ひ得ない事態すら予想されることに十分留意する必要がありますといふふうに、税制調査会から御指摘をいただいたわけでありまして。

そこで、そうなつてまいりますと、どうしていくかといふことでございしますが、財政健全化のために自然増収を優先的に公債減額に充てるという要請はあります。それから、歳入事情に応じても出の節減と効率化に最大限の努力を注ぐべきだといふ要請もございします。しかし、そういうことをやるをいたしまして、今後一定の行政サービス水

準を確保するためには、歳入面においてもその構造の健全化に努めるといふ必要がある、これは申し上げるまでもないわけですが、今後税制調査会でも従来の検討の方向、これは中期答申以来の検討の方向があるわけでございます。その後の経緯を踏まえて、財政再建の進め方とそこにおける税制のあり方について、さらに検討を続けるという御答申であります。

こういう御答申に至ります過程で、いろいろお話を申し上げれば、お答え申し上げれば非常に長くなつてしまふので、御答申だけにしよつたわけでございますが、私もいまま税制調査会の御意見にありまして、お答えしておりました、歳入の削減、特例公債の減額といふことを進めていく上で、国民の御理解を得て、どれだけの税制に求めるべきかといふことについて具体案を得ていきたいと思つておるわけでありまして。

〔委員長退席、理事中村太郎君着席〕

現在、五十五年度の予算を御審議をいたしておるわけですが、五十六年度の経済の具体的な状況といふものもいまだ明らかでないで、しからばどういふ方向で具体的にどの税目をいじるかといふことになりまして、五十六年度の予算編成に具体的に取らかりますと、それと軌を一にしまして、その中で税制の具体的な進め方を検討をいたしたいといふことでございしますが、いずれにしても、歳入歳出の両面にわたつてあらゆる手段を幅広く検討していく。その中で、冷静に国民の御理解を得ながら、どういふふうに具体的に歳入構造の健全化を進めていくかといふことは、非常に大きな課題であるといふふうに承知しております。

○矢追秀彦君 きようはひとつ主税局長、大臣、政務次官いらつしやいますけれども、何か私が追及して、答弁どうだったか、どうのじゃなくて、フランクにお答えいただきたいのですけれども、いまのお話から伺うと、五十五年度というのは自然増収といふのは余りない、こういうふうな感じを受けるんですけれども、私は前半はかなり伸び

これはちよつと話がぐどくなりませんが、五十三年度に国税収納金整理資金法を直しまして、三月分の税収を前年度の歳入にとるといふ改正をお願いいたしました。そうなりますと、三月に入つてまいります税収というのは、五十四年度の分でございますから、五十五年度はもう一つ先の五十六年三月の税金で税収が決まってくるということになります。非常に大きな税収は十二月のボーナス、三月の確定申告、三月の法人税の申告でございますが、その大きなものがいずれも一年半先までたないとお当のことはわかってこないという意味では、歳入の見積もりについて、五十三年度の改正以来、私どもはその年度の経済運営から非常にそれに多く依存するということになったのは事実でございます。

しかしながら、五十四年度の補正後予算額は二十三兆三千九百六十億でございますから、補正予算をもって御審議をお願いした税収見積もりに次第次第に収斂しつつあるというふうに思っております。

現実には国民の反対に遭つていまだ実現をしておりませんが、すぐ新税を考える、そうではなくて、それ以外に方法はないのか、これをひとつお聞きしたいんですが、一つは不公平の是正、もう一つは、徴税のあり方、努力この二面にあると思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 税制とその執行と、両面

を通じて負担の公平を図るということは、税務に携わる者の変わらざる目標だと思います。そういう意味で、税制の各方面にわたって不公平ありとすれば、それは改善を図っていかねければなりませんし、現実の税の徴収に当たって不公平であるという点があれば、それは徴税上いろいろな国税庁においても御工夫があるということは当然だと思います。

五十五年度のいまお願いをいたしております税制改正でも、租税特別措置の整理をいたします。

この点につきまして、まず大企業、大所得者の件でございますが、こういうものにつきましては、先般来新聞紙上、誤解のないように申し上げておきますが、われわれの方から決して申し上げたものではございませんが、いろいろ脱税事件等が出ております。こういう問題が、かえって不公平であるという感じを強められる原因かとも思いますが、この点につきましては、むしろわれわれとしてはその一部、一端があそこに出ている、不公平ではあるけれども、同時に、われわれはそれをなくすために一生懸命努力しているという、徴税当局の努力というものも御理解願えればと考えております。

いずれにいたしましても、申告納税制度のもと

におきましては、やはり納税者、個々の納税者、個人であり法人であり、こういうものの自覚というものがまず基本になるべきものでございまして、その点についての十分の指導、広報というものに努めておりますとともに、他方におきまして資料の収集、調査体制の強化あるいは内勤の合理化等によつて人手を浮かすというふうな努力を常々重ねているところでございまして、そういう中において徴税の不公平というものを次第に解消し

○政府委員(矢島錦一郎君) 細かい区分別のデータは持ち合わせがないので、手元にある資料でお許しただきたいと思いますが、個人の場合は、五十二年分でございますが、申告納税者が五百五十三万八千人、うち営庶業者が二百九十六万五千人、法人が五十三事務年度でございますが、百六十四万九千件、そのうち実地調査を行った件数でございますが、個人の合計につきましては十三万九千人、それからうち営庶業については十二万六千名、法人については十五万六千件、それからこれは申告税以外でございますして修正申告の更正決定、期限後申告というものを含めた数字でございますが、合計におきましては十二万三千人、個人

でございます。それから営庶業がうち十一万二千

名、法人は十二万二千名ということになります。したがって、これを割りまして、実割割合と申しますが、申告納税者のうち実地調査を行った者は個人の場合については合計で二・五%、営業については四・二%、法人については九・五%ということでございます。それから、先ほど申し上げました修正申告以外のものと申告納税者とを対比いたしましたものは、個人の合計で二・二%、うち営業で三・八%、法人については七・

おきまして、たとえばポストの新増設に努力する、あるいは税務職俸給表と等級別定数を改善していくというふうな具体的な措置にも非常に努力を重ねておきまして、たとえばその結果、五十四年度の人事院勧告におきまして、税務職俸給表の行政職俸給表(一)に対する、いわゆる水準差率でございまして、これは五十三年度の一〇・三四%から、わずかでございまして一〇・三六%に上昇しております、またポストの新増設、等級別定数におきまして、著しい改善が図られていくところでございます。

それからもう一点、そういうふうにしてもし人員の増加が認められるならば、不公平あるいはその他の問題は一切解消するかどうかお尋ねでございますが、私はそれですべてだとは思いません。内部的な努力もまだまだ尽くさなきゃならぬところもあると思っておりますが、それがわれわれがた望んでおります一つの大きな問題であり、また改善についての一つの大きな要素である、このように考えております。

○矢追秀彦君 ある大学の先生で脱税問題を研究しておられる先生の推計によりますと、脱税は税収総額の三%程度ではないかと、こういうふうに言っておられます。もう少し多いような気もいたしますが、仮に三%とした場合、五十五年度の場合約九百億というかなり大きな数字になってくるわけです。申告制のためでありますから一〇%全部調べるといふのはなかなかむずかしいと思っておりますが、財政再建と言われている折から、こういう脱税がゼロというのにはむずかしいとしても、仮にこの中で三分の二取れたとしてもかなりの財源になる、こう考えるわけですが、大蔵省としては、あるいは国税当局としては三%ぐらいと見ておられるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) お尋ねの点については、そういうふうな試算があるという事は存じ上げておるわけですが、私どもの調査のやり方といたしまして、現在の調査の方法は高

額、悪質重点ということでございます。その結果、たとえば申し上げますと、営業所得者に対する所得税の調査成績を見てみますと、調査対象者の約九〇%の者に申告の漏れた所得があるとか、あるいは申告漏れ所得金額は調査所得金額の約三〇%になっているといったような数字が出ております。

しかし、先生せっかくのお言葉ではございますけれども、こういうものは私も調査対象を非常に綿密に実調率の少ない中において選定いたしました、不正の見込まれる事案について調査をする。その結果の数字、重点的に調査した結果でございまして、したがって、これをもちまして直ちに全体に引き伸ばしてこのぐらゐの脱税額があるということにはならないのではないかと、このように考えておるわけでございます。推計は一つの推計としてあることは存じておるわけでございますが、いま申し上げたようなことで、直ちにその額が幾らかということについては、お答えは残念ですがちょっとわからないというのが実態でございます。

○矢追秀彦君 いま、高額者から重点的に調査するという方法をとっていると言われましたが、最近はどうかというところ、かなり一律に調査する方法の方へも移行しつつある。先ほど申し上げたように、数が足りませんから、なかなかそうはいかないと思っておりますが、何か広く浅くなりつつあるような気がしてならぬわけですか。だけれども、私は、もちろんそれも一面においては必要でしょうが、やはり高額所得者に狭く深く、これは公平の上からみてもやむを得ないところ、これは公平の上からみても最近かなりシロッキングな脱税が、きのうも当委員会でも出ておりましたけれども、話題になっておりますような状態ですので、やはり相当私はこの辺にサードライツを当てていくならば、仮に全部の脱税が摘発できなくても、税収の伸びに少しは貢献をしていく、しかも、国民の中からの不公平感を少し緩和する意味においても、これはもう少しやるべきだと思っておりますが、その点はいかがで

すか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生おっしゃることは、全くもつともでございます。私も税務調査のうちの、先ほど来申し上げておりますが、所得が高額なものと、大企業あるいは多額の脱税があるものと見込まれるものから優先的にやっていくという事は申し上げたところでございまして、いろいろ有名の方とか、あるいは高額所得者、大企業といったものにつきましては、一般に所得が高額であるといったような場合も多い、あるいは情報もいろいろ多いということで、重点的に私も調査をしておるわけでございます、決して調査を甘くしているということではございません。申告納税制度のもとにおきまして、やっぱり自主的な申告を前提といたしまして税務行政が運営されておるわけでございます。

それだけのやはり納税者の方が適正に申告をしていただく、私も税務調査によりまして重点的に調査をする、同時に、やはり多くの納税者の方に対しては、指導とか広報というものを充実して、申告水準を全体として高めていくところ、これにねらいがあるわけでございます。

確かに先生のおっしゃる通りに、調査の結果を見ますと、一部に過少申告を行うものもございまして、それから、いろいろ悪質なものもございまして、それから、現状を見ますと、大部分の方はやはり適正な申告をしているというところでございまして、決して私どもが少額のものを中心にしてやっているとはいえませんが、ただ、実調率が非常に低いものでございまして、それをいかにして、少額の中にも潜在的な高額の方が申告をしてないというケースはないわけではございません。とそういうものを同時に見過ごしてはいけないうのが、私どもの立場でございます。

いづれにいたしましても、高額重点主義というように、悪質重点主義、高額かつ悪質なものを中心に調査するという態勢のもとに、今後引き続き資料の収集とか、あるいは調査体制の整備を図っていくということによりまして、適正な課税

を行っていきたいというふうに思っておりますわけでございます。

○矢追秀彦君 これは質問通告をちょっとしていただけた問題ですが、いま徴収の問題が出ましたので、法人税の申告について、法人企業の実態を把握するために法人の事業概況説明書、これを法人に提出してあります。この資料について、国税当局は最近この収集を徹底するように催促をされておる。これは課税に当たって、確かにその企業の実態を知る上では有効な資料でありまして、脱税するような企業には、これは公平税制の執行上、確かに当然だと思ふんですが、今度はまた、まじめにやっておる人たちから見れば、大変これはプライバシーの問題まで絡む問題でありますから、これは非常にむずかしい問題だと私は思ふんです。

どうしてもこれが必要とするならば、私はある程度法律にもきちんとしてあるような方法をとるべきだし、そうでないならば、やっぱり私はこういうのは中小企業の立場なんかから言う、法的根拠もないものが強制されてくるのは、ちょっと反発も感じる、こういうふうにしておるんですが、法人の事業概況説明書、これについて一言お伺いしたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) あるいは先生の御質問の趣旨にお答えが間違っておりまして訂正させていただきますが、恐らく事業概況書のことであらうかと思ふ。これは別に法的な根拠があるというものはございせんが、あくまでも私どもが調査をする、あるいは申告書の検算をするといったような場合に、どういふような概況になつておるかというように、納税者の御協力を得まして提出していただいておりますわけでございます。これは一つの準備調査あるいは調査に臨むに当たつての参考として私どもは使わせていただいております。長い目で見まして、やはり納税者のためにもなると思ふ。また、むだな調査をしなくても済むという意味では、その納税者の利便にも供するものでありますと同時に

に、悪質なものに対しては、私どもとしては適正な課税にも役立つものというふうに考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 かなりこれは半強制みたいになっておるわけですか、この提出は。いかがですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) ただいま申し上げましたように、これは法的根拠があるわけではございませんけれども、私どももいま申し上げましたような理由で、納税者のためにもなるし、同時に私どもの調査対象をなるべく重点的に行う、あるいは適正な課税を行うというためにも必要な資料だということではございまして、決して強制しているわけではございませんが、お願いをしておるわけではございます。

○矢追秀彦君 もし本当にやった方がいいと言うなら、法律にしたらいいわけですよ。そうでないと言うならば、こういうことをやられた方が実際申告が伸びてくると、こういうお考えでやられたと思うんですが、何となく中小零細の方はなかなか書類をつくるのも、あるいは悪い人も多いし、まあちょっと負担みたいになってる向きもあるわけですね。だからその点は、私、これをじゃおまえどう考へるんだと言われたと、なかなかむずかしい問題なんですけれども、私自身も。

ただ、いま言ったように、お願いをしておるといふことですが、税務署のお願いというのとはお願ひじやなくて、やはりさっきの取り立てるじやなくて、来るわけですから、この辺ひとつ、もう少し本気になってこれをやられるならやられるで、納税者のためにもなるといふ言われていた上であれば、そういう立場の方の納得もいたいたした上で、もうちょっときちんとした、オーソライズしたものにしたい方はいいのではないかと、私、そうできや、むしろあつさりやめてしまふと、私はどつちかの方がいいのじやないかなという気がするんです。これは私、結論はまだ勉強不足でできておりませんけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生の御批判はある

ということとは承知しておるわけではございますが、これは相当古い時代から行われております。もう毎年といいますが、事業年度のたびに提出したくわけではございまして、従業員の数とか事業所がどこにあるとか、それは非常に複雑な様式によつて定められていて、御協力をお願いでございます。先ほど来申し上げておりますような趣旨を御理解いただきまして、御協力をお願いいたします。

○矢追秀彦君 次に、サラリーマンの税金について、これは有名な大島訴訟があるわけですが、特にサラリーマンの給与のうちの適正な職業費、この問題ですが、これも前から長い長い議論が行われてきておるわけですね。いまだにまだサラリーマンの方の大体の意見であるこの職業費、これは給与所得控除の中で十分だと、こういうことだと思ふんですが、現実、実際、本来としてこれだけのいかというのは、これはどうお考えですか。

特に、主税局長自身だつて、自分の給与の所得控除の中で、あなた自身の現在の局長としてお仕事をいろいろおやりになる。いろんな経費も要るわけですね。やっぱり少しは見た方がいんじゃないですか。まさか局長が国会答弁にボロシヤツ着てくるわけにいかぬわけ、やっぱり背広、ネクタイ、くつを履いて来なくちやいかぬわけですから、それは職業費として、そうでない職業とは違ふんです。それは千差万別ですからなかなかむずかしい、だから控除でいくんだということだと思ふますけれども、これはサラリーマンの方からは相当前々から言われて、私も何回か質問してそのまゝになつてゐる問題です。

一遍にこれはできないと思ひますよ。一遍にできなうと思ひますが、やっぱり何らかの形で、現実にはもうほとんどサラリーマンなんですからね。いゝゆる事業をやつていらつしやる方もいらつしやいます、大企業だつて社長さんもサラリーマンであれば、重役さんもサラリーマンです。そう

いう時代ですから、よけいに何らかの、半歩でも一歩でも前進しておる、サラリーマンのことはこれだけ考へておるんだと、こういうのがあつてもいいと思ふんですが、なかなかこれはうまくいってない。だから、ついついいろいろなことを考へ出すわけですね。お金をしっかりとため込んで不動産を取得した。それをアパートにして他人に貸すと、確定申告をしたら還付金として金が戻つてくると、こういうことが現実にはあるわけでは、御承知と思ひますが。

そうすると、資産がふえることによって、源泉徴収された税金分ぐらゐまた返つてくるというやうなケースもあるわけですね。こうなると、ちよつとやっぱり会社の側として見たらサラリーマンのアルバイトというのとはなかなかおもしろくないことですよ、内職やられてしまふのはね。そういうことで、やはりいまのサラリーマン全体を覆つておるいわゆる職業費、必要経費、こういうものを、もう少し段階的に結構ですからやつてもらいたいと思ふんですが、いまのアルバイト経営の問題も含めてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 給与所得控除は、実額経費を認めるべきかどうかということでは、いふん長い間検討を続けてきた問題でございますけれども、この委員会でも私前にお答え申し上げたことがあると思ひますが、いろいろ議論した結果が、給与所得者にとつて何が費用であるか、具体的基準がわからないというのが一つであります。それから、そういうことであるのに、あえて実額経費の選択制をやりますと、口のうまい人がもうけてしまふと、そういう不公平が起つてくるということがあります。その二つの理由、それから現在の給与所得控除の水準がすでに相当高いと思つております。この三つの理由で、現在の給与所得控除にして法定制ということにいたしておるわけでありまして。

も、その場合に実額控除の範囲というの是非常に辛いわけでありまして。職務上の旅費で自分が負担した場合には経費に見る。それから消防服とか警察官の制服のように、よそへ行つて着られないという場合には、これは被服費は経費に見ます。それから雇用主の要求または法令の要件を満たすため、または、技能の維持向上を目的とする研修費用は経費として見ます。職業上必要な雑誌の購読費は経費として見ます。転勤費用とか外勤セーリスマンの経費のようなものも費用として見ます。というのが、アメリカの例でございます。イギリスの方がもっと辛くなつてゐるようでもあります。各国の例を一つ申し上げると煩瑣にたえませんが、日本の場合、しからば現行の給与所得控除の水準がどうなつておるかということではございませうけれども、「家計調査年報」に勤労者世帯の五分位別の支出状況というのが出ております。この中で、これは毎年やつておることでございませうけれども、たとえば衣料品費であればレインコート、オーバー、背広、ずぼん、ワイシャツ、開襟シャツといったようなもの、身の回り品であればくつ下、くつ、レインシューズ、ケミカルぐつ、こうもりがさ、ネクタイ、手下げかばんといったようなもの、散髪代、かみそりの替え刃代、洗たく代、万年筆、ボールペン、新聞、教科書、参考書、辞書、その他の本、それから小遣い、こういったものをずっと書き出して見まして、それがどれほどになつておるのか、それは非常に広く外国の立法例からしますと、広く給与所得者の必要経費というものを拾つてみたつもりであります。それが、そういたしますと、収入の多寡に余り関係なく大体一〇%から一五%というところになるわけでありまして。

したがいまして、現在四〇%、三〇%、二〇%、一〇%、今度御提案いたしております改正案では五%というのがさらにくつ々しくわけでありまして、現在の給与所得控除の概算経費控除の中へ、そういう実額で拾ひました場合の必要経費として非常に緩く見ても全部はまつてゐるのではな

いか、そういうふうに考えておるわけでありま

す。過般の大島判決の判旨の中でも、サラリーマン

が支出する金額の中で立つかえ金的な支出と、そ

れから将来にわたり労働を有利に提供できるため

の自己啓蒙費と、労働環境を快適にするための社

内交際費というような職業費というものと二つに

分けられて、立てかえ金支出は事業主によつて

弁償されるから必要経費として考える必要はない

い。職業費となりまうと、サラリーマン特有の支

出であり、本質的には一種の生活費であるが、そ

のうち適正な職業費相当は給与収入から控除して

いく必要がある。その場合に給与所得控除という

ものは、給与所得に特有の一種の所得控除に当た

るといふ考えで、その水準としては現在の給与所

得控除は適正職業費を下回らないという認定をし

ておられます。

そういうことをいろいろ私も考えあわせまし

て、立法政策としても現在の給与所得控除という

もので、給与に伴う実額経費というものは、実態

としてもきわめてまれな例外を除きましてカバー

されておりますし、これを実額選択制に移した場

合には、言葉は悪いですが、口のうまい人は立証

がうまくてそれで引き続き引かれるけれども、そ

うでない人は引き足りないという問題が起こつて

くるように思いますし、私もいまの制度でいい

という税制調査会の御結論に従って考えておる

のでございまして、御理解をいただきたいと思

います。

○矢追秀彦君 長々御説明いただきましたが、実

際サラリーマンの正直な感情から言いますと、や

つぱり商売をやっている人は得だと。奥さんも勤

めておることにして経費で落とす。自動車はデラ

ックスな乗用車に乗って、これは仕事に使うんだ

と、まあ使っているでしょうけれども、使ってい

ると。自分の家もこれは商売の事業所と、実際

仕事はもろんどこかでやっている。そうやって

実に何だかんだこうやってうまく税金を、いい言

葉で言ううと節税、悪く言えば脱税、そういうのが

実際は所得が多い。サラリーマンというのは絶え

ず厳しい中で、しかもさらけ出された中でやらな

くちやいかぬ、こういうのが率直に言っているわ

けです。

だから、控除の中におさまっているんだという

だけでは、ちよつとまだサラリーマンの人は納得

しがたい。そう思うので、私は先ほど来、何かひ

とつ前進はできないものなのかと、こう言ってお

伺いを申したわけでございますが、そういった感

情はお認めになりますか。政務次官、どうです

か。

○政府委員(遠藤要君) 矢追先生のおっしゃるこ

と、わからぬわけじゃないのですが、給与所得者は

そのままガラス張りに出てくる、そういうふうな

点に給与所得者としての、やはり先ほど取られる

という感じが出てくるのではないかと、こう思

いますけれども、いろいろお話しをさせていただきます

も、いまの現況から見て、給与所得者が他の所得

者と比較をして不公平だと、こういうふうな見方

は私ももととしてはしておらない。そういうふうな

点で、ひとつ御理解をちょうだいいたしていただき

たいと思います。

○矢追秀彦君 次に、所得税の税負担について伺

います。

先ほど議論が出ておったようにございしますが、

諸外国に比べて税負担が少くない、これは私は否定

はいたしません。ただ、私が問題にしたいのは、

税負担額というものをずっと比べてみますと、昭

和四十年と五十三年度、これを比較をいたします

と、四十年は一人当たり三万三千三百九十八円

であつたのが、五十三年度では二十万八千二百

六、倍になってるわけですね。外国に比較をいたし

ますと、米国は二・六、英国は四・八、西独は二・

八、フランスは四・二と、日本が一番税負担額の

伸び率が高い。

これは高度成長だったからと、こういう答えが

返ってくると思うんです。確かに私はそれは否定

しません。否定しませんが、これは日本の方が確

かに米国なんかよりは率としては高かったかと思

いますけれども、そうも思いませんし、西ドイツだ

つてかなり高度成長してきているわけですから、

そういう点で、私は非常に日本の場合にはちよつ

と成長率の上から考えても、この負担増の倍率、

これは大ざっぱな計算でいいけれども、ちよつと高

過ぎやせぬかと。そういうことで、やはり所得税

の負担増が国民に対して影響を及ぼしている。

そこで私が問題にしたいのは、課税最低限が全

然四十年間変わっていないこと。これは五十三年度の

データですから、その後のことは入っておきませ

んの、あるいはその後はそう伸びてないからこ

れでいいんだという議論が出てくるかも知れま

せんけれども、やはり何らかのこの課税最低限の

方は考えるべきであると思うんです。いま申し上げ

たように、この倍率は他の国と比べて経済成長

というものを引いても私はちよつと高いと思うん

ですが、政府はどうお考えになりますか。

○政府委員(高橋元君) いまお話しをいたしました

所得税の一人当たりの国税の負担額というものの

倍率は、お話しのとおりであります。日本で四十年

から五十三年度まで十三年間に六倍にふえてお

つて、これはイギリスの四・九倍を除けば、ほかの

国の倍以上高いじゃないかとのお話でございま

すが、この間の一人当たりの国民所得の伸びとい

うものを引いて御説明をさせていただきますと、

日本は五・四倍であります。それからアメリカが

二・七倍、イギリスが四・二倍、ドイツが二・七

倍であります。一人当たりの国税負担の伸びは、

日本が六倍、アメリカが二・六倍、イギリスが

四・九倍、ドイツが二・八倍であります。各国に

比べて非常に日本の一人当たりの国税の増加が高い

というの、一人当たりの国民所得の伸びが日本

において飛び抜けて高いということが一番大きな

原因かというふうに考えます。

その証拠と申すのもございせんけれども、

国民所得に対する国税負担の割合、いわゆる国税

負担率で比べてみますと、昭和四十年、日本は一

二・五でございまして、五十三年度に一二・六と

なります。これは十二カ月ベースに直した数字で

ございます。アメリカが一七・四が一七・〇と下

がっております。イギリスは二七・八が三二・三

と上がっております。ドイツは二五・八が二七・

六と若干上がっております。したがって、日米二

つの国では税負担率が横ばいというふうになって

おりますので、その点からも国民所得の一人当た

りの伸びが日本が一番高かったために税の伸びが

高くなつておるので、決して税負担率が上がった

ということではないというふうに思います。

○矢追秀彦君 しかし、これはデータの取り方で

いろいろできると思うんです。そのほかにも

インフレということもございまして、ただ機械的

なデータだけでは私は言えないと思ひますけれど

も、現実問題としては、やはり私は税負担は重く

なつておるといふふうに考えるわけでございます

す。

それから、いま先ほど途中まで申し上げまし

たが、課税最低限の問題、この課税最低限という

のは何を意味しておるか。いろいろ言われてお

りますけれども、突き詰めますと何なのか。それ

の積算根拠といひますか、計算というのはどうい

う方程式が一番妥当なのか、この点がきちんとして

おりますと、これはいろいろな議論が出てくる

わけですから、われわれももうちよつと上げると

言つておるわけですが、この点はいかがで

すか。

○政府委員(高橋元君) 課税最低限、これは御案

内のとおり、夫婦二人の給与所得者につきまし

ては、日本は二百一十五万五千円でございませ

う。アメリカが百六十六万五千円、イギリスが八十九万

一千円、ドイツが百五十五万九千円、フランスが二

百一十二万二千円、これは換算率が五十五年上期

の基準及び裁定外国為替相場場でやっております

から、現在は若干外国の方が高くなるかもしれま

せん。

それで、この課税最低限と申しますものの計算

のルールは、夫婦二人でございまして、二十

九万円の人的控除の四倍、それと給与所得控除、

これは二百一十五千円に見合います給与所得控除、それから社会保険料控除、それを積算したものでございます。したがって、夫婦二人のサラリーマンが二百一十五千円までの給与収入を得ても税金は払わなくてもいい、そのことをもって課税最低限と申し上げておりました、外国につきましてもほぼ同じ概念でございます。

○矢追秀彦君 四年続いて据え置かれたんですが、来年からは上げる考えというのはございませうか。というのは、ことしインフレが進むことは十分予想されるわけで、そういう場合は、もしたとえ政府の見通しを大幅に上回った場合は考える、検討するに値する、あるいはまだこれからの検討課題で、いまは答えはちゃんと出ないと思いますが、方向性ですとね、どうなった場合これを上げるのか。

外国と比べて、いま言われたように全部高いからこれはもう当分しんぼうしてもらい、それよりも納税者というんですか、課税最低限で税金を納めてもいい人がだんだん減るわけですよ、これを放っておきますと、インフレになると、どうしても所得は上がってくるわけですし、その場合にどういうふうなときに上げて、いままで上げてこられた根拠ですね、それから言うと、これからどういうふうな状況になれば上がるのか、来年度はどうなのか、そういう点をお答えいただきたい。

○政府委員(遠藤要君) 先ほども申し上げたのと同じでございますが、国の財政再建ということが何よりも急務である、こういうふうな観点からいいますと、財政再建途上にあつて、これを引き上げると、減税をするというふうなことで手を染めるということ、私の判断としてはなかなか困難であるということ、御理解願つておきたいと思つてます。

○矢追秀彦君 時間ですから、最後に簡単に一言だけ伺いますが、住宅取得控除でございませうけれども、今回改正をしていただいたことについては評価をいたします。しかし、最高限度額現行三万

円を一万七千円と、こういうふうにしたのはどういふことなのか。

それから、大変いま国民はたくさんローンを組んでおります。しかも、これからまたローンの利率も上がってきますし、土地の高騰と相まって大変厳しい状況になってくるわけですが、実際、今回の改正で本当に国民が少しでも楽になったという感じはどうもないような気がするわけなんです。そういう点で今回の改正は評価するとはしませんが、三万円というのはまだ少ないんじゃないかと、せめて五万円ぐらいまでいくべきじゃないかと、こう思うわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 住宅取得控除でございませうけれども、良識な住宅の取得という側面に着目すけれども、今回の改正では、いわゆる中古住宅、既存住宅の取得の場合にも住宅取得控除の適用を拡大するというところで御審議をお願いいたしておるわけでございませう。

もう一つ、住宅取得控除についての今回の改正案の考え方は、高額の所得者というのについて住宅取得控除の適用を停止するという考え方があります。年課税所得八百万円以上の方に、これは住宅取得控除の適用をやめていただくという改正をお願いしております。それと同じ考え方でございませうけれども、大きな家を建てる方が大きく所得から引かれるというのではやはりいかなるものかというところで、一万七千円と申しますのは、第三期住宅建設五カ年計画の標準世帯の居住規模目標というものを考えまして、大体それにはまるぐらいの金額をもつて一律に一万七千円といたしました。つまり一万七千円、十七坪よりも小さい家をつくられても、それは四十平米以上であれば住宅取得控除の適用はあるわけでございませう。十七坪を上回る三十坪までの部分は、御遠慮いただくとお考え方でございませう。

ローン控除については今回手をつけておりませうんですが、これを引き上げよという仰せももちろん理解できないわけではないわけでございます。

けれども、現在のローン控除は、元本の返済分まで計算上含められるという幅の広いものでございませう。したがって、いまのような租税特別措置、非常に広く住宅取得者全体を対象とするものではございませうけれども、租税特別措置については私どもの取り組み方、また現在の財政の置かれております環境ということから考えまして、拡大については御勘弁いただければありがたいと思ひまして、ぜひ御理解をお願いしたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 時間がちよつと超過しておりますので、今後質問、御答弁はひとつ簡潔に効率をよくしていきたいと思ひますので、御協力をお願いいたします。

○渡辺武君 最初に、内職の主婦の場合の問題を伺いたいと思ひますが、最近御承知のように、家庭の主婦の内職やパートが非常にふえております。これはだんなさんの賃金が非常に抑えられて、物価も高いというふうなことが一つ大きな原因だと思ひます。ところが、その内職をしてい

る主婦の中から、同じ内職をしている人で給与所得控除を受けることのできていない人、給与所得控除を受けることができない人が、どういふわけなんだと、こういう質問を受ける場合が非常に多いんですよ。そこでまず伺いたいんですが、給与所得控除を受けられる内職の主婦というのはどういふ場合なのか、これをまず伺いたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答えいたします。その給与所得控除の受けられる場合につきましては、内職が雇用契約に基づくということが中心になるかと思ひます。一方で請負契約に基づく場合においては事業所得ということになるかと思ひますが、一口にそう言えればそれで終わるということじゃございませう。実際には雇用契約に基づくかどうかという場合には、実体面におきましては、たとえば特定の委託者との間に継続的な契約に基づく関係にあること、あるいは純然たる

労務の提供によつて対価を受けるものであること、あるいは他人を使用することなく原則として自分一人で従事している、あるいは危険負担がないといったようなことで、事業に必要な自主性がないといったような実体面を備えておることとが必要だと思ひます。

それから形式面からいいますと、一つは当事者間で定めるべきこととございませうが、雇用の形式を整えるということにおきまして、その対価を給与として源泉徴収の手続に乗せるという実態があるという点あるいは報酬のシステムが基本給とか出来高給といったような形になっているといったようなこと、あるいは実体面、形式面において雇用契約に基づくかどうかという点、実体面が、区分ができないということになるかと思ひます。

○渡辺武君 こういう場合があるんですね。たとえば、山口県で萩焼というのができています。ところが、その萩焼にポール箱を納入する業者がいろいろあります。それで、純然たる萩焼のいわば下請なんですね。下請で、しかも家内労働で、箱の材料は自分のところで仕入れてつくつて、まあ直接の雇用関係というわけではないにしても、下請関係で、そこにだけ納入しているという関係があるんですね。そういう場合は、これは給与所得控除には該当しないんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) ちよつと具体的なケースで、もうちよつと調べさせていただきますと、直ちに答えできないと思ひますが、一般的に申し上げれば、先ほど申し上げたような、雇用契約であるのか、請負契約であるのかという点につきましても、実体面、形式面においてそれぞれその問題を備えておる、問題と申しますか、その要件を備えておるという場合においては、あるいは雇用契約ということで給与所得控除の対象になる場合もありましようし、あるいは事業所得というところになることもあろうかと思ひます。

○渡辺武君 家内労働法ですね、あれを見ても

すと、取引先の会社が材料も機械も貸与して、そして製造した品物も取引先の会社一社に納入している場合、そういう場合であつて、かつ両者の合意で工賃の支払いも給与の形をとってその会社で源泉徴収業務をすることになっているという場合には、税務署では給与所得控除の対象にするというふう聞いていますけれども、そういうことなんでしょうか。

○政府委員(矢島錦一郎君) その具体的なお話について、私も承っておりません。

○渡辺武君 そうすると、取引先の会社が一社でなくとも、数社でもいいということも考えられるわけですね。

○政府委員(矢島錦一郎君) ちょっと具体的な事柄についてケース・バイ・ケースで判断しないと行けないと思いますが、通常の場合は、私は一カ所から受けている場合であらうかと思ひます。

○渡辺武君 給与所得控除の額は、その場合幾らですか、内職の場合。

○政府委員(矢島錦一郎君) 給与所得である場合につきましては、その年収が七十万円以下であれば夫の所得から配偶者控除が受けられます。それから七十九万円以下であれば、所得税が奥さんの方に課せられないということになります。

それから、ちよつと蛇足でございますが、事業所得の場合であります、収入金額から必要経費を控除した所得金額が二十万円以下であれば、夫の所得から配偶者控除が受けられます。それから二十九万円以下であれば、所得税が課せられないということでございます。事業所得につきましては、その収入に対する所得の割合を七〇%と仮定いたします。そういたしますと、年収が約二十八万円以下であれば夫の所得から配偶者控除が受けられる、それから約四十一万円以下であれば所得税が課せられない、こういうような数字になるかと思ひます。

○渡辺武君 どうも、せつかくお答えいただいたんだが、よく頭に入らないんですよ。つまり、内職をやっている奥さんで、それで給与所得控除を受けられる場合、どのくらいの給与所得控除が受けられるのかと、その点に限ってちよつとお答えいただきたい。

○政府委員(伊藤田敏雄君) 百二十五万までは五十万円の給与所得控除となっております、現在法定されております数字は。

○渡辺武君 それから、パートで稼ぎに行っている場合はどうですか。給与所得控除は受けられるわけですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) パートの場合に、それが給与所得であれば、給与所得控除が受けられるかと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、給与所得控除の適用が認められないという内職ですね、これはどういう内職になりますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先ほども申し上げましたように、請負契約の実体、形式を備えておる、したがって奥様の内職収入が事業所得であるという場合については給与所得の適用は受けられない、したがって給与所得控除の適用も受けられない、かようなことになるかと存するわけでございます。

○渡辺武君 そうすると、たとえば労働者の奥さんで、収入が足りないでミシンを一台持って、そして反物、布は自分が買った、あるいはまた注文先の人が持ってきたり、とにかく近所の人に頼まれて内職で洋服をつくったり洋服の修理をしたりしているという場合、これはまああなたのおっしゃった事業収入に該当するわけですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生のおっしゃったところは非常にむずかしいところだと思ひますが、先ほど来申し上げております実体面で、純然たる労働の提供によりまして対価を得るものであるかどうかということも一つのメルクマールになるかと思ひます。たとえば、たとえば店舗とか作業所とか機械とかいったような特別な設備を持ってやる場合には、やはり事業所得ではないかというふうに考えます。

その場合、ケース・バイ・ケースということになるかと思ひますが、一般的に申し上げれば、いま申し上げたようなことに相なるかと存するわけでございます。

○渡辺武君 当然そういう場合、店舗でも構えて何々衣料店というふうなことで手広くやっているというふうな場合でなくて、細々と内職をやっているというふうな場合を想定していただいて、そういう場合はやはりケース・バイ・ケースで考えてくださるということですね。

○政府委員(矢島錦一郎君) 繰り返しになっておるいはおしかりを受けるかもしれませんが、実体面、形式面においてそれぞれ雇用契約であるというふうな要件を備えているということが、あくまでも条件でございます。

私も、大変口幅つたいことを申し上げるようでございますが、所得税法上どちらの所得区分に属するかということは、やはり税制の基本に関する問題でございます。執行の問題につきましては、税法の定めるところに従つてやるわけでございますが、くどいようでございますけれども、やはり私も、たとえば親会社から親会社、それから内職者との間に実体についての完全な認識がない、あるいはそういうような実体がないというもので、給与所得として取り扱うことにつきましてはやはり問題がある。くどいようでございますが、やはり執行は法律の範囲内において、所得税法の基本に触れない範囲において、パートを給与所得と判定するか事業所得と判定するかといううなことに相なるかと思ひます。

したがうしまして、実体、認識ともやはりパートといひますか、給与所得としての仕事であることとを前提として初めてできる、こういうふうにか考へるわけでございます。

○渡辺武君 だから、ぼくはそこに実態と大蔵省の考え方との大きなギャップがあると思ひます。たとえば、給与所得控除が認められる場合に、先ほどおっしゃったように最低限は五十万円だということですね。その場合に、夫が給与所得

者の場合に妻の配偶者控除、これは認定要件である二十万円以下と、こういうことになりますね。そうすると、合計七十万円の収入金額以上になるまではこれは配偶者控除を受けることができる、こういうことでしょうか。ところが、奥さんが内職して、そして事業所得としてみなされる。

たとえば、いま申しましたように、雇用契約があるかないかということになりますと、ちよつと内職している近所の奥さんに洋服を頼むばかないん場合は、雇用契約なんか結んで頼むばかないんです。そういうような場合には、これは事業所得として扱われてしまふ。ですから、給与所得控除がないんで、二十万円の所得を超すと早速のところ配偶者控除も受けられなくなる、こういう矛盾が出てくるんです。ですから、この点、実態に合せて、特に生活に困っている人たちの場合に税の負担をできるだけ軽くするという趣旨を考へていただいて、何らかの対策を講じていただきたいというふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(高橋元君) よく御存じであらうと思ひますけれども、いま配偶者控除が適用されるためには配偶者の所得が二十万円より下でなくちやいけないということでございます。それから、給与所得控除は五十万円、つまり四割でございます。それから、いま御質問のようなことがあるわけでございますが、前にもこの委員会でも御質問も出ておりましたように、パートタイムの課税の問題というものは、雇用形態のいかんを問はずあるわけでございます。ここの御意見を正確に税制調査会にお伝えをして、税制調査会で御審議していただくように対応したいというのが私どもの考えであります。

○渡辺武君 ぜひひとつ、検討していただきたいと思ひます。

それから次に、若干法案とは離れますけれども、入場税の問題について一言だけ伺いたしたいです。昭和五十年の税制改正でいわゆるなまものです

ね、これの入場税の免税点が三千円になりました。それで、映画も千五百円になったわけですが、もうすでにそれから五年たっているわけですね。その間、人件費も上がるし物価も上がるという状況がありまして、いまなまもの入場料金、これは免税点より上がってきているというのが通常の姿になってきております。それで、これらのなまもの入場料の動向、これについては把握していらっしやいますか。

○政府委員(高橋元君) 私の手元にありますのはごく一部でございますが、たとえば三越劇場の演劇、これは五十年の改正前は三千円でございまして、現在も三千円でございます。それから宝塚の少女歌劇、これは五十年の改正前、二千円、千二百円、七百円というように各階一、二等、三等とあったわけでございますが、これは上がっておりまして、二千八百円、千八百円、千円、こういうようなことでございます。N響の定期公演、これは幕れにやります第九のをとりますと、これは著しく上がっておりますが、Cのところで二千四百円が三千円でございますが、免税点を上回っております。A、一番いいやつでございますが、これは二千八百円が五千円と、こんなようなことのでございいます。

○渡辺武君 比較的低い方をおっしゃったような感じですね。たとえば歌舞伎の場合、昭和五十年三千円の免税点が設定された当時、中くらいのところは三千円で、それからわりあい高い方が四千三百円。これが昭和五十五年になりましたと、一番低いところが千五百円、中位が五千五百円、それから一番高い席が七千五百円、相当高くなっているのですね。それからオペラ、これは二期会で東京文化会館でやる場合ですが、昭和五十年は二千円から三千五百円、それが現在は二千五百円から六千五百円と、こういうことになって、それで入場税の対象に当然なるわけでしょうね。それからバレエでも、東京バレエ団の場合ですと、昭和五十年の場合は五百円から二千八百円の間だった。それが昭和五十五年になりますと、三千円か

ら七千円という状況なんですね。

ですから、これらの人たちは日本の文化活動という点で大きな役割をしている人たちであって、国が文化上の予算をたくさん組んでそうしていろんな助成措置をしてくれるならこれはまた別ですけれども、そういうことがもととも最も乏しいと言われるのが国の場合、この入場税が、この五年の間少しも免税点が上がらないということ、免税点の大幅な引き上げをしてほしいという要望が、なまものを中心としていらっしやる舞台入場税対策連絡会議、これには有名な芸能人が全部入っておりますけれども、強い要望書が出ています。これについてどう対応されますか。

○政府委員(高橋元君) 文化政策上の配慮それからそういう団体の御要望、私ども、いま渡辺委員のおっしゃることはそういう形で御理解は申し上げておるつもりではございいますけれども、五十年度の税制改正で、映画の場合百円から千五百円、なまものが百円から三千円というふうに免税点を大幅に引き上げましたその趣旨は、高いクラスの入場料金は課税対象とするが、一般大衆向けの入場料金は課税対象としない、こういうことに尽きるわけでありまして。現在でも、いまいろいろお示しもございましたけれども、私が先ほどお答えしましたのはその一端でございますが、三千円または千五百円という免税点を超えて課税されるものは、おおむね高いクラスのものであるというふうに考えます。

消費税であるという入場税の本質から考えまして、免税点を超えるような入場料金の支出について、相応の負担をお願いする必要があると思っております。現在の財政状況をお考えいただきたいと、いま私どもが免税点の引き上げができないという気持ちについて、ぜひ御理解をいただきたいというふうに考えます。

○渡辺武君 昭和五十五年予算案で、入場税の収入はどのくらいを予定していますか。

○政府委員(高橋元君) 五十億円でございいます。

○渡辺武君 こういうことは余り言いたくはない

んだけれども、たとえばP3C一機で百億円というところでしょ。その半分ですと、五十億円と言え。だから、国の税収税収と言わなければならない。五十億円のものをやめていまの日本の文化の振興に役立たせると、これはそうむずかしいことじゃないというふうに私思っています。

それで、一般消費税の問題がいろいろ議論になってきたところ、一般消費税を制定した場合、段階的にこういう入場税などについても解消していくんだという趣旨のことを、私、直接御答弁でいただいたことがあるんですけども、もう一般消費税の導入も五十五年は一応取りやめになっていまして、そういう点からしましても入場税の免税点、これは実際は撤廃すべきだと思います。しかし、少なくとも免税点の引き上げ、これは映画も含めてですが、検討をしていただきたいと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(高橋元君) 税収としては非常に小さなものじゃないかというおしかりをいただいたのですが、私も、税体系上、サービスに対する消費税課税というものが非常に重要であるという考え方を持っております。そういう意味では、入場税の税体系上の地位というものは、物品税、酒税、揮発油税というものと並んで非常に重要な地位を占めておる。そういうことから、私は財政の現状を考えて、この免税点を引き上げることが相当でないという私どもの考えを申し上げて御理解をお願いしたわけでありまして。

一般消費税について、私が昨年この委員会ですり上げた入場税、つまり個別消費サービス課税である入場税と一般的な消費税との関係についての考え方は、変わっておりません。

○渡辺武君 税を取る立場からだけ考えないで、やはり入場税の免税点引き上げを要請している諸団体、日本の文化という点でどれほど大きな貢献をしているか、その点をよく考えてほしいんですよ。私も聞いてみますと、音楽、演劇、オペラ、バレエなんかはほとんどいま赤字だと、その上に入場税が今度から始めてきているわけでは

ね。もうとても苦しいというのが、異口同音に言われる言葉なんです。これでは、日本の文化の振興という点から言っても、非常に大きなマイナスだと思ふんです。あなたのおっしゃる原則論は原則論、それはそれとして、やはり入場税の免税点の引き上げということについて、どうですか政務次官、ぜひひとつ検討していただきたいと思ふんです。

○政府委員(遠藤要君) 入場税については、御承知のとおり、大衆向けについては課税対象外にしておりまして、やはり一つの線を引かないと、高いクラスのものとの比較、それからいまいつは、やはりある程度の負担も高いクラスのものについてはやむを得ないのじゃないかというような点が一つは考えられておるわけです。

ただ、先生のおっしゃるように、文化の振興という点から考えると、われわれとしても十分これは検討していかねばならぬと。しかし、御承知のとおり、厳しい財政事情でもあるという点もございまして、十分これから検討していくべきだと、こう考えております。

○渡辺武君 検討してくださいということ、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。

それで、重ねて申し上げますけれども、いまとにかく御売物価は年率三〇%を超えるというふうな物すごい上昇率です。それで、消費者物価にこれははね上っているのは避けられないですね、公共料金だって物すごく上がっていますからね。だから、それらのことを考えれば、いま一般大衆向けは免税点以下だという趣旨の御答弁なんです。が、一般大衆向けだとして当然これはひつかかってきますよ。免税点以上になってくるんですね。そういうこともあるので、ひとつ至急に本気になって検討してほしいというのを重ねて要望申し上げます。どうですか。

○政府委員(遠藤要君) 渡辺先生のお気持ちは、十分了解いたしておきます。

○渡辺武君 それでは、法人税について次に伺いたいと思ひます。

今年度の税制改正、五十五年度の税制改正に組み入れられなかった問題で一番大きい問題は、私は法人税率の引き上げだとういうふうに思っております。これはあなたの方がよく知つていますが、税制調査会の答申でも、外国に比べても日本の法人税は低いんだということを言つて、引き上げる方向を出しているわけですから、いまのように大企業がいわば史上空前の高利潤を上げているという時期でこそ引き上げるべきじゃないかと思ひます。その点、どうでしょう。

○政府委員(遠藤要君) 当委員会でも何度かお答え申し上げているように、五十五年度の予算編成に当たつては、まず歳出規模の抑制ということでした。歳入面については法人税率の引き上げを含めて本格的な増収措置の検討は来年度に回したいと、そういうふうな気持ちで予算編成をやつたというのをひとつ御理解願つておいて、五十五年度は従来にも増して税負担の公平を図つていかなければいかぬと、そういうふうな点で租税の特別措置の大幅な整理統合を図る、そして退職給与引当金の見直し等の増収措置を講ずる等、増収措置は最小限度にとどめたということで御理解を願つておきたいと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、五十六年度には法人税率の引き上げについては検討するおつもりなんですか。

○政府委員(遠藤要君) 五十六年度は、御承知のとおり、財源事情も相当厳しくなつてくるというふうな点もございまして、法人税率の引き上げ等については当然五十六年度の予算編成の際の検討課題としていろいろのことを、御理解願ひたいと思ひます。

○渡辺武君 そこで、私一つ提案があるんです。われわれは法人税率を大企業については二%ぐらい引き上げた方がいいというふうに思つておりますけれども、しかし、これは一つの検討課題として申し上げたいんですが、いまわが国の法人税率は、これは配当を除いて留保分に対しては税率が四%、資本金一億円以下の企業で所得が七百万円

以下の場合、これは留保分に対して二八%という、いわば二段階方式をとっているわけですね。私、聞くところによると、アメリカではわりあいに段階の刻みが日本より細かいというのを聞いておりますが、その実情はどうですか。

○政府委員(高橋元君) アメリカの法人税でございまして、これは税率が五段階に分かれておりまして、十萬ドル以上の場合には四六というトップレートでございまして、七萬五千ドルから十萬ドルの間は四〇、五萬ドルから七萬五千ドルの間は三〇、二萬五千ドルから五萬ドルの間は二〇、二萬五千ドル以下は一七という税率が適用になっております。遞減税率であります。

○渡辺武君 イギリスの場合は三段階になつていてというふう聞いておりますけれども、やはりこういう刻みを細かくして、そしていわば小さな企業については比較的税率は低く、そしてまた大企業については税率を高く、いまのように二段階で、一遍にがっかり、言つてみれば税率が大企業も中企業もほぼ同じくらしいの税率で法人税を取られるというふうな形は、私、不合理だと思ひますね。私も計算してみますと、資本金五十億円以上あるのは百億円以上、こういう企業では租税特別措置などの優遇措置が集中しているという点もありまして、比較的中小企業より税の負担率が低いという実態があらわれているんです。

ですから、いま申しましたような段階の刻みをもう少し細かくして、そして大企業に充分に負担を求めるといふことを含めて、五十六年度ぜひひとつ御検討いただきたい。政務次官いかがですか、この点。

○政府委員(高橋元君) すでに国会に御提出しておる資料でございまして、五十三年度の法人企業実態から算出をいたしまして、資本金一億円以下の会社の実効負担率は三七・四、それから一億から百億の間が四二・二、百億を超えて四〇・八と、こうなつておりました。いま仰せのような中小企業の税率の方が高いという実態にはないというふうに私も承知をしております。

多段階税率を設けたらという御提案でございまして、多段階税率、これは累進税率ということでもございまして、それがそもそもの所得の再分配とか、その基礎になつております所得の効用遞減ということが基本にある考え方でありまして、法人の所得が効用遞減するといふような考え方、所得の再分配を図るべきだといふ考え方は、法人については取り得ないといふふうに、従前から税制調査会でもたびたび御審議の上そういう結論を持っております。したがつて、法人税について多段階税率を導入するということにはなじまない面が非常に大きいということ御理解をいただきたしたいと思います。仮に、資本金基準なしその他

の外形基準で多段階税率にいたしますと、税負担の軽減のために販売部門を分けてしまふ、地域ごとに会社を分轄するといふような、そういう機軸作用があつて税収上、また税の負担公平上望ましくない結果にもなろうといふふうにも考えるわけでありまして。

○渡辺武君 まるで原則的にできないみたいなのを言つていらっしゃるけれども、もうすでにアメリカで、あなた自身がいま報告があつたように、五段階でやつていてといふような実態でしよう。それで、いまの日本の法人税の税率のかけ方を見ても、たとえば所得八百萬円の法人と、それからトヨタのように所得千億、二千億といふようなべらぼうな法人と同じ四〇%の税率で税金を納めている、これではちよつと余り不公平だと思ひます。税の公平、税の公平とよく言われるけれども、やっぱりそういうような点は十分に正していつて税収も上げるし、そしてまた、税の公平も期すといふことがいんじやないですか。どうです、政務次官。

○政府委員(高橋元君) 法人税の性格論でございまして、この点につきましては、私も実在説、擬制説いろいろあるわけでございますが、法人税の基本的性格をまず議論をいたしませんと、いま仰せのように、中小法人の軽減税率についてはすでに従前から二八という税率を講じておりますが、

多段階税率を導入してきたらいいかどうかという答えがなかなか出てまいりません。

その点につきましては、税制調査会の企業課税小委員会でも法人税の基本的な組み立てといふものをいま一回おさらいをいたしております。いまお尋ねのありましたこともそこに報告をいたすつもりでございますが、私もはいずれにしても、いまの段階で考えを申せということであれば、先ほどの答えの繰り返しになるということに考えております。

○渡辺武君 次に、退職給与引当金などの引当金の問題について若干伺いたいと思ひます。

退職給与引当金の繰り入れ率が五〇%から四〇%に下げられたと、これは一つの改善だと思ひます。しかし、改善ではあるけれども、実態からするとまだまだちよつと大企業優遇措置に過ぎているといふふうには私考えられないんです。たとえば、ここに新日本製鉄とKDDと東電の退職の実情について、これは昭和五十四年度末のものですが、調べてみましたところが、退職給与引当金の期末残高に比べて実際の退職者に対して支払われた金額、この比率をとつてみますと、新日鉄の場合は一三・八%、KDDの場合はわずかに二・三%、東電の場合は一〇・三%と、こういうことになつていまして。

そうしますと、繰り入れ率四〇%というのがいかに大きいことかということがよくわかると思ひます。ですから、実際のいまの三社の場合で計算してみますと、事実上二千三百七十億円がこれが課税を逃れて、そしていわば事実上の内部留保として蓄積されているという状況ですね。だから、こういう引当金はこれは実態に近いものにする。私、外国でもそういうふうなやつていられる例の方が多いいんじゃないかという感じがするんですけれども、もつと繰り入れ率を実態に近づける、近いものにするといふおつもりがあるかどうか、これを伺ひたい。

○政府委員(高橋元君) 引当金が法人の所得計算上持つております合理的な仕組みであるというこ

とはたびたびお答えもしてきておりますし、いま時間もないことでございますから繰り返して申し上げませんが、そういう基本的な原則の中で退職給付引当金を考えます場合に、引当金への繰り入れ率が現実必要とせられるよりも高くなつておるといふ点には問題がございます。それは実態に合せて常に見直しをしていかなければならないわけでございます。そのために私どもは、三十五年当時と五十二年当時の従業員の在職者の今後の平均予定在職年数というものは引き直してみますと、かつて九年であつたものが十二年に伸びておる。したがって、割引率で私ども五〇%と申し上げておつたわけですが、割引率からいたしますと五〇%が四〇%という積み立て限度になる、こういうことで改正を御提案しておるわけでございます。

引当金の繰り入れ率が常に実態に合ったものでなければならぬということ、私どもの変わらぬ考え方でございますので、今後も雇用の情勢の推移に応じて考えてまいりたいというふうに思ひます。

○渡辺武君 それは多少実態に合つて、平均在職予定年数九年が十二年になつたから、それに応じて五〇%を四〇%に引き下げた、だからこれは一定の改善だとは言つてゐるんです。言つてゐるんだが、さつきも申しましたように、実際退職してゐる人の受け取つた退職金とそして退職給付引当金の期末残高を比べてみたら、一〇%前後というのが実情でしょう。それをいまだに四〇%も繰り入れを認める。これは税金逃れを大企業に許してゐるという以外の何物でもないですよ。だから、実態にできるだけ近づけたいというなら結構なこと、こんな平均在職年数というふうなことをだけを実態として見ないで、実際退職してゐるという実態を十分にかみながらやつていただきたいんです。

これは貸し倒れ引当金などについても同じことだらうと思ふんですよ。皆さんの方が御存じだと思ひますが、日本租税研究協会、これは相当権威

のあるもので、第二十八回研究大会、この記録によりますと、引当金についてはこういうことを言つてゐるんです。

引当金については、各国ともその経験率とか合理的な見積額によるとか個別にそれを算定するといふ方式などによるのであつて、わが国のように期末有高に對して一定率を乗ずることによつて限度額を定めるといふ方式はまずないのである。つまり、画一的基準によつて限度額を定めるといふ方式が適當かどうか、貸倒れの多い企業と少ない企業とが同じ業種に属してゐるというそれだけの理由によつて、画一的に貸倒引当金を設定することができるといふことは問題ではないか、むしろ企業の実績基準を考へることの方が適當なのではないか、そういう面を考慮する必要がある。

こう言つてゐるんです。この点大蔵省も、やっぱりこういう権威のあるところで、これは共産党の団体じゃないんだから、十分あなた方もやっぱり真剣になつて検討して、そうしてそういう方向に努力すると、ぜひやつてほしいと思ふんです。これは政務次官どうですか、当然のことだと思ふけれども。

○政府委員(高橋元君) 退職給付引当金は、將來、つまり平均して十二年先にやめる人のために、当期ふえた退職金の支払い所要額の半分を引当金に繰り入れるという制度でございますから、現在の退職状況とは必ずしもリンクしなくて、十二年先の話だと思ふのです。したがつて、職員構成が比較的若齢化してゐる会社では、退職給付引当金の取り崩しは高くなつておる。そういう状況は今後だんだんと進んでくるといふふうに私も思ふのですが、さらに引当金への繰り入れ率については、実績を考へながら検討していきたいというところは先ほど申し上げたとおりであります。

貸し倒れ引当金は、引当金の繰り入れ率が過大にならないように随時改正をしてきておりまして、五十四年度、金融保険業以外について二割を

切つたわけでございますが、その際に、実績率と選択という制度を導入しております。すべてを選択にするかどうか、会計上の慣行はまだ熟しておりませんので、引当金の実績率をどうやってはじくかといふこと、また、企業が実績率ではじき直すといふこと、その辺の進みぐあいを持つてのことでございますけれども、御提案の点は今後の一つの研究課題であらうと思ひます。

○渡辺武君 私どもは、もう長いことこの問題についてはあなた方に申し上げて、ぼちぼちそういう方向に重い腰を上げられて結構なことだと思ひます。しかし、実態からすると、依然として大企業優遇になつてゐる、この点は私どもははつきりと申します。ですから、ゆつくりやらないで急いでやつてほしいと思ふんですよ。財政難、財政難と言ふなら、まずこういうところから本氣になつて手をつけるということをやつてほしいと思ふんですよ。

○政府委員(遠藤要君) いま渡辺先生の御提言を心に十分持つて、検討していきたいと思ひます。○渡辺武君 時間がないので端的に申しますけれども、例の法人の受取配当ですね、これは基本的には非課税になつてゐる。ところが、法人が支払う方、これはいま議論されましたけれども、留保所得への普通の法人税率は四〇%なのに、この支払配当については三〇%の税率しか掛けられていないといふことになつてゐるわけですね。それで、受け取る方は税金だ、出す方は三〇%、こういうことで、もし仮に、これが一定の企業集団の間でもつてやられてゐるという場合を考へてみますと、非常に有利な制度になつてゐるのです。企業集団で仕事をやつてゐると言へば、大企業ですよ。これまた、大企業優遇措置だといふふうに見えざるを得ないと思ふんです。この点の是非、これはどう考へておられるか。

○政府委員(高橋元君) お言葉でございますけれども、私も、これは法人税の基本的仕組みであるといふふうに認識しております。大企業優遇のための措置という考へ方は持つておらないわけ

でございますが、この受取配当を益金に算入しないという制度は、これはいわゆる実在説であらうが擬制説であらうが、どこの国の税制においてもとられてゐるわけがありません。配当が会社間を転々としております間になつてしまふということについての不合理は申し上げるまでもないわけ、したがつて、法人税が支払われて法人によつて受け取られます場合に、その間の調整が必要である。そのあり方がどうあるべきかといふことは、大体どこの国も受取配当益金の不算入といふことで対応してゐるようであります。

この問題も、企業課税小委員会、税制調査会で御検討を願ふ項目の一つに入つてゐることを、つけ加えさせていただきます。

○渡辺武君 いま、転々としてゐるうちに、やがて個人の株主に入つていくだらうという趣旨だらうと思ひますけれども、実態はそうでないんですよ。いま、とにかく法人の持株比率、これは年々上昇して、五十三年度では六八・九%、これが法人によつて所有されてゐるという実態ですね。特に、その中でも、私申しました同系列内での相互持ち株、これが最近非常にふえてきてゐる。六大企業集団の場合ですと二三・三%、これが同企業内の相互の持ち株、こういうことになつてゐる。ですから、やはり何と言つたつて、これはそういう大企業集団にとつては非常にうまみのある制度なんです。配当を出しても、これは税金がかからない。配当を出しても、普通の法人税率より以下の税率で税金を納めればよい。こないないことはいいですよ。

ですから、あなた方が大企業優遇だといふふうにか考へるというのを私申し上げてゐるわけじゃない。もし仮に考へたら、こんなものはとくに正されてゐると思ふ。だけれども、やはりこれも国民はとうてい納得できない不公平税制のいわば尤たるものだといふふうに言つても差し支えないものですよ。したがつて法人税のあり方、その他の基本問題云々をおししやいましたけれども、それはしばらくおくとしても、この是正のた

めに、もっと大蔵省本気になって努力してほしいというふうに思います。これは、ひとつ政務次官、やっぱりかなり英断を要することだろうと思いますので、お答えいただきたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 時間がそろそろ来ますので、簡潔にお願いいたします。

○政府委員(遠藤要君) 渡辺先生のせっかくの御発言でございますが、これは、大分役所内でもいつも議論になっている問題でございます。われわれはあくまでも大企業擁護というふうな態度で進んでいる、その点はひとつ御理解願つて、ただいまの御提言は御提言として拝聴しておきたいと思ひます。

○渡辺武君 最後にはほんの一言。

税調の長期答申で、法人税の基本的仕組みについては、法人の性格論に固執することなく法人税制を法人の社会的、経済的実態に適合させるという方向で引き続き検討していくべきであるということを書いておられます。そういう方向でやりますか。

○政府委員(高橋元君) そのとおり考えております。

〔委員長退席、理事細川護国君着席〕

○中村利次君 円レートの問題とか、あるいは内外の金利差の問題とか、経済金融政策については、大変むずかしい状態の中にわが国はあるわけでありまして、その中で、財政の再建が重大な政治課題になっているわけでありまして、だからこそ、所得税あるいは租税特別措置の問題も、その一環として、どう公正なものにしていくかというところが議論をされてきておられるわけでありまして、その一環として利子や配当の所得を総合課税にしよう、六十年からこれを実施しようというのはいくつかの前進であつて、それなりの評価をすべきだと思ひます。

私は、そういう立場に立つて、実は先般の本案議でも、しかし五十九年の十二月まではいまの税率をそのまま据え置くということでありまして、

ら、したがって総合課税に移行するのに事務的にいろいろ時間がかかるんだったら、その間、税率の問題を何とかお考えになりませんか、と、やっぱりせつかく総合課税に踏み切つて、まあ政府が悪名高いとお考えになったかどうかかわかりませんが、一般国民の立場からすると分離課税というのは評判がよくないかと思ひますが、五十九年の十二月まで据え置くという事は、まあ今度踏み切るんだから、最後の優遇措置としてお考えになったかどうかという質問をしたんですが、これは総理のつまびらかな答弁を得ることができませんでした。

ですから、しつこいようですけれども、この間、税調会長が参考人としてお見えになりましたときに同じ質問をしてみたんですが、小倉会長は、三五%という税率は高額であつて、これをまたいじるといふのはつきりそれは議論の対象にならなかつたというお答えであつたように思ふんです。しかし、画竜点睛を欠くというふうなことは、やっぱりこれは公正を追求するといふそういう姿勢の問題からいっていかかと思ひます。御議論があつたかどうかを承りたい。

○政府委員(高橋元君) 源泉選択課税を五十八年の十二月三十一日まで延長をする、いまそういうお願いをしておられるわけですが、その場合に、源泉分離選択課税の税率三五%をもつと上げるべきだと思ひますが、そういう検討をしたかとお尋ねいたします。

実は、昭和五十二年の改正であつたかと思ひますが、利子の一般の源泉徴収税率を一五%から二〇%に上げましたときに、源泉分離選択課税の税率を三〇%から三五%に上げさせていただいたわけでございます。それでまあ起り合はしたわけでございますが、そのときに起りましたのは、源泉分離を選択される預金が非課税預金に逃げ込んだというふうなことでございます。つまり、郵便貯金なりマル優なりというものの管理が残念ながら徹底しておりませんことを受けてのことだと思ひ

ますけれども、三五%新しく払うならば、それはゼロのところへ行つてしまふことが相当広範に起こつたように思ひます。

したがひまして、源泉分離選択課税の税率を上げただけで、非課税貯蓄の方の把握の体制を変えないといふと、かえつて不公平が大きくなるというふうに思ひます。その辺はぜひ金融機関の実情も調べ、徴税当局と申しますか、執行当局との意見も交換をいたし、部内でも慎重に検討をしたわけでございますけれども、源泉分離選択課税の税率を上げないで、五十九年に全部を総合課税の中に入れてしまふ、そういう体制をつくり出すためには、かえつて三五%の税率を維持した方がいいという結論に達したということを御報告申し上げて、御理解をいただきたいと思ひます。

○中村利次君 なるほどこれはお伺いすると、マル優に逃げ込んだなんてことは、全くこれはどうも容易ならざることでして、総合課税をする場合のグリーンカードの採用、これもどうなんですか。グリーンカードにも抜け穴はございまいやうし、いま一歩踏み込んでも納税番号制度というの、私はこれもこの間の参考人の御意見を承りまして、あれは一河参考人でございまして、グリーンカードも一つの方向性であらうけれども、やっぱり番号制の導入というものは、確かにこれはプライバシーの問題等いろいろ反対意見も強いと、しかし正しい課税をする、公正な課税をするという立場からすると、あながち全面的にこれを否定するということはどうであらうかという御意見を承りまして、私も全くこれは貴重な御意見だ、こう思つたんです。

特に、いま局長の御答弁で、税率三五%に上げたときにマル優に逃げ込んだのが本当に実績としてあらわれたというところになります。これは容易でないことでありまして、私もそこで気楽に不正の是正とか何とか言つてみても、とにかくまあ口頭では幾らでも言うけれども、その裏からぞろぞろ抜け穴ができておるといふやうなことではどうにもならぬわけでありまして、

けれども、そういう問題に絡んでグリーンカードあるいは納税番号制の功罪なり比較、それからそのほか、完全な総合課税にするための、まあ表現は悪いかもしれませんが捕捉について万漏漏なきを期するといふ、そういう立場からいろいろの検討についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 私も、グリーンカード制度を結論として御審議を願つておるわけでございますが、また、これをもつてその執行に十分協力を得まして、先ほど私もお答え申した中で言葉が適切でなかつたかもしれませんが、非課税貯蓄の中に課税貯蓄が逃げ込むというやうなことが一切ないことになるといふふうに期待しておるわけでございますけれども、こういう制度に到達します前に、納税者番号制度というものを設けて、これによつて税務当局が自然人と法人のすべてに強制付番をいたします。で、金融取引は一切納税番号の提示をして、番号を税務当局及び金融機関に御通知になつていただく、それで本人確認と名寄せを一齐にやりますという制度を考えたいと思ひます。

〔理事細川護国君退席、委員長着席〕

しかし、これは非常に完璧な制度ではございませうけれども、どうも国民の方々の御理解をまだ十分に得られるに至つていないと、あるいはプライバシーの問題でございまして、手間暇の問題でございまして、国民の間に納税者番号制度を導入するためには十分な環境整備が行われていないといふことが思ひます。

その次に、非常に完全な制度としても一つありますのは、さつきもお答え申して重複いたしますが、全部の預金について七五%、所得税の最高税率で課税をしようというわけでありまして、そうしますとまあ九九・九%の方は、もっと多くなるかもしれません、還付を申請されます。名義がどうであらうと自分の預金で七五%取られちゃったのです、私の所得税率は三〇%だから四五%還付してください、こういうことを申告なさるで

ありましよう。そうしますと、名寄せの問題も本人確認の問題も、一気に各納税者が個人で御処理になるわけでありまして、片づくわけでありまして、そういう制度も考へてみて、税制調査会で御検討願つたわけですが、これは言うべくして実行できないという事になります。つまり、一億一千万人おられる中で、一億九百何十万人という方が税務署に還付においでになるわけでございますから、これはもう、その税務の第一線の混乱たるや、想像するに余りあるものがあると思ひます。

したがって、その制度も理論倒れであるということになりまして、あといろいろ検討いたしました中に、現在非課税貯蓄申込書というのを出していただいておりますが、その非課税貯蓄申込書を出す、それからその利子・配当の受領の告知をなさる際、二つの場合に全部住民票をいただくのではないかと、また、会社の登記簿の謄本をいただくのではないかと、それを金融機関が全部備へておきまして、チェックしたその証拠に持つておくという事を考へたらどうだという事なことも検討してみたのですが、これは利子の支払い者、配当の支払い者の負担が余りにも大きい。利子や配当の所得者についても手間が大変であります。これも實際的でないし、果たして効果が上がるかどうか、いままですういふ制度を敷きにしてやつてきたことでございますから、いままですうてきてうまくいかなかつたものがさういふことでうまくいくかどうかという点も効果のほどもや疑問があるということで、グリーンカード制度を御提案申し上げておる形に落ちついて、この執行について万全を期して利子・配当所得の総合課税の実を上げたいというふうに考へておる次第であります。

○中村利次君 冒頭申し上げましたように、財政の再建の前提は、やっぱり不正の是正をどう達成できるかということにかなり私はウェイトがかかると思ふんですね。そういう意味では、税制上の不正の是正もさることながら、やっぱり総合所得の体制に入つても正しい所得の捕捉ができる

のかどうかにかかつておると思ふんですよ。ところが、こいつはどうも税理士法の改正の中でのいろいろ議論がございまして、高所得者があえて脱税をしておる。たとえば医師あるいは高所得の芸能人等が新聞をにぎわしてゐるわけでありまして、こういうのをやっぱりどう正しく捕捉をするか。

きのうも申し上げましたが、わが国の所得税というのは欧米に比べて確かに税率は高くない。しかし、税率が高くないのに何ともこれは重税感があるというのはなぜかと言へば、やっぱりさういふ何かやせるせないような不正を感じておるから、何か重税感みたいなものがあつて、できれば脱税でも何でもいから税金を逃れたい、さういふところに、まあこれはきわめて少数ではございまいけれども、悪徳者のほびる余地もあつて、ますます税の公正を損ねておると思ひますけれども、もう時間がだんだんなくなりましたから、ひとつさういふ点につきましてはいまの局長の御答弁、かなりまあ努力をされておるようでありまして、六十一年の一月一日からいよいよ新しい総合課税体制に入るわけでありまして、なおひとつその努力を続けられまして、本當に不正をなくするよう、さういふ決手をひとつ御検討の上、結論をお出しになるよう要望いたします。

次に、これも参考人の御意見の中で私は大変に参考になりましたのは、土地税制の問題ですね。私は今度の土地税制の改正につきましても、これもやっぱり税制のみで土地対策にはなり得ないという事をふだんから言つておるわけですから、私はさういふ意味では、今度の土地税制なんかにつきましても本當にこれは土地対策には、供給をふやすようなさういふものにはもうはつきり言つてなり得ないと思ふんですね。

う。これは幾ら税制上ひねくつてみても、いま売った土地がどんな値上りをするという事になれば、いま売れば損だという、これは私はぬぐい切れないと思ひますよ。これは国の政策に根幹は行くんでしようけれども、しかし、そんなことを言つたつてしようがないんだから、たとえば売却の土地代金に対して土地の値上り率に應じた補償をするような土地債の発行だとか、さういふ何か検討というのを考へられませんか。いかがですか、これは研究課題として。

○政府委員(高橋元君) 土地政策を総合的に進めてまいらなければならぬわけでございますし、そのための手段も、税制は補助的なもので、もつと本来的な土地の利用規制なり利用の促進なり再開発の政策があつてしかるべきだと思ふわけでありまして。

いま土地債という仰せでありまして、ちよつと私も直接所掌しておりませんので、どういふお答えを申し上げたらよろしいか、頭の中に思ひ浮かばないわけで恐縮に存じますけれども、御意見のありました点は十分建設省、国土庁及び、債券でございますと私どもの関係の理財なり証券局というところと相談をして、総合的な土地政策を講じて、それによつて宅地の供給の円滑な促進に資するということと検討を進めたいと思ひます。

で、そしてで上がったときには、竣工したときには二〇%か三〇%か上乗せをして、全くこれは火事場どろぼうというのか全くの不当利得ですね、さういふことすら行われるような事態にある。それに対する手は打てない、対応ができない。さういふ中で、庶民のマイホームはほとんどこれは遠ざかちやうと手が届かないようなことになりつゝあるわけでありまして、土地対策は何とかならないかということ考へてみますと、有効な手がなかなか考へてみてみない。

さうなりますと、私権を制限をするのか、あるいはさうではなくて何か有効な対策はないのかというところから立法措置が必要なら立法措置、あるいはいまい言ふようなたとえば政府主導型の、土地の買取については、まずはさういふ土地債みたいなものを考へてみる、さういふのを、何といひますか、民間も含めた土地対策に広げていくという事なことをぜひひとつ、この場の御答弁のみではなくて、唐突な質問でございましたが、いまの御答弁で私は満足いたしますから検討してください。

ひとつ、検討していただくかどうかお答えをいただいて、これでもうやめます。

○政府委員(遠藤要君) ただいまの御意見、非常にわれわれ胸を打たれる点がたくさんございまして。特に、これは税制のみで宅地の緩和ということとはなかなか問題であると。やはり行政面においてもひとつ考へていかなければならぬ、さういふ点で、われわれとしては建設省なり国土庁と連携をとつて検討、善処してまいりたい、さういふふうにお答え申し上げておきます。

○中村利次君 ありがとうございます。

○委員長(世耕政隆君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、福岡知之君、多田省吾君、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として川村清一君、中野明君、和泉照雄君が選任されました。

○野末陳平君 グリーンカードの問題点の一つに、郵便貯金があると思ひます。

そこで、当局としては、郵便貯金とグリーンカードでもってこの両者に起こり得るいろいろな心配事がある。一番大きな心配点はどこだというふうに判断をされていきますか。

○政府委員(高橋元君) 五十九年の一月一日以降は、グリーンカードの御提示がなければ郵便貯金についても非課税の取り扱いが受けられないことになりまふ。そういう意味では、五十九年一月一日以降は民間金融機関に対する預金であらうと郵便貯金であらうと無差別の取り扱いになる、これはもう制度としてまさにそのとおりでありますし、そういうところを持つていくように、金融機関と具体的な手続をこれから検討してまいるわけであります。

しばしば言われておりますのは、五十八年十二月三十一日以前は郵便貯金は三百万円の預入制限の範囲内で現在と同じように受け入れができるわけでありまふ。そうなりますと、定額貯金の期限は十年でありますから、十年間は総額をオーバーしたものの、または架名のものであつても受け入れができる。それに対して民間の金融機関の非課税貯蓄は、五十九年の十二月三十一日までには全部新しいグリーンカードに店ごとの限度額を書いてそれを集中管理されることになる、そこが不公平ではないかという御指摘があります。

○野末陳平君 そうしますと、よく民間の金融機関が言うには、五十八年度は郵便貯金に駆け込みがふえまして、郵便局にますます圧迫されると。逃げていく金についてちゃんとしておかなければ不公平でこの制度はよくないか、こう言うのですね。具体的に何か手がありますか。

○政府委員(高橋元君) これは現在でも郵便貯金法は三百万円の預入制限、総額制限を持つておられまして、郵政省御当局も、二万だったと承知しますが、二万の郵便局のそれぞれの窓口で貯金を受け入れる場合に、本人の確認の必要があればお呼びになるし、全体として、これは手作業であるとい

いうふうに伺つておりますが、名寄せをできる限り手作業の範囲でおやりになつて、総額制限を超過した場合には減額措置をおとりになつておられるというふうに承知しております。

私が先ほど、民間にそういう意見がある、懸念があるというところをお答えをしたわけですが、そういう懸念のないようにこれから五十八年末にかけて郵政省も従前よりも増して御努力をいただく、相互の間で抜け穴のないように、一緒になつて新制度に円滑に移行できる道を考えていきたいというところを郵政省に申し上げておりました、恐らく郵政省も同じ御意見であらうかというふうに承知しておるわけでありまふ。

○野末陳平君 まさしく郵政省の協力がなければ、いま言ったような不公平な問題が起こると思ひます。ですから、なお衆議院の附帯決議も参考にしますと、新制度移行前においても預金者の本人確認と名寄せを厳正に励行しとある、この部分だと思ひます。さて、しからば、郵政省のやつてゐる名寄せが完全なものであつたかといひますと、これはほぼ完全であるという説明が郵政当局からはありますが、しかし、ほぼと言つても、どの程度といつたつて、ほぼで、一〇〇%完全でなければ、これはまた、そこには問題が起きてゐるわけですからね。この辺の水かけ論は全く意味がないと思ひますが、これからなお一層郵政省に努力をしてもらうためにも少し現実の名寄せ、本人確認などについて二、三の疑問をここで出しておきたいと思ひます。

郵政省が減額措置を講じてゐるのは承知しておりますが、五十三年度においてはどの程度のいわゆる三百万円の枠オーバーの件数があつてそれに減額措置をどう講じたか、金額の面で、五十三年度でいいますから、その辺をちょっとデータで教えてくださう。

○説明員(神谷和郎君) いまお尋ねの減額措置、制限額を超過いたしましたお客様に対して減額を徴したものににつきまして、五十三年度は件数に

いたしまして約二万件、金額にいたしまして約二百二十一億円と承知をいたしております。

○野末陳平君 そうしますと、いまの二万件の中で、いわゆる外務員と言つていいのかわかきませんが、募集して歩く、郵便貯金を集めて歩く係ですね、が集金してくるやつ、これは大体どのくらいこの件数の中に入つてゐるのか。

○説明員(神谷和郎君) 貯金の奨励につきましては、御存じのとおり窓口その他いろいろございまして、貯金の外務で取り扱つておりますものにつきましては個別にこれをどの程度というふうに調べたものはございせん。しかしながら、私どももいたしまして、こういったものにつきましたは、先ほど来大蔵御当局からも申されておりますように、鋭意厳正な措置をとつてまいりたい、このように考えております。

○野末陳平君 そういつたてまえを聞いてゐるのじゃなくて、貯蓄奨励手当が出てゐる、その貯蓄奨励手当は減額措置を講じられたことによつて当然返却を求めているわけですね。ですから、その返却を求めた奨励手当の額がわかれれば、いま言つた全体の五十三年度の減額措置のいわゆる制限超過件数の中のどの部分が外務員の集めてきた金であるか、それは逆算でわかると思ひますので、それを聞いたのです。

○説明員(神谷和郎君) 貯蓄奨励手当の五十三年度におきますところの返納額は約五千四百万円、件数にいたしまして一万三千件となつております。

○野末陳平君 そうしますと、いま制限超過件数、減額措置を講じたんだが、その二万件のうちの一萬三千件は外務員が集めてきたと、こういうことになるので、残りが預金者が窓口に行つてやつたと、こうなる。となれば、この減額措置の状況が果たして完全なる名寄せ作業によつてこれしかなくつたというのか、あるいはさらに多くなつたところがあるのか。これは判断の分かれところですが、少なくとも郵政省が正式におとりになつたこの減額措置の状況から推して、その半

分以上、強いて言うならば六五%ぐらいは外務員が集めてきた金だと、こういうふうになる。こう見ていいですね、当然。

○説明員(神谷和郎君) ほぼ数字をいたしまして出たものは、お説のとおりでございます。

○野末陳平君 そうしますと、郵政当局には気に入らないのと思ひますが、名寄せがほぼ完全というよりも、名寄せもなかなか大変であらうと、一生懸命やつてもやはりいろいろな点で限界があるんじゃないかと思つたりすると、努力の末、毎年何万件かの減額措置を講じてても現実にはわからない部分があつたであらうと想像もされる。しかし、それはわからない。少なくともわかつた範囲で、数字の上だけではそう言えるというが、外務員が集めてくる金の中に結果的には減額措置をしなきゃならないようなケースが半分以上あるというのはいやや問題だ。

というところは、故意にかそれとも全くわからずにやつたか知らぬが、三百万円以上集めてきてゐるわけですね。まあ一人が集めてゐるんじゃない。結果的にそうなるんでしようが、やつぱりこの集め方にこの限度を超つたという厳しい線を守る、そういう感覚がないからこういう結果になつたんじゃないかと、そう思ふんですが、どう判断されますか、奨励課として。

○説明員(神谷和郎君) 私どももいたしまして、従前ともこの総額制限の厳正な履行ということにつきましたは、各種の方策で指導をいたしておるところでございます。お説のように、現実にはそういった減額措置を講ずるものがございますので、なお一層厳正な措置をとつてまいりたいと、このように考えております。

○野末陳平君 名寄せも大事だけれども、集めてくるときにすでにその辺があいまいであれば、これは名寄せが非常になお何というか手間を食うだけで、集める段階の問題というのはいささかと思ひます。参考までに聞きますが、五十三年度で結構ですから、一休定額貯金はどのくらい集まりまして、

その中でいわゆる外務員が奨励手当をもらいながら集めてきた分は一体どのくらいあるんだと、その数字は出るでしょう、手当を逆算すれば出るんだから。

○説明員(神谷和郎君) 定額貯金の新規募集額につきましては、昭和五十三年度におきまして九兆九千四百八十五億円となっております。募集手当につきましては、支給総額が約三百億円となっております。

○野末陳平君 そこで、どのくらいじゃあ集めたことになるんですか、これで。

○説明員(神谷和郎君) これは支給の総額でございます。募集手当につきましては、定額貯金のみなす積立貯金並びに定期貯金についても支給いたしておりますので、具体的にこの部分については不分明でございます。

○野末陳平君 少なくも、支給された手当から逆算しますと、かなりこの外務員がお金を集めてくるということとはわかるので、それゆえにこの外務員の教育というのは非常に大変である、あるいはなお一層この部分にも、郵政省は名寄せや本人確認と言わずに、この集め方にもっと深刻な検討を加えてほしいと思うんですね。

で、郵便貯金を集めてきたことに対して手当を出すというところが、まあ手当の額や何かはともかくとして、手当を果たして出すべきものかどうかと。手当を出す、もたらえとなれば、やはり三百万の枠があつてもなくとも、そんなことは口ぬぐつて少しでも集めたいと、こういうのが人情だから、ぼくは手当を出すのはどうかと、まあ簡易保険の問題なんかはかなり額が多いようですが、この貯蓄奨励手当と称するものも疑問に思うんですよ。大体一人当たり年間幾らぐらい、平均支給額でいいですが、手当が出ておつて、その手当だけで全部で年間幾らになっているか、五十三年度だけでいいですかね。

○説明員(神谷和郎君) 五十三年度におきまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり支給総額が三百億円でございます。この支給を受けた職員

員全体で割りますと、年間一人二十七万円平均となつております。

○野末陳平君 簡易保険の方の手当から比べればそんなに大きくないという心理は、やはり限度枠をオーバーさせる動機になると思ひますから、ここは厳重に注意してほしいと思ひます。

そこで、こうやって集められた金が、結果的に名寄せ作業の量をふやしたりするんですが、この名寄せそのものですね、郵政省に前からいろいろお聞きしていますと、非常に一生懸命やられておるようですが、何分にもどうもむずかしいと思うので、ここで名寄せが果たしてちゃんとほぼ完全に行われていくかどうか。

それから同時に、本人確認というものが、グリーンカードになればともかくとして、それ以前まだ四年もあるわけですから、この本人確認というものが果たして適切に行われているかどうか、この辺にぼくは第三者の目が要るだろうと思ひます。郵政省に聞いたら、よろしい、やつていますと言われれば、一々毎日ぼくらも行って名寄せは本当に完全かなんて言えない。でも結果的には、減額措置の半分以上は外務員の集めた金だといふことを考えると、やはり相当な問題がある。

名寄せが悪いんじゃないかと、それ以前の問題。だから、この名寄せと本人確認に第三者の目が必要で、郵政省だけに任せておくのはどうも無理ではないかというふうに考える。

そこで、行政管理庁に聞きますが、やはりこの名寄せと本人確認というのは、非常に法律上の問題として余りにずさんであり、いけないわけですから、郵政省のこの作業に対して、行管としては監察の対象にする必要があるんじゃないか、同時に応じてそれはやるべきではないかと、こういう考えを持つんですが、どんな御態度でしょうか。

○説明員(重富吉之助君) お答えを申し上げます。郵便貯金の運営についていろいろ問題があるこ

とは、私どもも承知しております。しかし、先生御承知のとおり、郵便貯金について名寄せを的確に実施いたしますためには、全国に約二万ほどございまして郵便局の貯金取扱業務をオンライン化するることによつて初めて可能になるかというふうに考えております。しかしながら、郵便局の貯金取扱業務のオンライン化は最近始まりましてばかりでございます。その完成は、先生も御承知のとおり五十八年度末になると聞いております。したがって、私どもは当面、郵政省で適当な措置がとられると期待して、その郵政省の措置状況を見守つておるところでございます。しかし、郵政省の措置が適当でないというようなことでございまして、私どもは郵便貯金業務の運営の状況について監察することは是非についても検討したいと、こういうふうに考えております。

○野末陳平君 そうすると、適切でなかったりしたら対象にするかどうかを検討するというところで、いまでもやはりやる必要性を認めているというところまで積極的な態度ではないのかな。

○説明員(重富吉之助君) まだオンライン化のサービスがほんの一部しか行われておりませんので、もう少ししばらく時期を見守りたい、こういうふうに考えております。

○野末陳平君 そうすると、いずれにせよ、これも監察の対象になり得るといふ判断をお持ちのこととはわかりました。

ですから、そうしなければなおのこと、ますますに行監の対象として第三者の目を光らせてくれということを言うわけじゃないけれども、郵政省としても鋭意この問題に取り組んでほしいと思ひますよ。

いまオンラインの話が出ましたが、オンラインになるについて郵政省はどうなんですか、いまのところは住所、氏名だけで打ち込んでいるんですか。

○説明員(神谷和郎君) 現在、おっしゃつてみえるところ、私どももいたしましては、オンラインによつて取り扱うものについては記号番号、住所、氏名、こういうことに相なつております。

○野末陳平君 そうしますと、五十九年以降においてグリーンカードになりますと、そのグリーンカードを当然郵便局でも控えるわけですが、この番号ができたならば、郵便局の全国オンラインというものは、住所、氏名に加えて、この番号が当然使われなきゃおかしいと思ひ、その方が便利だと思ひますが、どうでしょう。というのは、住所、氏名というが、氏名は本人確認ができて、住所が確認できない場合もあったり、少なくとも外務員の集め方によつては、だから、ぼくはやはりオンラインには新規に発行されるグリーンカードの番号を使うということが絶対条件だと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(神谷和郎君) 名寄せの問題につきましては、いまオンラインによる手続等につきまして、郵政省貯金局として慎重に検討をいたしておりますので、これについて具体的な方策を、いまにわかにかうなるものであるというふうなことにしては、ちよつと不分明でございます。

○野末陳平君 まあ、あなたの答えられる範囲じゃないのかも知れませんが、じゃ、要望しておきますね。やはり名寄せについては住所、氏名でいまはオンラインに乗せているようですが、このグリーンカード実施と同時に、やはりこの番号を使うべきであつて、これをやらなければ本当の完全なる名寄せはできないだろうと、こう思ひますよ。ましてや、このグリーンカード実施前に駆け込みの内緒の金などがかなりあつたとすれば、予想はされる。でも、どのくらいあるか、これはわかりませんよ。しかし、ないしよの金を持つて連中、あるいは利息逃れをやりたい連中は必ずその辺にいくであらうと思ひ、その後において名寄せがきちつと行われて、そういう駆け込みの金が表に出るといふことが望ましい。ならば、やはりオンラインには番号をどうしても使つてほしいし使つべきである、こう考えるんで、それを持ち帰つて、よく言つておいてくれませんか。大丈夫でしょう。だって、できないわけないんだも

の。番号を使わないという理由の方がおかしいものね。

○説明員(神谷和郎君) お説のように、私どもとしてオンライン完成の晩にはどのような方策でやるかというシステムそのことについて万全を期すように検討をしてみたい、こう考えております。

○野末陳平君 この名寄せと本人確認がきちっと行われれば、郵便貯金の問題というのはほぼ不平を防ぐことになるであろうと考えるわけなんですね。

そこで、いまの郵政省の答えを聞いて、大蔵省の方に改めて聞きますが、どうでしょう、そのくらしいことで大蔵当局としてはもうこれは郵政省にすべてお任せで、こちらに期待するしかないかと、仮にこれが完全でなくて、何かおかしい例があっても、これはもうしょうがないと。それこそ駆け込みで預金して十年間非課税のままで、ないしよの金か何か知らないが、郵便局に眠っているも、これはもうあきらめようということなんですかね、最後は。もちろんこちら側もそんなことがないように頼んだから、まずまず大丈夫だと思いうけれども、念には念を押して聞きますがね。

○政府委員(高橋元君) 制度的にその問題に対処するとして、民間の貯蓄と同じように、制度実施後しばらくの時期までに全部グリーンカードで確認を直すということになるわけでございますけれども、現在郵便貯金の総額制限で、郵政省でなさっておられる本人確認制度及び名寄せの対象として認められて貯蓄されてしまったものに、追っかけて義務を課するというのは大変むずかしいように思います。民間の非課税貯蓄は申告書によって開設されておるわけですから、申告書を入れかえるということですが、このような制度をとっていい郵便貯金について、改めてさかのぼって洗い替えの義務を課するというのは法律上の問題があるかと思ひます。

そこで、いまも郵政当局からお話もございましたが、オンライン化も進むことでございますし、

相互に金融機関としての言ったらしかられるかもしれないませんが、政府金融機関としての郵便貯金、それから民間の金融機関の貯蓄、そういうものとバランスをとりながらよく御相談をして、制度的に、また実際上も対処してまいりたい、かように協議を続けてまいりたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 暫時休憩いたします。
午後六時に再開いたします。
午後五時四十六分休憩

午後六時五十分開会
○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○丸谷金保君 大臣に質問申し上げる前に、先ほどの質問の関連で、私さっき資料をちよつと持っていたので、生活保護基準の関係について大体二百二十万ぐらいと記憶していると、こういうふうに申し上げましたところが、おたくの方は書いたものを持ってきて読み上げて、そんなにないという話でしたね。しかし、実際にはそうでないんですよ。おたくのは普通のあれを出したので、特別基準というのがあるんです。たとえば、住宅扶助も九千円ですけれども、特別基準ですと、一級地、二級地ともに三万四千六百円までつくんです。だから、一級地の最高の生活保護の基準の具体例で言うと、四人家族で二百十六万二千四百三十六円、こういう数字になるんです、これ。一体何を見てさっき答弁なさったんですか。

○政府委員(高橋元君) よく厚生省に、もう一度調査を続け、調査をいたしてみますが、私が申し上げましたのは、たとえば予算の場合に一級地の生活保護基準が幾らであるか、その金額であります。したがって、標準化した場合の一級地の生活扶助と、それから住宅扶助、それから教育扶助、住宅扶助につきましましては基準額、教育扶助の額そ

れを合算した金額であります。

○丸谷金保君 私は、ですから、その基準の中で特別基準というのは、地域によってあるんです。いいですか、特別基準で出ているんですから、住宅扶助なんかも、九千円ではなくて三万四千六百円と出ているんです。そういうのを計算したら、やっぱり二百十六万になるんですよ。だから、現に四人家族で、その地域はみんな二百十六万も出ているんです。この所得税の問題をあれすると、この生活扶助基準の人の人が高くなるのじゃないかと、こう申し上げたんです。実際にもらっているんですよ、これ、たくさんの方が。

○政府委員(高橋元君) 生活扶助基準と課税最低限の関係は、国税の場合は、先ほどもお答えしましたように、まだかなり離れておる。毎年住民税の課税最低限について検討いたします際に、私どもは、先ほど私からお答えを申し上げましたという基準額を用いましてつくりました、五十五年度で申しますと百六十三万二千円でございますか、それと住民税の課税最低限とを比べております。そういうことでお答えを申し上げた次第でございます。

○丸谷金保君 だから、そうでないのがあるということはわかりましたですね。
そこで、この問題は、実は、燃料手当の免税と関連してくるんです。現在、所得の中に燃料手当は加算されるんです。燃料手当は所得控除になっていないんです。そうすると、それらも合算して、先ほどお答えがありましたように、二百万ちょっと超えれば課税対象になりますね。それらも合算してなんですか。片一方の方は、そういう特別基準で、家賃や何か寒い地帯のこれは公営住宅などの建築年次によるところの家賃の価格が出来ます。それらが高いところは九千円では入れないんですから、そういうところはちゃんと三万四千六百円も入る。そうすると二百十六万になるわけですが、二百十六万に。そうしますと、燃料手当までも入れて二百万で課税対象になるということは、やっぱり矛盾しませんかと、先ほどはそういう

うことをお聞きしようと思ったのが、百六十万だと言ふものですか、私も資料を持ってきたいなかつたが、いま持つてきておる。間違いないんです。一級地の特別基準のところではこれだけ出るんですよ。

○政府委員(高橋元君) 私、お答えをしておりますのは、生活保護の基準額という、これは全国的に生活保護の高さを比較いたします際の基準額です。つまり基準の扶助を加算しておるわけでありまして、そういうものと制度としての課税最低限とを比較して検討いたしておりますというお答えをしておるわけですが、住民税の場合には、御案内のように、地方税法の中に、生活保護を受ければその人の住民税は非課税になるという規定がございます。ですから、いま丸谷委員御指摘のような場合には、住民税は非課税になります。住民税の課税最低限をどういう要素をもつて構成するかということを検討いたします際には、生活保護基準額をもつて比較をいたします。それが私どものやり方であるということをお説明いたしております。

○丸谷金保君 そうそう、それでいいんです。それで、そういうふうな基準でもって比較するんですから、北海道のような、そういう点で特別基準なんです。特別な人にだけじゃないんです、やっぱり基準でその地域全部に三万四千六百円加算されるんですから、そうすると、これも基準が上がるんだから、やはり課税最低基準も上げて、燃料手当その他が加わった分は、燃料手当その他を引かないと著しい不公平が出てくるということになるんじゃないですか、いまのお答えから言ってます。

○政府委員(高橋元君) 先ほどもお答えしたわけですが、生活保護基準額の中には冬季加算というものを通常の基準で入れております。したがって、通常の四季の生活に充てた生活保護基準というのは、私がお答えをしました百六十二万三千円というもので全国的に表示されるわけでありまして、で、風土、それから気候条件、自然環

境——台風常襲ということもございましょうし、暑熱の地であるということもございましょうし、寒冷の地、積雪の地、いま御指摘のありましたように、いろいろあるわけでございますが、法施行地の中にある一億一千万人の人の所得税をどうするかという場合には、やはり保護基準というものを全国統一の基準額でやってもいい、制度としての人的控除額というものを比べて比較すべきが相当であらうかというふうに考えるわけでありまして。

○丸谷金保君 特別基準もやっぱり基準なんです、加算じゃないんです、一つの。しかし、この問題で論争していても先がありますので、その点については改めてまた燃料手当の減免措置と、そういうふうな減免というか、課税対象から外すというふうなことにつきましても、あわせてまたの機会に譲って、大臣に御質問申し上げたいと思います。

昨日も大臣に申し上げたので、これは確認の意味なんです、E.C.等において財政援助をして、下がつて日本の国内に入ってくるそういうものについての措置は、ある意味でダンピングじゃないかと。まあ事実を調査してというふうなことで、前向きの御答弁をいただきました。これはもう明らかに大蔵省の資料なんです。大蔵省の「日本貿易統計」という、大蔵省の資料が一番いいだろうと思ひまして、私も改めて探してきました。生乳に換算して二百二十五万四千トン入っているんです。これは五十三年です。それから五十四年になると、二百五十八万二千トンとだんだんふえていっています。その中で、約百万トンくらいは輸入割り当て品目でないんです。そして、現在北海道で一万トン、全国で約十萬トンくらいの生乳の調整を始めております、生牛乳の。そのうち六万トンは、昨日も申し上げましたように、えさとして農家に還元されるわけです。

その結果、これは北海道の北農中央会が出して、運動中なんです、どんだん財政投資をして牛をうんとふやして牛乳はたくさんとれという政府の方針で進めてきた結果、今度は余ったという

ことで、根拠地帯——釧路、根室のこの地域、地帯だけでも、計画では六十年までの第三次酪近が達成するまでに、現在の二十二万三千トンから五十六万六千トンにふやすというところで財政投資が行われてほとんど進んでいる。ここをいまストツプかけちゃって、牛の頭数ふやすな、牛乳の量もふやすな、それ以上ふえたやつは実際の価格よりもうずつ安い価格で農家に還元するんです。

たとえば、普通は生乳が百二十五円くらいで農家から一キロリットル当たり売られております。原料乳にしても八十八円八十七銭、ところがこの全乳哺育というところで農家へ戻すものについては、三十一円しかお金が戻ってこないんです。非常に困っているんです、借金はしているし。そこに一方で、二百五十万トンの牛乳が入る。そのうちの百万トンほどは昨日閣議局長さんがお話になつたように輸入割り当てでないもの、そのほかさらにまた擬装乳製品、お菓子類だとかいろいろな形になつてこれ以外にもほとんど入ってきております。

それについて、十分御配慮願いたいということ、前向きのお話をいただきましたが、改めてひとつこういう実態であるということについて御理解をいただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。これは大臣ひとつ。

○國務大臣(竹下登君) きょう認識の点におきましては、私自身も丸谷委員の実態についての御指摘をそのまま自分の認識として、そうして受けとめたことは事実であります。

そこで、相殺関税の適用ということになりますと、これは事情調査をしなきゃいかぬと思ひます。なかなかこれは実際問題として、その前にいろいろ調査すべきことがあると思ひます。したがって、これは慎重に検討いたしますが、昨晩帰りましてから——私は肉牛地帯でございます。したがって、酪農のことに詳しいわけじゃございませんが、一生懸命勉強してみました。

確かに北海道の国会議員の方等がいろいろ努力されて、とにかく頭数をふやせということから、

今度は規模の拡大をし、そしてまさにE.C.諸国の水準にまざることも劣らないところまで来た。したがって、五十三年度で三十頭以上の農家になりますと一千万の所得があるというところまでは来たと。それにはまさに日夜の努力のたまもの、そしてやはり政策的にも補助や融資やら、あるいは不足払い制度とか価格支持等の政策効果もそれなりにそこまではあったと。

ところが、いわゆる高度成長が過剰生産ということに帰結をした。したがって、いまは今度は需要に見合った生産ということを基本として、それがいま先生のおっしゃった赤い色のついたあれになったり、いろいろなことをしておると。もう一つは、やっぱり乳製品自体の拡大も一層考えなきゃならぬと。

そういうずつと流れを見てみまして、私どもがこれを関税という立場から今日まで全く無関心であつたわけではない。しかし、擬装乳製品等についてはある種の関心を持ちながらも、具体的に染めてはいないという経過になると思うのです。したがって、そういう認識のもとに、もとより関係省とよく相談しなきゃいかせんが、諸般の措置を慎重に検討していくべきだと、こういう認識です。

○丸谷金保君 大臣、念のために申し上げておきたいんですが、消費よりも生産が伸びたと言いますけれど、それは現在三十万トンぐらいの生乳が余るといって大騒ぎして、いろんなところへ回すというのをやっておるんですが、二百五十万トンも輸入しているから頭打ちになつていっているんです。そうして、特にE.C.からも相当来ております。ニュージランドその他からも来ております。

政策をやったというけれど、なおかつ生産牛乳一キログラム当たり政策費用の価格は円に直してE.C.の支出金は九円十八銭、わが国における生産一キロ当たりの政策費は八円三銭と、まだE.C.の方がキログラム当たり高いんです。私は、だから問題があると言ひます。

そういう日本をはるかに上回る補助政策の地域から、輸入割り当て品目でない形で百万トンの生乳換算の物資が、ナチュラルチーズなんか非常に多いんです。そうすると、日本でチーズをつくつても、向こうの方はたくさん金を出して安いんです。それから、これは太刀打ちできないことになるんです。そういう問題についてどういう状態もあると、日本だけが補助金出しているんじゃないかと、E.C.はもっと出しているんだという認識も含めて、ひとつこの点についての御配慮をお願いしたい。

○國務大臣(竹下登君) その認識で検討に当たります。

○丸谷金保君 次に、大蔵省、国税庁等から出す通達の問題なんです、実は昨年支払い利息逆転訴訟というふうなことで、借入金利子の所得算入の問題が、東京高裁で納税者の主張が認められて逆転判決が行われたということがあるんです。この問題は、それぞれ事務局というところの今後また詰めて議論しなきゃならぬことなんです、特にここで大臣に御注意を願ひたいことは、通達が出て、その通達に従つて末端の税務署が処理をしていったんです、間違いないといつて。ところが、その通達がきわめて法的にあいまいなところがあつて、それは受けた方の現地の税務署の判断で行つたわけですね、この通達を讀んで。だから、その限りにおいては税務署の方としては間違ひなくやつたと。しかし、裁判で一番は勝つたけれど、二審で負けたと。控訴してないから恐らくこれはもう確定したんだと思ひます。

こういうことが起こつたときに税理士法の関係がまた出てくるんです、同じように。これは絶対に間違ひないといふことで、ところが税理士さんの助言義務なんかで罰則規定がつかますと、びびってこういう主張をしなくなりますよ。もし負けたら、何だおまえは、ちゃんと助言しないといふことになりまして、そういういろんな問題を含んでおる。そして今度は新たな通達が出た。それで今度は直りますわな。で、こういうふうな通

達が出た場合にも一般的に知らないんですよ。もう少しこういう国税庁から出る通達が、税理士なり何なりすべての人たちに十分知れ渡るように、御配慮を行政当局としてはお願いしなければならぬのではないかと。

で、そこに私たちが情報公開法というものを主張するゆえんの一つがあるんです。こういうものは本当に秘密にされて、一般にわからないわけですから、それで、わからないうちに、いまのこの通達はやめたから次の通達が出るという事で変わってきますね。通達は法律でないんですけれど、末端へ行く通達と法律と同じように動くわけですから、こゝら辺もう少し、何でもかんでもマル秘にしないような、税理士の人に対する大臣としてひとつできるだけ知らせるような措置をとるような通達を出していただきたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生いま御質問になられました譲渡所得の借入金利子の取り扱いでございますが、従来の取り扱いでは、借入金によりまして取得した資産を何らかの用途に供さないまま譲渡した場合には、その借入金の利子は資産の取得に算入しないものというふうにしておったのでございますが、今後こういうような場合には借入金利子は資産の取得に算入するという通達を出しましたことは、仰せのとおりでございます。

ただ、これは私も従来の取り扱いが全く間違っておったということではございませんで、一方の理論としては成り立ち得るものであるというところで、実際に勝訴の判決も幾つかございます。そういうことで判例でも支持されておったわけでございますが、高裁のこの判例が出ましたのを機会といたしまして取り扱いを変えたわけでございまして、通達につきましては、そういうふうないろいろばらばらな取り扱いになつてはいけないものでございまして、現地の判断に任せることなく、今後ともなるべく公開の通達ということで趣旨の徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(竹下登君) 私もちよつといま調べま

したら、その通達はいわゆる公開通達であつたようでございます。

で、それはそれといたしまして、いま国民の知る権利というような問題について情報公開法の問題が議論されておりますし、総理からもかなり前向きな答弁がなされておる。一方、OECDから今度勧告をして、プライバシー保護の法律を各国がやっておる、日本はまだかと、こういうようなことになるようです、最近。

これは全くうらはらの問題でございますが、それをどういうふうにするかということ、この間初めて行政管理局長官と総理府長官と私とで議論をしたばかりでございますので、御意はよくわかりますが、どういう法になるかということ、こゝろまではまだ詰めていないという現状であります。

○丸谷金保君 これは大臣、随分始めよ、まづ役所の出す通達の中のマル秘通達というのをやめて全部知らせる、これは余りプライバシーに関係なくできるんですよ。そういうのが余りにも多いんです。たとえば、われわれが資料要求した場合でも、わかり切つていようなものでもなかなか出てこない、こういう状態も非常に多いんです。ですから、まずそれは余り範囲を広げないで、グリーンカードの問題のように、とにかくやってみるという姿勢、先ほど大臣いらないうちに、私は、これはまあある程度評価できると、所得税法改正全体としてはちよつとわれわれとしても承知しかねるところはたくさんあるけれど、これは問題があるけれど、それなりに努力をしてとにかくやってみようという踏み出しは評価できると、こゝろ申し上げておいたんです。

そういう積極的な姿勢、情報公開法の問題にいたしまして、まず役所側の方の姿勢の方を先にして、プライバシーに属する方の問題は後からにしようじゃないかというような姿勢が必要なんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) そのOECDの勧告としていま検討されておるようなもの、いわば政府

はできるだけ公開しようと、個人のプライバシーはできるだけ守れと、いま御主張のような筋のようでございます、内容を聞いてみます。

だから、私もそのことは同感でございますが、ただ、いわゆる俗に言う守秘の義務が課せられた税務上の秘密、外交上の秘密、あるいは人事上の秘密というのの一応あるわけでございまして、そのようなものについてののおのずからの私は限界というものはこれはあるだろうというふうに感じておりますが、いろいろ御指摘いただいております、たとえば予算編成の過程についても情報公開法に基づいてどんどん知らしむべしというふうな議論もございまして、いろいろな角度から検討してみる課題であると思ひますが、大筋としていまOECDあたりは公開してプライバシーの方は守れと、こうの方は公開してプライバシーの方は守れと、こういうような感じでございますので、大体委員の御指摘の方向ではなからうかと、私ももうそういうふうな認識をしておるところであります。

○丸谷金保君 そこで大臣、ちよつと話は飛ぶんですが、いまKDDの問題が非常に世間を騒がしております。これらが明らかに贈与ということがわかりますと、これは一方で税法上の贈与にかかわつてくると思ひますが。

○政府委員(矢島錦一郎君) まあ課税上の処理がどうなるかということでございますが、個々の事案の具体的な事実関係に基づきまして定められておるわけでございまして、いまお尋ねのようなケースになりますと、一般論として申し上げますと、法人から受けた経済的利益でございますので、所得税法上の一時所得の収入金額となる場合が多いのではないと思ひます。

○丸谷金保君 それは贈与所得でなくて一時所得ということですか。そうすると、個人から受けた場合はどうなりますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 個人から受けた場合には、贈与になるケースが多いように思ひます。

○丸谷金保君 一時所得の場合もあれですか、時効は五年ですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 一時所得でありまして贈与でございしても、除斥期間は法定申告期限から三年でございまして、無申告または偽りその他、不正の行為によつて税法を曲げられた場合は五年ということになっておるわけでございまして。

○丸谷金保君 これらは早くしないと時効になつてしまつと困るんですが、大臣、この種問題について、やはり大臣の方から国税当局に対しては積極的にそれらの税収を確保するための対応を御指示なさつたこと、ございまして、これは大臣に伺いたい。

○政府委員(矢島錦一郎君) 大臣からお答えいたす前にちよつと御説明申し上げたいと思ひますが、お尋ねの件につきましては税務当局としても関心を持っております、いづれにいたしましても、事実関係が明らかにされまして税務上処理すべき事項が生ずれば、適正に処置するといふふうな考えでおるわけでございまして。

または、先ほどおっしゃいましたような除斥期間の問題でございますが、直ちにその課税処理を行ななければその課税の時期を逸するといふものでもないといふふうに考えておるわけでございまして。

○国務大臣(竹下登君) 私から、早いことやらぬと除斥期間になるぞといふようなことは言つたこととがございせんが、先ほど一般論として直税部長からお答えいたしましたように、当局としても十分関心を持っておりますので、それを信じていきたいと思つております。

○丸谷金保君 往々にしてこの種問題は、一生懸命に現場はやろうと思つと、上の方から何となくかぶせられて戦意を喪失するといふことが多いもので、大臣から一言ちよつと声をかけてくださると、現場は大変張り切つて、要するに税の公正な執行のために努力するのではなからうかと、こゝろ考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生のお言葉でござ

いますが、私どもは税務行政の責務をいたしまして適正公正な課税をやるということを徹底してやっておりますので、御懸念のようなことはないと考えております。

○国務大臣(竹下登君) 手控えろなどということ、絶対に言うつもりはございません。

○丸谷金保君 大変微妙な表現なんです、手控えろと言わないということ、しっかりやれということとじゃ大分違うんですよ。どうなんですか、それ。やっぱり大臣は手控えろと言わないという程度ですか。

○国務大臣(竹下登君) 私がいまそういう言葉を使いましたのは、これは直接は国税庁長官だと思ふのです。私は、直接のいわば指揮権というよりなものはないと思うのです。したがって、おっしゃるお気持ちにはよくわかりますけれども、直接指揮をする立場に大蔵大臣はないのではないかと考えたものですから、それでそういう慎重な表現になりました。

○丸谷金保君 これは田中さんのときも、当時の大蔵大臣が同様な表現の答弁をしておりましたね。要するに、大臣が独立した国税庁というは余り干渉しないことの方がいいんでないかというふうなことを、終始当時の大蔵大臣も言っておりました。これは外局ではあるけれども、大蔵大臣の私は指揮下にあると思うのですが、ここら辺はどなたでも結構ですが、たてまえとしてどうなんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 繰り返しになって恐縮でございますが、私ども税務行政を分担するものといたしまして、所得なり課税すべき問題があれば適正に課税するという立場で従来からもやっております。これからはもうそういう立場でやっております。これからはもうそういう立場でやっております。

○国務大臣(竹下登君) 国家公安委員長と警察庁長官との立場ほどはございせんが、結局、個々の問題ではなくして、長官に対して監督の立場にあるということでございますから、個々のケー

スというのはやはり第一線の税務署長があり、そして、それらが通達を出すのは国税庁長官が最高である、こういう立場ではないかというふうな私にそういう認識をしておりました。いま大体相談してみましたが、ややそれに似た立場にあるのじゃないかと思ひます。

○丸谷金保君 それで、大体時間が来ましたので、多少いまの御答弁に対してはちょっと疑義もありますけれども、きょうはこまめにいたしていただきます。

どうもありがとうございました。

○矢追秀彦君 先ほど来も政務次官あるいは局長にお伺いをしてまいりました問題を、整理をいたしまして大臣に申し上げます。

一つは、徴税面でまだまだ十分でない面があります。その原因等については伺いましたので、大臣にお伺いしたいのは、一つは、今後この税務署の徴税技術、職員の数、量についての改善を前向きにやると言いがたいまま余りでできておりません。したがって、これを積極的にやるべきである。これが一つ。

それからもう一つは、やはり高額所得者から重点的に調査する方法、広く浅くというのではきつぱそれは理想ですけれども、なかなかむずかしい現状でありますから、やはり高額所得者に狭く深く、これをさらに徹底することによって不公平感もなくなってくると思ひます。その問題。

それから、やはりこの不公平をなくすためにも、いま申し上げた税金のいわゆる何といひますか、徴税というもののばかりをこれは強調すると何か税務署の権限ばかり強くなり、また税務署が強くなつて、恐怖感といいますか、そういうものもあつて、むしろ今度は国民の納税に対する義務感、これを高めなければいけないわけですね。

〔委員長退席、理事中村太郎君着席〕

そのためには、やはり私は政府が姿勢を正すべきである。国家に対して、また、結局は最後は自分たちの福祉であるとか、あるいは生活面でプラス

になることであるから、国家に対して自分たちが仕事をした報酬あるいは商売をやったものうけにいつての納税は当然である。こういう意欲が出るものが不公平感を生む一方にないか、一方にいつては納税を伸ばしていく。それに対応して、いま申し上げた税務署の徴税の技術面、量、質面を強化すること、あるいはまた、脱税がかなりの数になつておられますので、脱税を減らすことはそれだけ納税の伸びにつながるわけですから、こういう点についてひとつ大臣の御見解をまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) それじゃ、いまの基本的認識に基づいて人員とか調査とかいう御意見に付言してみたいと思ひます。

おっしゃる通りに、いわゆる国民が納税とは義務であるという意識をいかにつけていたかというところ、それに対しては政府がみずから姿勢を正して、たとえば公費のむだ遣いとか、いろいろの不快感を与えるようなものがない政治姿勢があつて、初めてその納税意欲というものが出てくるという基本的な認識は私も一緒でございます。

これはこの間、議論がございまして、アメリカの税制の中で言葉の問題でございまして、アメリカの納税者はタックスペイヤーと、こう言うのだそうです。だからまさに税を支払うという。それから、自主申告をセルフアセスメント——自己評価、何か非常に納税者の側に立つた言葉になつておるわけですね。徴税なんというのがないわけですね。したがって、私は、そういうふうな認識に国民の皆さん方になっていただくことが必要である。それにはやはり政府のまず姿勢そのものが問題である、それが大平内閣において綱紀の粛正と行財政の改革というものが大きな柱として打ち出された基本の考え方であらうと思ひます。

したがって、そういう基本の上に立つて不公平感と不快感というものがでるだけではないような形の中で、さて具体的な問題といたしまして、いま税務職員の人員の問題がございました。確かにい

つても増員が必要じゃないかというようになことを指摘されながら、十年間何をやってたかと言へば、一生懸命で研修をやつて、そして研修で能力の高まりに期待をして、数はふやさないでこれだけ多様化した税目の中で徴税業務に携わつていただいた、私は本心に感謝を申し上げるわけでありまして、したがって、それだけの労働条件というものがさらに悪化するようなことのないようなことは十分気を付けて、私も一方で行財政改革を唱えて人減らしなどという立場を貫きながら、本当に税務行政についての人員の問題には矛盾を感じつつ、しかし、やはりそういう姿勢の中で可能なるべくはふやしていかなくやいかぬという考え方は基本的に持つておるものであります。

調査の問題でございしますが、具体的には私は余り存じませんので、恐らく委員の御指摘なさいました、国会の問答等において御指摘なさいましたことについては、税務当局もそういうふうなことを念頭に置きつつ業務に当たつてあるうにうに、私も確信をいたしております。

○矢追秀彦君 それから、サラリーマンの問題ですけれども、これもさういふ議論をされておりました、大臣はどういうふうな感觸をお持ちなのかお聞きをしたんですが、いわゆる必要経費といひますか職業費、給与所得控除があるからその範囲内におさまつてゐるからいまのままでいい、これが従来の政府の答弁であり、きょうもそういうことではございまして、しかし、どうしても企業をやつてゐる方、特に大企業の場合にはほとんどが給与所得者ですから問題がないんです、中小企業、零細企業になりますと、これは給与所得ではなくて商売の上でやつておられる。そうすると、サラリーマンの方から見ると大変何かこううまいことやつておる、われわれはもうガラス張りて全部やられてしまつと、しかも言われておる職業費というのはなかなか見てもえなかつた。これはもうサラリーマンの人はみんな異口同音に言つてゐるわけです。

そういう意味で、大臣は、この問題はもう長い

長い議論ですけれども、依然としていまのままではないと、こういうお立場をとられるのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) そのいわゆる必要経費、職業費とは何かというの、まさに古くて新しい問題といえますか、長い長い問題でございます。それで、かつてみんなが終戦直後軍服を着ておりましたのが、だんだん背広を着てネクタイをするようになって、少なくとも銀行マンはネクタイと背広でなくてはいかぬと、それじゃそれはそのまま経費そのものではないかとかいろいろ議論がなされたことがございました。したがって、私は、そういう職業費というようなのは結局給与所得控除の中で見られるべきものであつて、そうして現時点においての給与所得控除というものは職業費というものをカバーしておるのではないかと、どうに認識をいたしております。そうしてこれをどうこうするといふ、いわゆる今度は財政再建の今日、それに手を染めるだけの余裕はないと、こういう感じでございます。

○矢追秀彦君 いつも政府は、最後になるとお金がないからと。財政再建というの言葉はいいんですが、金がないといふことなんです。結局は、それで逃げてしまわれるんですが、じゃ逆に反問しますと、財政再建が軌道に乗ればやれるのかと、こういうことになると、高度成長で大差税収が多かったときも、減税はやつたけれども、そういう意味での形ではされなかつたわけですから、結局逃げておられるとしか私は言ひようがない。これはひとつ大蔵大臣、実力者であるあなたがなられたんですから、これはしっかり検討をしてもらいたい、こう思います。

それからその次に、これも先ほど質問をいたしました局長からの答弁は出ておりますが、わが国の税負担は少ないと、これは言われてきておるわけですが、しかし、私が指摘しましたのは、高度成長もあつたにせよ、とにかく昭和四十年と五十三 years を比べると、六倍にもなつておるわけですが、一人当たりの税負担額の比較がですね。それはい

るんな理屈を先ほど主税局長言われてまして、そうではないと言われましたが、それは計算方法いろいろございまして、いろいろなデータは出てくると思いますが、現実にはこれを言つておるの、結局課税最低限の問題になるわけですが、これも年々上がつてきたことも事実です、各国と比べますと高い点にあることも認めます。しかし、この四年間全然やられていない、こういう現状であることは大臣も御承知だと思います。

ことしはかなりインフレがやつてくると、こういうことで、ベースアップがどれぐらいになるかわかりませんが、これをそのまま置いておきますと大変な負担増が出てくる。特に所得の低い人に出てくるわけですから、これについて大臣、この課税最低限、これは四年も続きましたので、ひとつ来年ぐらいからは見直しをするときに来ているんじゃないかと、こう思うんですが、それに対する見解はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これもまたことに否定的な答弁をするようでございますが、課税最低限というものは確かに先進諸国と比べても高い水準にあります。確かにこのところ、いわゆる物価調整減税でございますとか、そういうこともやつてきておりませんが、いまの財政状態から見ますと、それに手を染めるような環境にはないではなからうかと。

インフレの問題についての御指摘もございました。確かにきょうの発表でございますが、あるいは夕刊に出ておると思うのでございまして、消費者物価が前年同月比に比べて二月は八%ということになりました。そういう厳しい情勢でございますが、ものの、まだそれでドイツには及びませんが、他の先進国はすべて二けたの上昇の中にあつておりますので、私は先進国からいふわけの OPEC 諸国に富が移動した、その移動した富というものは、やはりみんな公平にそれを負担していくという意味において、いま減税に手を染めると——実質上減税になるわけでございますから、そういう環境にはないと、まことに残念ながらそういう

状態ではなからうかという認識の上に立つておるわけでありませう。

○矢追秀彦君 減税はできない、といつてもこれどんどん上がつてくると負担増になるんで、ずつとしておけば増税みたいな形になつてくるわけですよ。だから、ある程度考えてもらいたいと言ふんですが、否定的な答弁ですからやむを得ませう。

次に、住宅ローンでお伺いをいたしますけれども、今回ある程度改正をされて、これは評価をいたします。全然だめとは言いません。ただ、特に住宅ローンの場合、住宅ローン減税、家を購入した場合、それが借家あるいは貸し間のようなアパート、マンションなどの事業収入の対象となる場合には、その金利は全額必要経費となる。ところが、自宅の場合は年返済額のうち三十万円を超える部分の五%で、最高限度額三万円となつてゐる。これはちよつと少ないんじゃないかと、こう思うわけですが、お金持ちでないとマンションは建てられないんですから、金のある人がマンションを建てた場合、その金利はすべて必要経費で認められる。ところが、庶民が大変な思いをして住宅ローンを組んだ場合は三万円しか認められぬと。ちよつと庶民感覚として大変不公平だと、こう思いますので、これはもう少し引き上げるべきだと思ふんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これもいま、このいわゆる住宅政策は、住宅ローンのいわゆる金融面と、そしてそれに対する税制面だけから住宅問題というのを解決することは、これは御理解いただけるように困難な状態であると思ふのであります。厳しい財政事情のもとで住宅取得控除、その適用対象の拡大とか仕組みの合理化等を図るというような配慮を今度したわけでございますので、これ以上の拡大というものは現状においては困難であるとお答えせざるを得ません。

○矢追秀彦君 次に、これはちよつと質問通告しなかつたので恐縮ですが、主税局長でも結構ですけれども、現在、民法及び家事審判法の一部を

改正する法律案が提案されておりました、今国会では成立が確実と言われております。まあ例の相続税の、妻の相続税非課税部分が三分の一から二分の一になる、施行期日が五十六年の一月一日になるということになつておりますが、そうすると、ことし亡くなった人は三分の一、それから来年御主人を亡くした人は二分の一と、これは知らないやむを得ないのですけれども、もし、わかっていると、これは困ると思ふんですよ。

それで、土地の場合は売らないでしんぼうしていればいいわけですが、去年、もし、ことし二十万が四千万に上がるのを知っている人がおれば売っていないでしようし、そんな改正は無理だろうと思つてゐる人はもう売つてゐる人もある。まあできるわけですが、御主人の亡くなる、亡くならぬといふのは、幾ら医学が発達した今日でも、そう延ばせぬ場合がありますし、交通事故などといううなものもありますし、これは大変な不公平感みたいなものがある、死ぬことだからやむを得ないといふことになるかと思ひますけれども、これは何かいい知恵はないものなのか、この法律が通過してないといふためですけれども、その点、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 御案内のように、民法改正が出ております。そうして、したがって今度は大蔵省といたしましては税制調査会へ口頭で報告し、了解を得て、そこで民法の附則で、いま矢追委員御指摘のような形になるわけでございますが、そもそも民法の本法そのものが五十六年一月一日ということになつておりますし、それから現実問題として、適及適用というのは私はそれは不可能であらう。

きょううたまたま衆議院からこちらへ送つてきた法律の中で、例の不時の災害によつてというのもの、あれも適用期限が決まつておりまして、いや、もう少し適及さした方がいいんじゃないかというように議論がいろいろ国会の議論としてはあつたようでございますけれども、結論的にやつぱりむずかしいといふことで、全会一致でございます

か、送られたというふうに聞いておりますので、やはり法体系上からはやむを得ないことではなからうかというふうに思います。

○矢追秀彦君 あと二分ですから最後に一言。

財政再建をかなり大臣も一生懸命おやりになっている点はわかりますが、歳出の方についてはかなり行政改革とか何とか言われております。不十分だと私は指摘しますが、歳入増について、私もこの前も総理おられるところで輸出もつとがんばらねばいかぬと、ある程度の景気といひますか、安定成長はやらなくちゃ、特に私は後半を心配しておるわけです、秋口を。そういつた点で、さっきの脱税等の問題もチェックをして、ふやす一方において、経済全体の活力というものも与えていくことがやっぱり私は大変大事である。

そのために、いろんな問題はあろうと思ひますよ。インフレのこともあります。しかし、インフレは抑えていかなければなりませんけれども、やはりいまの次に来ることをいまから考えていかなきゃいけない。公共事業の繰り延べも必要だと思ひますし、公定歩合の引き上げも必要だと思ひますが、その次に来るべきデフレというものをどう防ぐか。政府のやることはいつもワンテンポおくられてる感じがしてならぬのです。狂乱物価になつた、それは消さなくちゃいかぬ。ちよつと行き過ぎて長い不況になつてしまふ。いまむしろ私は次のことを考えていかなきゃいかぬのじやないかと、こう思ふんですが、一言で結構ですから、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) それはおつしやると思ひ、いま確かにまだいわれる鉱工業生産指数なんかははいまはいいのです。だから、したがって底がたい景気の基調というものはある程度私は期待できる状態にあります。しかし、素原料の値上がりから中間製品、そして完成品と波及してまいりますね、どうしても。その段階においてどのような状態が出てくるかということについて、まさに弾力的な経済運営をやつていかなきゃならぬ。本当

に確かに総理が申されますように、いま物価の正念場だと、こう申しております。それが若干いろいろな意味において影響するわけでございまして、そういう場合をも念頭に置きながら、弾力的運営は図つていかなきゃならぬ。

最近、日銀の方はよく前々となつたと、政府は後々だと、こう言われるだけに、タイムリーにこれから弾力的な施策は行つつもりでございまして、御協力をお願いいたします。

○佐藤昭夫君 非常に限られた時間ですので、私は所得税減税の問題を中心に、いまも矢追委員質問をされておりますが、私も質問いたしたいと思ひます。

昭和五十二年の税制改正以来もうこの三年間、例の戻し税の問題も含めまして、全く所得税減税が行われていない。理由は、深刻な財政危機にあるんだ、財源難だ、だからことしもできなかったんだというふうに言われているわけでありましたけれども、まず大臣に基本的認識をお尋ねをいたしますが、減税を見送つてきたこのことによつて、実は減税ゼロイコール実質増税を来している、しかも特にその被害が低所得層に著しくあらわれてくるんだというこの基本認識、当然認められると思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、わが国の税制は、要するに課税最低限はいわゆる先進主要国の中でフランスと並んで低いという情勢、そうして所得税の負担水準は国際的に見て相当低い、一方高いのは累進税率が非常に高いという意味において、私はいわゆる減税見送りが直接低所得階層だけに来るといふ問題ではない。やはり国民全体が、日本の国を中心にして言えば五兆円の富が産油国へ移転したと、それを公平に負担するといふような認識であるべきではないかというふうに思つております。

○佐藤昭夫君 ただいまのような大臣の御答弁ですから、私あえてまず冒頭に基本的認識をお尋ねをしたんです。そういう一般論で済まされるような問題なのか。

質問通告の段階でデータをそろえておいていたのだということをお願いをしてまいりましたけれども、たとえば昭和五十二年以降ずつと推移をたどつてみて、五十二年以降この物価の伸びと同率で所得が上がつていったといたしまして、夫婦子供二人の標準世帯で五十二年の年収二百五十万円の世帯、これは五十二年で一万六千八百円の税額、戻し税を計算に入れなければ三万一千八百円の税額、これが三年後の五十五年には、いまの物価上昇率とスライドでの年収が上るとして二百八十九万円。そうしますと、収入は一・一六倍上がる。ところが、税額の方は五万七千四百円になる。そうしますと、五十二年と比べると税額は三・四二倍にふえる、こういう結果になつてい

なるのじやないか。問題は、それよりも実質手取りがどうなるかということが、やはり一番大事な問題ではなからうかというふうに理解をいたしております。

○佐藤昭夫君 手取りは、しかしそれは高所得者はますます手取りがふえていつておるといふことは、これも言うまでもない問題でしょう。まず、大臣、事実をしっかりと認識をしてください。とにかく所得税の税額もこの三年間の間にふえてきているけれども、同時に税の負担率といふか、累進構造がゆがんでおるといふことは否めない事実でしょう。これを認めたら、あなたすぐ減税やらなくちゃならぬというふうに頭の中で思つておられるから、なかなか答弁がすかつといかぬと思つてございしますけれども、そのことはさておいて、やはり今日、注目をすべき大きな事態が起つておるといふことはお認めになるでしょう。

○政府委員(高橋元君) ちよつとお許しをいたして数字の話をさせていただきますと、毎年の給与所得にかかります所得税額の増収額といふのが出てまいります。本年度申せば、七千七百三十三億といふのが給与所得にかかる増収額なのでございしますが、その伸びを見ておりますと、五百万以上の部分で大体七五%負担をしておられるわけでありまして、それが五十三年には大体五百万以下で四〇%負担しておられたのが、現在はそれが二五%足らずになりまして、五百万以上で七五%を負担していただく、これが実情であります。これは、先ほど大臣からお答えのありました累進構造といふことであらうというふうに承知しております。

○佐藤昭夫君 いろいろ収入と比較して、こう言われましても、私もさつき数字で申し上げたように、たとえば二百五十万円世帯、三年後には収入が一・一六倍にしかふえないと、ところが税金は三・四二倍にふえるというふうな厳然たる事実になつておるんですから、どうしてもひとつこの点に大蔵大臣として、政府として大きく目

○国務大臣(竹下登君) これは、私は、いわゆるいまの数字はそのような数値を示すであらうというの、これは累進構造の中においては当然そう

を向けて、この部分をどうするかということを考えてもらう必要があると思ふんです。

片一方、法人税率引き上げの問題、ずいぶん昨年の秋から暮れの段階にかけては言われておった。ところが、財界からの意見が出ると、途端に影をひそめるといふ形になつてゐる。私はいま提案をされております今回のこの法案、それと深い関係がある所得税減税のこの問題について、余りにも国民には思いやりがなく、大企業には思いやりの深い政府のやり方じゃないかというふうに思ふざるを得ないんです。そうした点で、税金の額もふえておる、累進構造もゆがんでおる、このことに注目をして、減税の問題をぜひともひとつ重点課題として、今後の検討課題として政府として取り上げてもらふ必要がある。

同時に、法人税率引き上げの問題について、もちろん中小企業、ここには配慮を加へつつ法人税率引き上げの問題については、先日の答弁で大臣も五十六年度に向けては検討の課題にしているんだと言われておりますけれども、鋭意この問題のひとつ検討をスピードを速めてもらふ、この点について重ねてお尋ねをいたしたいと思ふます。

○国務大臣(竹下登君) 重ねて申し上げるようですが、いまいわれる所得減税をやるといふ環境にはないというふうに言わざるを得ません。

一方、されば法人税の問題、これは私は法人税という税目を特定してこれを目にかけてという表現はいたしません、少なくとも財政再建の決議にありましたように、広く歳入歳出両面にわたり各方面の意見を聞いて財政再建の手だてを行い、その方針にのつとめて私どもは当然例外としておくとしようという考えは全くそれはありません。各界各層の意見を聞きながら結論を出していかなければならない課題であるというふうに、これは認識をいたしております。

○佐藤昭夫君 法人税率のことですか。

○国務大臣(竹下登君) そうでございます。法人税も例外ではないと、当然のこととして各界各方面の意見を聞きながら、それらは検討すべき課題

であると、こういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君 とにかく大臣の答弁は、真理を認めないというか科学を否定するといふか、実際の税額、税負担率がこの三年間にどうなつてきておるかというところから出発をしない、とにかくできませんのだという答えだけを絶えず堅持している。こういうやり方は、本当に国民の信頼に値する政治家とは言えないと思ふんです。御注意申し上げるけれども、事実即して、参議院選挙もあるわけだし、本当に国民の負託にこたへ得る政府の施策をどうつくり上げるか考えてもらふ必要がある。

もう時間ありませんので、法人税率引き上げの問題を鋭意検討していただくその問題とあわせて、これも前委員会でも尋ねましたが、税の自然増収、これがことしの当初見積もりに比べて、いまの景気の動向から多少の伸びが予想されるという状況にあるうかと思ふますけれども、そういう問題については、まず一つは国債の縮減に充てる。同時に、いま言いました減税の問題も含めて、税のそういう自然増収があつた場合には、何かの形で国民に還元をする、そういう方策をひとつ多面的に研究してもらふというのをぜひ要望しておきたいと思ふますけれども、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) いま、当初予算を御審議いたしておられますときに、もし自然増収ありせばということについては、まさに一般論としてのお答えしかできないと思ふのであります。これは一般論として、そういう際はその際で考えるということであらうと思ふます。

ただ、いまの国債減額等に充てるべきだといふような意見は、私は貴重な意見として承っておきます。それに、それ以上仮定の事実でいま一般論以外ではお答えするわけにはまいりませんよ。ね。

○佐藤昭夫君 余り有能な政治家ではありません。

○中村利次君 もう全く時間がありませんが、財政の再建をやるために不公正の是正といふことは

よく言われますれば、私はこれは不公正の是正について、たとえばいま議題になつております租税特別措置法の一部改正あるいは所得税法の一部改正等もその一環として行政がおやりになつてゐると思ふんです。

立法も立法府の立場からやはり不公正の是正をやらなく、努力をしなきゃならぬと思ふんですが、そういう中にも、たとえば高額所得者の脱税というものが新聞をにぎわす。それから、少額貯蓄の優遇制度というものが非常に不当に利用されておる。財産隠しの対象になつておる。こういうのはやっぱり庶民感情を逆なでするようなものですけれども、そこで私は、この一部改正をやつて、昭和六十一年の一月から利子・配当所得の総合課税をやつていこうということが決まつておるわけでありますれば、やっぱりこれは一つの前進として評価をすべきだと思ふんですが、そこで端的に言いますけれども、ブライバシーにかかわる問題と、それから所得をいかに守るべきか、びしりととらえるという、ブライバシーを守りながら所得を正しくとらえるということは至難のわざですけれども、これをやらなければ、私はどんなにばつたことを言つても、やっぱり国民の信頼を得る道にはつながらないと思ふ。

そこら辺の御所見というか、決意を伺つて、もうこれでやめます。

○国務大臣(竹下登君) これはいま六十年とおっしゃいましたが、五十九年の一月一日からでございます。

○中村利次君 一年早めたんですか。

○国務大臣(竹下登君) いや、そのような法案になつております。したがうして、いま委員おっしゃいましたのは、当時六十年じゃないとよりやれぬじやないか、早くやれと言われたのにこたえて一年縮まつたというふうに理解していただければありがたいことであつて、これがことにつきましては、何ともしも申し出によつて交付するという精神を貫き

ますので、そのブライバシーの問題につきましてはこれはきちんとやります。いまでも政府内部でも、たとえば厚生年金に関する問題もコンピュータにインプットしたるんな名簿があつたりしておりますけれども、それもそれなりに管理されておりますので、なおのこと、今度は財産全体を捕捉するではなからうかというふうなる種の危惧もございまして、そのブライバシーと税務上の執行につきましては、本当に十分気をつけましてきちんとやりますから、御激励をお願いいたします。

以上で、私の決意表明を終わります。

○丸谷金保君 きょうは、所得税あるいは関税の関係を中心にお伺いをいたすことになるんですが、そういう点で関税と直接的に關係のある問題で、実はきょう北海道の道民の方が多数私のごとろに見えまして、直接に來た物件というのは、現在本委員会にかかつております税理士法の助言義務等は困るというところの陳情に來たわけなんです。ところが、きょう総理に質問する時間があるから話しますと、これは関税と非常に關係があるからこれだけはどうしても言つておいてほしいという問題が出てまいりました。これは私も年來主張してきておることなので、農業とそれから輸入関税に関する問題からまず申し上げたいと思ふます。

総理は昨年の五月三十日、本会議における私の質問にお答えをいたして、私も農業は非常に大事だし、輸入品目、こういうものの規制はできるだけ守つていくと、東京サミットにおいてもそういう点についてはいろいろ各国から話があつても、断固として日本の農業を守るためにがんばる、こういうふうな御答弁がございしたね。もうお忘れかと思ふますが、ひとつそういう御答弁があつたというのをまず御記憶いただきたいんです。それで、確かにその点ではそのような状態です。ことしの関税定率法の中でも乳製品その他農業製品についての関税率引き下げというふうなものも余りよいじゃないんです。ただ、輸入品目を規制しても規制対象外の乳製品、これらが約百万トン入つてきております。ナチュラルチーズだとか油脂だ

とか、それから特に菓子類というふうな、われわれこれを擬製乳製品と言つておりますが、そういう形でどどん入つてきている。生乳に換算しますと約百万トン。ところが一方、国内はいまもう大麥牛乳がだぶつていっているんです。これはお米のだぶつきと違ひまして、全体で二百五十万トンの乳製品が入つてきていることによつて国内の酪農を圧迫して、だぶつてきたのです。

この実情はこういうことなんです。北海道では、いま工場に出すのに余つた牛乳については牛に飲ましては、牛に飲ませるなら何もわざわざ人間がしほらなくても直接飲ませればいいわけなんです、そうもいきません、いまはミルクで全部一週にしばつちやいますから、それを一週集乳所に持ち込むのです。持ち込んで、それから今度はそこで――普通は牛乳ですと百二十五円、原料乳にしても八十八円八十七銭という金額なにかかわらず、三十一円もいらして、紅を入れた牛乳を持つて帰るのです。紅を入れて色をつけませんと、そのまま持つて帰つて、また次の日出されたら困る、こういうことがあるものですか、赤い色をつけて返すのです。それを子牛に飲ませる。これは三十一円にしかならないのです。こういうことで、酪農民が非常に困つております。

ところが、北海道はそれでもまだ生産費が安いから、生乳地帯の本州の方へどつと出せば相当はけるのですが、そうすると本州方面の酪農家、牛を飼つてゐる人たちが非常に困る。ここで、南北戦争といふ言われているのが国内で行われているのです。称して南北戦争と言つては、北海道で減らせと、おまえらは生乳を売つてゐるのだからわれわれも少し割り込ませろと、こういう形で南北戦争が行われている。

しかし、よく考えますと、原因は外国から入る乳製品による圧迫なんです。農民を守り、できるだけそういう点で輸入規制品目をふやさないといふ当時の總理の答弁、それがなかなかうまくいってないといふ実情についてひとつ認識をしていた

だきたいし、そういう御認識の上に立つての御答弁をお願いをいたしたいのですが、いかがでございましょうか、農業を守るといふ立場で。

○國務大臣(大平正芳君) 開かれた国際市場のものとにおきまして、日本の農業をどのようにして守りながら国際的な要請にもこたえていくかという問題は、私どもにとりまして大きな課題でござい

ます。先ほども御指摘がございましたように、政府としては日本の農業に対する周到な配慮を加へながら国際的な協力もいたしていかなければならぬと、そういう基本の方針を堅持いたしております。また、今後この方針でいかなければならぬと考へております。

第二に、乳製品がもたれてまいりまして市場が混迷いたしておる。しかし、これは考へてみると、輸入乳製品とのかかわりが一番大きな原因でないかという御指摘でございますが、その点につきましては私も同様な認識を持つておるわけでございまして、輸入乳製品に対する措置、それは政府として日本の農業を守る上から言つて相当慎重に配慮しなげな問題だと考へております。具体的にはどのように対応してまいるかは、所管の大臣の方からお答えいたします。

○丸谷金保君 先ほども大蔵大臣から、十分検討しようという言葉をいただいておりますので、總理に農業の問題として、いま一番これが緊急の課題になつてきているという御認識をいただきたい。それからその上で、税関係は總理ベテランですからおわかりいただけると思うんですが、実は日本から南方諸国に余り米を送らうとしたのに対して、アメリカからダンピングでないかと、国内で補助金を出して安くつたものを売るのはけしからぬというようなクレームがついた問題がござ

います。いまこの関税関係の法案の審議をいたしております、実はいま申し上げました生乳換算二百五十万トンの多くのものが、EC諸国から入つております。そして、そのEC諸国は、非常に農業に

対する補助金の支出が多いんです。スミソニアン協定の状況等見ましても、そうしたときの会合、価格の決め方等見ましても農業の補助をどうする、価格維持をどうするといふようなことがほとんど大半だと、こういうふうにも聞いております。

なお、これは大蔵省の貿易統計でございまして、それで見ましても、ナチュラルチーズとかプロセスチーズ、乳糖、カゼインというのは、総理ができるだけ規制品目は外さないといふふうに私に昨年五月答弁いただいたこととはうらはらに、外れているものに化けてゐるような形でどどん入つてきてゐる。これはもう関税で縛るよりないわけですから、規制品目でないんですから。ECの方の状況をみますと、牛乳だけをとつて見ても、おおよそ生産牛乳一キロ当たりの政策費用九円十八銭。日本でもずいぶん農業、酪農、そういうものに對する補助はやつてゐるといふながら、八円三銭といふふうには、まだまだECの方がよけいに財政支出をしております。これは関税相殺協定によ

りまして、相手国の国内産業を圧迫した場合には、そういう財政支出をした分については関税で上積みできるという協定ができておるわけなんです。この協定にできるだけぶつて国内の農業を守つていただきたい、こう考へておりますが、その点についてもひとつ總理の御認識をしていただきたたい。大蔵大臣から具体的に答弁はいただいておりますので、よくわかつたと言つてくだされば結構なんです。

○國務大臣(大平正芳君) 大蔵大臣が御答弁申し上げてございまして、私も裏書きいたすつもりでございまして。それから、北海道の農協中央会でこう言つてゐるのです。実は農業のうちでも、總理、草しかつけない農業地帯が北海道にござい

ます。御存じだと思つたのですが、根釧原野とか天北といふもつと北の方、東の方、そこでは牛しか飼えないんです。こういうところの人たちが、いまのように牛に飲ませるための牛乳をつくつてい

たら死んでしまふのです。

こういうことで、ぜひお願いしなげなうなといふ陳情が来ております。なかなか名文なんです、春まだ遠い北海道、すなわち農業立地の限界地帯において酪農、牛飼以外に何もできない人々に死刑の宣告をすることのないよう特段の配慮を願ひたい。まさにいまのような状態で牛乳の生産をとめていくといふふうなことをしますと、根釧原野なんかいまの二十三万トンの生産を五十六万トン、倍以上の生産に六十年までにする計画で大きなサイロがどどんできまして、一本二千万円もするようなサイロがどどんできて、近代化農業が進んできて借金もうんとふえた途端に、待つたがかかちやつたんですから、このままいくと死んでしまふやうなんです。だから、そういう擬製乳製品を抑えてもらわないと、輸入割り当てでもつて向こうから入つてきている乳製品を抑えているから大丈夫なんだといふことになつていない、こういうことについて御認識を

いただきました。実は、このことについて関税局長は、国内産業を圧迫するような事態であれば十分考慮しなげなうなといふ、一昨日答弁しておる。そうですね。最初にそう言つていましたね。大蔵の方々、この程度の認識なんです。片方ではもう死ぬかもしらないと言つてゐるときに、大蔵省といふのはやはり農業担当でないから、それで、きようは農林省からも来てもらつてゐるのですが、私のいま言つたような状態にあつて農林省は頭を抱えてゐると。つくつてくれと言つて、牛乳をつくらして借金をふやした。しかし、外国からどどん乳製品が入つてくるから、国内の牛乳がだぶつてきて、困つたと、そういうことですね。間違ひございませぬね。農林省の方としてひとつお答え願ひたい。

○説明員(井上喜一君) 答弁いたします。現在酪農品につきましては、国内で酪農を保護育成するといふ見地から、畜産振興事業団の一元輸入なり、あるいは輸入割り当てを、IQ品目に

しているのが多いございます。ただ、現在、畜産振興事業団の操作をしておりますバターとか脱脂粉乳については輸入はいたしておりますけれども、輸入割り当てをいたしております家畜の飼料用の脱脂粉乳でありますとか、学校給食用の脱脂粉乳については輸入をいたしているわけでございます。

これらにつきましては、安い価格でないとそれぞれの用途に適さないという事情がございまして、そういった特定の政策目的を持ったものでございまして。

また、カゼイン、乳糖のように国内で生産のないものについては自由化されているわけでございますし、ナチュラルチーズのようなものについては、国内で生産はありますけれども、なかなか国内の需要を国内生産では満たせないものについて自由化をしているわけでございます。そういうことでございまして、なかなか国内製品をもっては代替できないようなものが外国から入ってきているのが実態でございます。

ただ、先生御指摘のように、最近の乳製品の需給事情といえますのは、畜産振興事業団の在庫あるいは民間の在庫、非常に多く抱えておりまして、市況が低迷しているところがございます。それが酪農家の売ります牛乳の販売価格にも影響しているような現状でございます。われわれとしては、できるだけ国内産の乳製品を使ってもらうように、関係業界に要請をしている状況でございます。

また、先ほど御指摘がありましたココア調製品とか食用油脂等につきましても同様のことをやっているわけでございますが、これらの品目につきましては、主要な乳製品が畜産振興事業団の一元輸入なり、あるいは輸入制限の対象になっているというふうな趣旨から見まして、それらに含まれます。

○丸谷金保君 ちよっと、そこはわかっているんだから、簡単に言っちゃうだ。

○説明員(井上喜一君) 乳成分を極力低めるよう

に、大蔵省の方と従来から話してまいりましたし、今後ともそういう点につきまして大蔵省と協議をしていく考えでございます。

○丸谷金保君 いまの審議官の答弁だと、何を言っているのかわからないんだよ、いまのような調子で言うものだから。困っているの困っていないのか、国内の牛乳は余ってて。どっちなんですか、農林省として。困っているなら困っている、困っていない、心配ない。後ろに農村の人もみんな聞いていますから、胸をたたくて、心配ない、困っていないんだと言ってください。言えますか、あなた。そんな長々と言うほどぼくは質問していないんだよ。困っているのか困っていないのか聞いていますから、農林省としてあなたたち、どうなんですか。

○説明員(井上喜一君) 答弁いたします。

国内産の牛乳につきましては確かに生産が過剰でございまして、乳製品在庫が非常に多くなっているわけでございます。この点、非常に困っているわけでございます。

○丸谷金保君 よし、それでいいんだよ、それだけ。きょうは、せつかく総理においでいただきたいのだから、あなたたちの答弁はなるだけ簡単でなきゃ困るんだよ。

総理、いま困っているんです、本当に農林省。そして、長々と言いましたけれども、確かに飼料用の脱脂粉、生乳換算で八十万トン、これは大蔵省の統計資料です。それから間違ったと思わなくて、ほかと違いますが、いろいろ言っています。なところではないんです、いろいろ言っています。たけれど、ナチュラルチーズ生乳換算で九十四万五千トン、これは五十三年度です。五十四年度はもとふえています。それから、乳糖とかカゼイン、これらを合わせると百十萬トン以上、五十三年度、それから五十四年度はチーズだけでも約百万トン近く、それからそのほかカゼインとかココア調製品とか、いろいろあります。国内で余っているという数字というのは、そんな大したものではないんですよ、まだ。これからだんだんふ

えてきそうです。

それで、一方では牛を減らせということで、北海道だけで一万頭殺せと、全国でも十萬頭くらいは減らせというふうなことを言い出しているんです。しかも一方では、膨大な予算で開発パイロット事業というふうなことで、農用地開発で千六百億も支出しているんです。あるいはまた、牛乳を飲みましようという運動に、そういう消費拡大に百七十七億農林省は支出しているんです。こんなのは、輸入乳製品を、擬装乳製品を、国内の産業を守るために、向こうが財政支出をしているんですから、関税を高くすれば守れるんです。

で、私は日本の関税が高いと思っていました。ところが、今度の提案されたのを見てびっくりしたのは、日本の実行関税というのは、東京ラウンドの各国のそれに比べると低いんです。ですから、八年後にみんながここまで下げましようというところに到達するためには、先進諸外国よりはずっと低いところにあるから、下げ率を少なくしていても八年後に一緒になるというくらい、よその方が高いんです。遠慮しないでこういうときは国内の産業を守るといって手を発動していただかないと、農林省なんか、本当にもう片っ方はつくれつといて、まだ予算をどんどん進めていて、片っ方は牛を殺せと言っているんです。大蔵省が悪いんです。そういうときに、素早く農林省の困っているのを見て助け舟を出さないからなんです。こういう点についてひとつ総理、大蔵大臣も先ほどよくわかったということ、大変親切な御答弁をいただいた感激をしております。ところでございまして、せつかく総理おいでになるんですから、特にこの問題について総理もひとつこういう矛盾のあるところを十分認識をしておいていただきたい。よろしく願います。

○国務大臣(大平正芳君) 大変深刻な状況に乳製品がございまして、いま御指摘をいただきましたので、これにつきましては政府としても十分事情を調査いたしまして、関係省の間で十分協議を

遂げまして適切に対処していきます。

○丸谷金保君 総理の御答弁を聞いて、大変関係者は安心をすると思います。一國の総理から、こういう農業に対する非常に理解のある御答弁、本当にありがとうございます。

それはありがたいことで大変よかったです。が、実はこれは今度のことしの三月五日に私が本法案の提案に係る本会議での代表質問で、予算の増分主義がことしの予算においても行われているんじゃないか、総理は、いやそんなことはない、適宜適切なりっぱな予算を組んだんだと、こういう御答弁がなされております。しかし、先日来の所得税その他の法案の審議をいたしております、どうも帳じり合わせのために減税ができないと。一兆円の国債の減額はわかりました。しかし、それにしても歳入だけ、それから歳出だけという帳じり合わせであって、私が当時指摘しました、たとえば薬づけ、十一兆円の医療費について取り組むと、こういう面での姿勢が国会の論議を通じてどうも余り出てきませんし、総理にもそういう姿勢がうかがえないんですが、この点について、これだけかかるんだからこれだけ要るんだという形の税制度の考え方でなくて、もっと歳出の面で配慮していただく余地が十分あると思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございます。財政は歳入歳入から成っておるわけでございます。まして、ひとり歳入の立場からだけ論議するわけにはまいりません。どうしても必要な歳出を賄うために歳入があるものと思うわけでございます。

したがって、歳出につきまして、十分彫りの深い検討を加えていくことは第一前提でなければならぬと思うのでございまして、いま医療費につきまして御指摘をいただきましたが、大変この面に切り込む余地があるのではないかと御指摘をさせていただきます。私も実はそういうように感じておりますけれども、去年もサマーレビュー以来ずっとこの問題の検討を関係省の間で加えてまいり

まして、去年の暮れまでに到達したところで予算は組まされたが、検討が十分でなれておると私は考えていないわけでごさいます、今後一層厳しい見直しをしてまいらねば、丸谷さんと同様私も痛感しております。

したがって、ひとり医療費だけじゃなくて、歳出全体につきまして厳しい査定を加えた上で歳入の計画を立ててまいらねばならないことが、財政処理の基本の方針でなければならぬと存じておりますので、この点につきましては、あなたの御指摘のとおりだと思ひます。

○丸谷金保君 それで、そういう見直しの一つでいかにももつたかと思ひますが、前にもちよつと申し上げたことがあるんですが、四国に三本も橋をつくるという事です。どうしてあそこにあれだけの財政投資をして三本もやるのか。あれ、橋でなく地下をくぐらせれば、いまの日本の技術で、私たちの聞いている限りでは三分の一ぐらゐで済むさうですね。青函トンネルをいまやつています。青函から見れば、四国と本土をつなぐトンネルなんというのはずと案ださうです、技術的には、そしても、あらしのようなときには橋は使えませんがね。暴風雨が来たときというのは、恐らくあれだけ高い橋ですと自動車なんか走らせることはできないというふうなことがきつと起きますよ。

いまからでもひとつ、三本大体私要らないと思うんだけれども、地下にくぐらせることを考えるというふうな、そういう積極的な意味での政策の向、転回、こういうことは総理いかなものではない。総理のところの一本だけでも外せば、やつたと国民は喜びますよ。

○国務大臣(大平正芳君) 北海道につきましては、いま青函トンネルが開削中のごさいます。九州につきましては、すでに海の底も陸の上も、橋もトンネルも整備いたして、道路であるのと鉄道であるのと、アクセスが整備されているわけでごさいます、私は四国出身であるから言うわけじ

やごさいませんが、四国だけがかの外でおつていいはずはないと思ひます。

したがって、四国にも、もし事情が許せば本土とのあらしや霧に阻まれることのない交通機関というふうなものを考えてしかるべきだと思ひますが、これは橋によるかトンネルによるかという問題は、私も素人のごさいますのでどちらがいいかの判断はつけかねまして、土木建築の専門家の判断にゆだねなければならぬと思ひますが、四国に三本あるという意味は誤解でございまして、本州・四国架橋は一つでございまして、あとは尾道・今治間というの、離島の連絡橋は逐次必要に応じてつくつておるわけでごさいますし、淡路島と四国の間には橋をかけておるというにすぎないわけでごさいます、四国が欲ばつて三本も引いてきたというふうなものでないことは、御理解をいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 結局、しかしそうおつしやいますけれど、国民はそんなにおつしやつたようなことを言つたつてわかんないんですよ。先ほどのサマーレビュウなんという言葉も実際には何のことだか、まあ総理は英語に御堪能ですから、それはもうそういう言葉ですぐ何のあれもなく出てくるんだと思ひますけれども、われわれもサマーレビュウとは何だかろうかとしばしば考えました。調べてみなきゃわからないんです、あの言葉は、で、安上がりの政府でわかりやすい政策という総理のキャッチフレーズからいうと、国会答弁でもサマーレビュウなんて言わないで、もう少し、あれを日本語に訳してもう一遍御説明いただけませんか、総理の口から。

○国務大臣(大平正芳君) 英語が日本語になつた例はたくさんございまして。ランプとかペンとかいうものは日本語に十分熟しておると思ひますが、いまして、外国の便利な言葉は、無理がなければ日本語に吸収して差し支えないと思ひるのでござい

サマーレビュウといひましても、夏季総点検作業というふうなことを、サマーレビュウと言つて

いうふうなことで理解できるのじゃないかというふうなことで、あれはあいつが呼称ができたのではないかと思ひますが、しかし、仰せのように、できるだけ政策というののわかりやすいものでなければならぬと、またわかりやすい表現でなければならぬと、私の場合はどうもわかりにくいというところでおしかりを受けているわけでごさいます、丸谷さんのおつしやるように、わかりやすい表現を使つて、国民に御理解がいきやすいような努力は、この上にも重ねてまいらなければならぬと思ひます。

○丸谷金保君 実は、総理の話してるときには大変わかりにくいことがあるんですけど、後で記録を讀むと、実にきつと起承転結のりつぱな文章になつてゐるのに私はかねがね感心してゐたんです。本日に記録にして讀むと一番わかりやすい御答弁だというふうな思つておるんですが、サマーレビュウというふうなことはこれはいけないので、それで、端的に聞きますけれども、ことし夏時間をやりますか、どうですか。こういうことの方がよくわかるんです、国民は。

○国務大臣(大平正芳君) これはことしからやるわけにまいらないわけで、私もよく詳しいことはわかりませんが、ことし立法しておかないとできないわけでごさいますのですけれども、国民の夏時間についてのいろいろな受けとめ方というふうなものは、政府も十分掌握しておかなければならぬと考へておりますけれども、それがいいとしても、ことしからすぐ始めるといふ法制にはなつていないようでごさいます。

○丸谷金保君 ちょっと今度角度を変えて、先ほど大蔵大臣にKDDのことについてお尋ねしましたんで、今度浜田問題について総理にお聞きしたいと思ひます。

が完成します。浜田問題について、これは贈与所得になるというので、贈与の計算をしてみますと、こういう計算になるんです。こういうところを見逃さないようにしていただかないと歳入欠陥につながつてくると困ると思ひるので、参考までに。

新聞等の報道によると四億六千万、本人が否定しているからそういうことはなんだろう——これはどなたも否定します、最初。だから喚問要求が出ているんだと思ひます。本人が否定しているけれど、本日にそうなのか、これだけ何かこの事実だというふうな国民が印象を持っている問題ですから、計算してみました。

そうすると、これはまず最初に六十万贈与の基礎控除がある。すると四億五千九百四十万円で、税額が、これは先ほどからの論議のあれですが、利子課税の問題なども最高利子課税を使わないうで行くと、税額が最高の七五%取らなければならぬというふうな話がありました、同時にこれも大体税額七五%、三億四千四百五十五万円で、これから累進分を八百九十九万五千円を引きますと三億三千六百三十五万五千円になります。これに重加算税——五年たつと時効になりますんで、五年間で計算しますと、これは四年分になるんです、最初の一年は重加算税はかかりませんから、重加算税で計算いたしますと、一億九千万六千五百円、それから延滞しておりますから延滞税、合わせますと六億三千三百六十九万二千八百円、これはまあちよつと——私はこれはちよつとも気の毒だと思ひますが、これはちよつと気の毒でないかという感じを持つ人がいるとして計算し直してみても、無申告加算税を加えまして、五億四千五百七十七万五千円になるんです、事実とすればです。

これらに対して、国税が動いているという形跡がないんです。大蔵大臣は、国税庁というの外局で、余り大蔵大臣がががががやつてはいかぬ、そういう点で指示するのは多少控え目にしななければならぬ、こういうことなんです。これは田中

事件のときに、当時の大蔵大臣も同じような
答弁をしておるんです。記録を調べてみますと、
これでいいんじゃないか。一方で強制捜査でも
って、本当に後の商売ができなくて大変だとい
ふような問題があるんです。そういう中で、こ
ういふことに対して国税当局が時効完成するの
を待つて動かないというふうなことが許され
ると思いませんか、どうですか、この種の捜査
を。総理大臣どうですか。大蔵大臣の意見はさ
きに聞いておきました。

○国務大臣(大平正芳君) あなたが申され
ましたように、事実とすればという前提がござ
います。私もまだその事実をはっきりと掌握
をいたしていませんので、この問題につきま
して税法上の問題はもとよりでございますが、
その他の問題につきましてもどのように処理
いたしますか、いま確たる結論はまだ出ずに
至っていないわけでございます。

事実として明らかになってまいりましたな
らば、それをもとにいたしましていろいろな
ことを考えていかなければならぬのではない
か。すべての措置の初めに事実がなければ
ならぬと思いが、その事実が今日でもまだ
判然といたしていませんので、それ以上の
お答えはいまの段階ではいたしかねます。

○丸谷金保君 私が事実とすればと申し上げ
たのは、いま総理の御答弁のようなことは逆
なんです。いいですか、なぜなら国税庁は
捜査権を持っています。強制捜査もできるん
です。時効が完成しないうちに、そういう疑
いのある場合に捜査をするのが当然じゃな
いんですか。ほかはやっているんです。事
実がわからぬままに金庫をあけて、天井
裏まで捜すような強制捜査をやっているん
です。なぜこれができないんです。事実と
すれば、事実がわかったらこれは当然のこ
となんです。ちゃんと計算して、事実とす
ればというこの事実がはつきりしなくても、
疑いがある場合には国税庁は強制捜査権
をもってやっています。

んです。たくさんやっています。

太平洋テレビ事件などというふうな、何
年もかかって大変い事業をやっている人
に、生涯浮かび上がれないようなダメージ
を与えるような強制捜査をやります。告
発もし、しかも最後、最高裁で負けて、
三十四億円という国家賠償の請求が民
事訴訟で行われております。こういうもの
にさえ、どんどんやっていっているん
です。そうすれば、これだけ新聞で騒が
れているという問題で、事実がわかるま
で動き出さないというふうな国税庁であ
ったなら、ほかの強制捜査なんかでき
ますか。総理は税の関係ではベテラン
なんです。どうかひとつ、そういう点も
つとにはつきりという点についての答
弁をいただきたい。いま

○国務大臣(大平正芳君) あなたの御質問が、
事実とすればその事実を踏まえて課税
処理をするという、すべきではないかとい
う御質問のように私は受け取りました
ので、事実が明らかになつてまいりま
すればそれを踏まえていろいろな処理を
していくのは当然のことだということを
申し上げたわけでございます。事実が明
らかにならなければなりませんというこ
とを、その前提として申し上げたに
すぎないわけでございますが、あなた
の御質問では、その問題ではなくて、
捜査の問題を取り上げられたようござ
います。国税当局といたしましては、あ
らゆる直接、間接の資料、情報を通じ
まして所得の動きというところにつ
きましては最大限の神経をとがらして
おるものと私は拝察します。

したがって、この事件をどういう手
順でどのようにに捜査していくかとい
うようなことにつきましては、それぞ
れ国税当局の責任において処理いた
しておることとして私は信頼をいたし
ております。

○丸谷金保君 総理、私の方から事実と
すればといった場合に、税のベテラン
である総理は、いや事実関係を確かめ
るために時効完成しないうちに、こ
ういふ問題はこんな大きな税額が
出てくる

のであれば、国税当局にしっかりと
私の方から指示します。こういうこと
があつてこそ、初めて現在審議されて
いる所得税その他について国民が税
の不公平感をなくすることになるん
だと思ふのです。そういう積極的な
立場が。どうも寡聞にして私どもは
そういう点——だから、やはり国民
というものはどうも何だかわれだけ
が取られてくる、こういう感じがな
つていろいろ問題が出てくるんでは
ないか。いち早くこういうものに手
をつけていく、こういう姿勢が私
はいま政府並びに大蔵当局に求め
られている国民の願いではないか
と思ひます。

○国務大臣(伊藤田敏雄君) 個別の事
案でございます。お答えは差し控
えさせていただきます。と考
えておりますが、いわゆるK・ハ
マダという件につきましては、資料
としての関心を有しております。

○丸谷金保君 関心を持っているとい
う程度です。そこで、総理、非常
に私たちが国会論議をやつてお
りまして、いろいろ資料を要求しま
す。なかなか出てこないのです。い
や、それは出せない、あはれは出
せない。はなはだしいのは、新聞
や何かに出てくるやつでさえ出
せないというのです。情報公開法
を早く制定していただきたいとい
うわが党の要求、いまのような問
題等についてできるだけの国民に
知らせたいという姿勢、こういう
ものもの制定について、そういう
ものをちゃんとやっています。さ
ますと、国民もこの所得税とか
そういうもの喜んで納めるよう
な、ああ、こうやっているのか
と

大蔵大臣は先ほどこの問題につ
いて、プライバシーに関するこ
ともあるので、各省間で詰めて
いるけれど、大変めんどろな問
題もあると、こうおっしゃいま
した。だから私は、大蔵のこれは
裁判で負けたので通達を直した
やつを資料要求したら

出してきただけです。国税庁は
なかなかりっぱだと思つて、出
していただいて私はその点では感
激しているのです。こういうもの
が、まず随分始めよ、マル秘の
通達が多過ぎますんで、国及び
各省の下部に流す通達類、これ
らはもうできるだけ公開するとい
う基本方針から情報公開法への
道をあけていくというふうな考
えはございせんか。

○国務大臣(大平正芳君) 丸谷さん
も御承知のように、いま政府と
いたしましては、できるだけ政
府の持つておる情報知識を国民
に知つていただくために努力を
いたしております。白書を所管
ごとに編さんして出してまいり
、いろいろ資料の閲覧を国民に提
供いたしたりいろいろなことをや
つておるわけでございますが、さ
らに情報公開法というふうな
ものをつくつて、知る権利に
対してこたえるべきであるとい
う議論が国会の内外にあって
あることを私も承知いたして
おります。また逆に、防衛庁
スパイ事件等でごらんになり
ますように、情報機密と情報
の機密性を保護すべきじや
ないかと、秘密保護立法を考
えるべきではないかという議論
も、国会の内外にあるわけ
でございます。

これはうらはらでございます。情
報を公開する以上は、公開でき
ない情報はどこかという限界
を決めなければいかぬわけ
でございます。これは一体の問
題だと思ひます。この問題につ
きましては、大蔵大臣からも
お答えしたと思ひます。それ
はプライバシーの問題、いろ
んな企業秘密の問題、ある
いは公務員の守秘義務の問
題、その他行政の系統に
関する問題がいろいろ出
てまいりますので、非常
に広範な問題になつて
くると思ひます。

したがって、政府としては、内閣に
担当の部屋を置きまして、この
問題についてのいま検討を
始めておるところでございます。いま、
これを制定するかしないか、制
定するとすればどうい
う骨組みのものにするかとい
うようなことをお答えで

きるまだ段階ではございせんけれども、そういう検討に入つたという段階でありますことを御報告申し上げて、御了解を得たいと思ひます。

○矢追秀彦君 初めに、これからの経済運営を含めまして全般的な問題をお伺いしたいと思ひますが、本日、為替相場二百五十円台に円が値下がりをしておるわけですが、この事態を総理はどうお受けとめておられますか。

○國務大臣(大平正芳君) きよりの終り値が二百四十九円八十銭ですが、というふうなことで、一応対ドルの為替は大きな変動はないようございしますが、ヨーロッパ通貨の対ドル相場は弱含みのようでございます。

需給関係からはもとよりでございますけれども、将来に対するいろいろな思惑が絡んで相場が立つておるのであると思ひますけれども、感想を求められますと、私といたしましては、できるだけ安定さしてまいりたい。そのためには、先般、アメリカ、ヨーロッパ方面の通貨当局とも協議いたしまして、一層になつて為替秩序の安定を図るうじやないか、円について特に気をつけようじやないかということになつておりますので、この構えでできるだけ相場の安定を図つてまいりたいというこゝと、それが可能になるような財政経済政策の運営でいかなければならぬと存じておるということをお願いしたいと思ひます。

○矢追秀彦君 この前、当委員会に総理がお見えになつたときにも、私この問題を少し強調しておきましたので御記憶にあると思ひますが、いま終り値は四十九円台でしたが、一時は二百五十円を突破したわけですが、私は大変厳しい状況にあると思ひます。この円安はまだ続く可能性はある。一つの理由は、やはり現在は、四月から六月というのは大体輸入のふえる時期ですから、どうしてもドルが不足しがちである。これが一つの理由。もう一つは、アメリカのやはりプライムレートがまだ上がる可能性すら言われておる。こういったことから、結果として二百五十円台まで行くような気配が出てきた。

○國務大臣(大平正芳君) スワップの発動も含めまして、日米協力として為替市場の安定を図つていくというこゝとを打ち出しておるわけでございます。そして、それは適時適切にやつてまいらなやならぬ政策でございします。日銀当局を信頼して、政府としては任してあるわけでございます。日銀当局は、私は懸命に適時適切な対処をしてくれるものと期待いたしております。

○矢追秀彦君 そうやって、総理はいつも自然体でお逃げになる。もちろん日銀に任せるといふのは、それはある程度金融政策の面ではわかりますが、けれども、いま大変円安が一つは日本の物価上昇につながつておるだけに、総理、そののんびりしたことを言つておられないんじゃないですか。実際、もうきよりの夕刊でも七割という消費者物価が出てきておりますよ。現実には五十四年度の政府見通しは、これはひよつとするとたぬな可能性も出てきている。こういう状況下にあつて、総理、インフレ対策、この間物価対策もやられましたよね、発表されましただけに、これはやっぱり円安問題を放置しておくわけにはいかぬと私は思

うんですよ。いま総論的にはおつしやいますけれども、現実問題として、やはり相当積極的に、日銀に任せてある、信頼しているから大丈夫だと、それだけじゃなくて、総理はこうしろという指示はできなくでも、やっぱり総理の大きな方針というのがあるでしよう。これはやっぱりたのばれば二百五十円まで来たらやるとか、二百五十円突破したらやるとか、そういうのは、それは余り言うの相手のあることですから、まあぶつちやけた話ではないにしても、私はちよつと、この間のときもそうだったし、きよりのこれじゃ、総理がこの円安問題に對して本氣になつて取り組んでおるのかどうかという疑いも持たざるを得ないわけであつて、申し上げる次第です。これを重ねてお伺いしたいのが一つ。

もう一つは、私はこの前も申し上げましたように、まあ経済摩擦もありますし、なかなか困難とは思ひますが、こういつたときにこそ、輸出を振興させる何らかの手だてをとつて円高へ持つてくると。これは一遍にはなかなか効果は出ないと思ひます。私は、この円安はずうつとは続かないという気がしておるんです。後半になれば円高基調になる可能性は、私はまあ樂觀論者かもしれませんが持つておりますが、そこまで行くまでの間は日本が大変なんです。その辺で私はいま緊急な発動をしなければならぬと。

もちろん、物価を抑えるいろんな手だてもあるでしようが、その一つとして一日も早くこの円安傾向を何とか脱却していく、これは積極的にお願ひしたいと思ひます。実際、いまのインフレは油を含めてやむを得ない面もかなりあるわけですから、あと人為的にできるのは、私はこの円レートをだと思ひます。それだけに、これは非常に私、関心を持つておるわけです。そういう点で申し上げるので、総理重ねてお願いいたします。

○國務大臣(大平正芳君) まあ、重ねてのお尋ねでございますけれども、重ねてお答えいたしますけれども、やっぱり通貨金融当局を信頼しております。

それから輸出の問題でございますが、最近の輸出は比較的順調に伸びておると聞いておるわけでございます。したがつて、一般の見方もそのようございしますが、点につきまして、輸出面からは漸次改善の方向に向かつておると思ひますが、何さ大きな油の代金による赤字でございします。これを埋めてかかるというこゝとはどういふむずかしいことだと思ひます。きよりの、經常収支のマイナスをどこまで食い止められるかということがこの勝負でないかと考えておる。いろいろな要素、いろいろな政策を組み合わせて、できるだけそれを少なくするように努力していきたいと思ひます。根本は、やっぱりあなたが仰せられておるように物価だと思ひます。物価につきましては、一連の総合政策を立てまして、いまそれを周到に実施いたしておるところでございます。

先ほど乳製品の価格問題もございましたように、農産物にいたしまして、魚にいたしまして、乳製品、酪農製品、みんな弱含みでございます。ただ、野菜の一部だけが警戒を要するといふような状況になつております。工業製品におきましては、電力料金のはね返りを受けてコストが上がつてまいるといふものも一割あるいは二割、多いので三割程度のコストアップが計算上出てまいるわけでございますけれども、しかし、これはわれわれの努力によつてできるだけ吸収いたしまして、御心配の物価に転嫁しないように、いまいろいろな配慮をいたしておるところでございます。私は申し上げておきますように、四月、五月という期間、この乱気流は切り抜けて、六月には総体的な安定期を迎えることができるのではないかと、またそうしなけりやならぬと、いま全力を挙げておるところでございます。

○國務大臣(大平正芳君) まあ、重ねてのお尋ねでございますけれども、重ねてお答えいたしますけれども、やっぱり通貨金融当局を信頼しております。

それから輸出の問題でございますが、最近の輸出は比較的順調に伸びておると聞いておるわけでございます。したがつて、一般の見方もそのようございしますが、点につきまして、輸出面からは漸次改善の方向に向かつておると思ひますが、何さ大きな油の代金による赤字でございします。これを埋めてかかるというこゝとはどういふむずかしいことだと思ひます。きよりの、經常収支のマイナスをどこまで食い止められるかということがこの勝負でないかと考えておる。いろいろな要素、いろいろな政策を組み合わせて、できるだけそれを少なくするように努力していきたいと思ひます。根本は、やっぱりあなたが仰せられておるように物価だと思ひます。物価につきましては、一連の総合政策を立てまして、いまそれを周到に実施いたしておるところでございます。

先ほど乳製品の価格問題もございましたように、農産物にいたしまして、魚にいたしまして、乳製品、酪農製品、みんな弱含みでございます。ただ、野菜の一部だけが警戒を要するといふような状況になつております。工業製品におきましては、電力料金のはね返りを受けてコストが上がつてまいるといふものも一割あるいは二割、多いので三割程度のコストアップが計算上出てまいるわけでございますけれども、しかし、これはわれわれの努力によつてできるだけ吸収いたしまして、御心配の物価に転嫁しないように、いまいろいろな配慮をいたしておるところでございます。私は申し上げておきますように、四月、五月という期間、この乱気流は切り抜けて、六月には総体的な安定期を迎えることができるのではないかと、またそうしなけりやならぬと、いま全力を挙げておるところでございます。

○國務大臣(大平正芳君) まあ、重ねてのお尋ねでございますけれども、重ねてお答えいたしますけれども、やっぱり通貨金融当局を信頼しております。

それから輸出の問題でございますが、最近の輸出は比較的順調に伸びておると聞いておるわけでございます。したがつて、一般の見方もそのようございしますが、点につきまして、輸出面からは漸次改善の方向に向かつておると思ひますが、何さ大きな油の代金による赤字でございします。これを埋めてかかるというこゝとはどういふむずかしいことだと思ひます。きよりの、經常収支のマイナスをどこまで食い止められるかということがこの勝負でないかと考えておる。いろいろな要素、いろいろな政策を組み合わせて、できるだけそれを少なくするように努力していきたいと思ひます。根本は、やっぱりあなたが仰せられておるように物価だと思ひます。物価につきましては、一連の総合政策を立てまして、いまそれを周到に実施いたしておるところでございます。

○矢追秀彦君 いま言われた、四月、五月乱気流、六月安定期と、こうなんですけれども、かつて狂乱物価のときもいろいろ言われて、あのときは大蔵大臣、総理じゃありませんでした、福田大蔵大臣は、新価格体系というのを言われましたが、それが個人の考えではなくて、やはり政府の考えだったと思うんですが、その新価格体系というのが何かはつきりしないままです。来て、一時、円高基調で物がある程度安定した時期もある。また今度大変になると、これまた急な狂乱物価になる。

いま総理言われたように、四月、五月乱気流、六月で落ちつくだろうと、ここでまた新価格体系ということに、前の言葉をそのまま使うとなるわけなんです、やっぱり総理はそういうふうなことを描いていま言われたんですか、その点いかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) たびたび申し上げておられますように、第一次の石油危機といまの場合と違いますのは、あらゆる、生産財であるのと、資本財であるのと、消費財であるのと、一挙に上がってしまう。卸売物価も上がるが、消費者物価も上がるというのがこの前のパターンでございましてけれども、今日の場合はそうでなくて、物資にいたしますと生産財の値上がりは顕著でございまして、ほかの製品にはそう及んでいないわけでございます。

卸売物価の上げ足は速くなっておりまされども、消費者物価は比較的安定した足取りをたどっておられるわけでございます。今度の場合は私は状況が違ふということございまして、われわれの生産性への努力、経営努力によりましてできるだけ吸収いたしまして、物価に影響ないよう維持していけないはずはないと存するわけでございます。大仰に新価格体系などというふうな、大またで歩いていくというふうなことはすべきでないし、地道にこの事態に対処してまいります。ならば、そんなに、われわれが見込んでおります六・四％台に何とか抑え込みたいという願望は実

現できないはずはないと私は考えております。

○矢追秀彦君 いまそういうふうなことにしたくない、抑えたい、これはもう当然ですが、いま六月以降のことにしますと、これは予測も含まれますし、何ともまた世界の動きでわかりませんけれども、いま総理言われた、六月以降の安定期から政府のとられる政策、いま公共事業をちよつと繰り延べをされておりますが、その時点で、ある程度安定したその辺で、物価の動向等を含めた上で、やはり景気刺激策という形をおとりになるのか、あるいは——私、秋口を大変心配しております、実はこの後デフレになりやせぬかと。前回も狂乱物価の後、いまは違うと言われますけれども、私は今度の方がちよつと陰湿のような気がしてならぬのですけれども、いまでも倒産が大変多い、秋口以降は非常に心配がある。

そこで、六月からと、総理はある程度施策を考えておられるようなニュアンスを感じるわけですが、けれども、それはあくまでも公共事業というものでいられるのか、その点はいかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) けさの閣議で、今日の経済状況の報告が各関係閣僚からございまして、物価の状況、雇用の状況、失業の状況等が報告に相なりましてけれども、総じて景気は強含み、雇用は逐次改善の方向をまだとっておるわけでございます。いま私は矢追さんのような心配をいたしておりません、当面物価政策に総力を挙げて取り組むという段階ではないかと考えております。物価が安定しないと景気安定の基盤ができません、物価政策と真剣に取り組むことが即健全な経済の成長、雇用の充実への基盤になるのだと心得ておるわけでございます。万が一御心配になるようなことが出てきた場合には、また機動的な対応をしなければなりませんけれども、いま私はそういうことを近い将来あり得るものとは考えておりません。

○矢追秀彦君 そこで、もちろん目の前の物価を抑えることをやることはあたりまえであり、しなき

やいかぬのですけれども、いままでの過去の政府の経済政策を見ておりますと、何か後追いといいますか、後手に回っておる。まあ今回もこまで来ることはわかっていたわけですからね。それは去年のいまごろ予想したといったら、これはちよつと無理だったかもしりません、OPECがどう動くか。少なくとも総理が中心になってやられた東京サミット、あの辺あたりから後の動きを見ていけば、やはり私は昨年度の予算編成時においてもつと強力な、これからのインフレという問題について必ず起こるであろうと、これは先にやっておくべきであった。もちろん、いまやらなきゃだめですよ。この前の狂乱物価のときもそうじゃないですか、とにかく火の手が上がってから大あわてで法律をつくったり、まあこれは国会もそういう意味では対応がはかばかしている面は私自身も責任を感じております。やっぱり後なんです。それで今度はやり返して、今度は冷やし過ぎた。

だから私は、いまももちろん物価政策に政府は全力を挙げる、これはもう当然です。だけれど、やっぱりそのときに出てくる——秋口を私は心配する。総理は樂觀論で、これは議論の分かれるところですが、それに対する対応策というものは、物価をさへ抑えたりやそれではないか、こう感じているわけなんですけれども、それはやっぱりやっとなかなかやいかぬのじゃないかと、こう感じているので、私は政府というのはいく——余り先へ行き過ぎるとまた国民の不安というの、インフレなんかの場合でも、次上がるからいまからやっちゃやうと、トイレットペーパー買いに走るといふことが起こる可能性もありますから、それはできないかも知れませんが、半歩、少なくとも半歩ぐらいは最小限度やっていかなくちゃいかぬのじゃないか、こう思うので申し上げているわけなんです。その点いかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) 後追いでないかということでございますけれども、私は経済というのとはまあ先の状況を想定して今日決断することである

うと思うのでございまして、先を見ない経済政策なんかはないと思うのでございまして、先を見てきようびどう身構えるかということが経済だと思っておりますので、政府としてもそういう考え方でやっております。世界の中のどの国に比べましても、そんなにふでな対応だと考えていないわけでございます。

しかし、仰せのように、これから先につきましては厳しい警戒心を持ちまして、適時適切な施策を機動的にやっていくという用意がなければならぬと、硬直化しておつてはいけません。矢追さんの御指摘はこもつともございまして、そういう構えで政府としても気をつけてまいりたいと思

○矢追秀彦君 そのいま言われた機動的な対策ですが、総理も大蔵大臣もおやりになったし、昔は大蔵省にもいらしたつたのでよくおわかりだと思いますが、私は、昔ほど財政というものが機動力を発揮できないような状況になっておる。これは私も前から何回も言っておることで、今回も公共事業をおくらせるということが出ております。そういったことが本場に弾力性を持つていけるのかどうか、その足を引っ張っているのが、一つは大量国債にあるわけであり、これを減らさなきゃならぬ努力は政府もされておる、こしも減額された点については私は評価いたしますけれども、これをどうしてこれから弾力性を取り戻すか、また現在そういう弾力性がなくなっている場合何で補うか、この辺が大変むずかしい問題だと思っておりますけれども、これも総理いかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのように、従来、財政が経済の調節をやるだけの力量を持っておつたわけでございますけれども、いまの財政は大変体質が悪化しております。そういう対応力を十分持つておりません。したがって、ここの予算は景気に中立的な予算になっております。したがって、財政的に対応の弾力というのがあるとは言えません。金融的に申しまして、今日日銀がとっております九分の公定歩合というのとは過去の

最高を記録しておるわけでございまして、これ以上むやみに上へ上げる弾力もないと思います。

金融的にも財政的にも御指摘のように弾力が非常に狭いというが、だから狭い山の尾根の道を非常に薄氷を踏む思いでやつておるというのが、いまの経済政策だと思つてございまして。弾力は私はそんなにあるとは考へておりません。確かに、一つ一つの政策を真剣に周到に、取りこぼしのないようにやらなきゃいかぬという点に氣をつけまして、いませつかく努力をいたしておるところでございまして。ようやくそういう物価におきましては鎮静の見当がだんだんつきかけてきておるわけでございますので、もう一息だと考へておりま

す。

○矢追秀彦君 時間も大分なくなりましたので税問題に移りますが、先ほどのインフレとも絡みま

すが、わが党も法人税については二%の増税を主張してきたわけですが、これについては現在見送られたままになっておりますが、こういう大変なインフレのときにこそ、法人税を上げることによつて一つは鎮静という形もとれる一つの手段になるのではないかと思ふんですが、総理はどうお考えですか。

○國務大臣(大平正芳君) それも一つのお考えだと思ふのでございまして、けれども、ことしの場合ほかの引当金等の整理でもつて法人からの増収が期待できるし、それをカウントいたしますと、何とかことしの予算が組めるといふ見当がついてまいりましたので、法人税増徴問題は後年度の問題に残したわけでございます。私はそのことはよくやつたとほめてくれるかと思つたら、何で増税しないんだいとおしかりを受けるのが、どうも私には理解いたしかねます。

ます。

次に、なかなか政府は減税ということについては財政難ということでやつていただけでない。課税最低限も四年間据え置き、それから物価調整減税についてもわれわれは強く主張しておりますが、依然として財政というのを主体にしてなかなかうんと言つてもうえな。まあ非常にそういつた点で残念に思つておるんですが、これは仮に一〇%まで行くと大変なことなんですが、仮に二けた台まで行かないことを私も期待しますし、またそのうするよう努力をしたいと思ひますが、仮に政府のしりをたたきたいと思ひますが、仮に相当のインフレが来た場合、ある程度の調整減税は、もちろん税収との見合いの上あります。私はかなり税収も伸びてきていますと踏んでおりますけれども、年度末、ことしの補正予算を組まれる上においてそういったことは検討課題にされますか、いかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) 検討課題にいたしたくないのです。インフレを招来するということは、どんなことをやりましたも避けにやならぬ課題である、私真剣に取り組んでおるわけでございますから、もしこれが失敗したらこういたしたいというようなことでは話にならぬと思ふのでございまして、もし政府がそんなことに答弁をするような政府でありましたら、矢追さん、大いに怒つていただかなければならぬのではないと思ひます。

○矢追秀彦君 そこまで総理決意を持つておられるなら伺いますけれども、もし仮に、いま言つた二けた台まで行くようなことになったら、総理、これは政治責任おとりになりますか。

○國務大臣(大平正芳君) もう毎日、政治責任等を痛切に念頭に置いてやつておるところでございます。

○矢追秀彦君 これは総理に失礼な質問になるかも知れませんが、総理自身、先ほどもこれは大蔵大臣、あるいはまたその前は政務次官にもお伺いしたんですが、税金ですね。これは取ら

れておるといふ感覚なのか、納めておるといふ感覚なのか。こう言つたら、いや私は納めておるといふ感覚だと言われたいと思ひますけれども、実際どうですか。

○國務大臣(大平正芳君) 御質問の意味が私よくわからないのですが、課税につきましては、ついでこの間も申告したばかりでございますが、相当納めさせていただいたと思ひます。

○矢追秀彦君 総理は、総理大臣ですから、私も所得は高いわけですが、そういう意味じゃなく、私が言つておるのは、いま大変な脱税というのは、大きな脱税が出て問題になっておるわけですから、やっぱり日本の国民の中には、長い封建制度からそのまゝ一挙に近代国家になつて、戦後このように民主国家になりましたけれども、まだまだ年貢米を取り立てられておるといふ何か被害者意識のようなそういうのが強い。税金というのは何か取られておるのだと、こういう氣持が強いというのはい言葉なんですから、悪い言葉で言へば脱税をうまうやる、いかにごまかすかと、そんなことばかり一生懸命やつておるのが特にいわゆる事業者が多いわけですね。

サラリーマンはもう全然オーブンですから、その点でサラリーマンはまたそういうのを見るとよく不公平感の上で立つて、おれは全部ばつさり取られておると、こつちは何やかんや言つてごまかしておると、こういうのが現実の国民の感覚の中にあるので、ちよつと愚問というふうな質問をしたわけですが、そこでそういう不公平感というものをなくすためには、やはりサラリーマンに対する税のあり方、要するに所得控除といふことで十分だといふ政府の答弁ですけれども、私は総理、やはりサラリーマンの立場といふものをもう一回考へていただく、もう一つは国民が氣持よくお金を納められるような、いま総理が納めておるとおっしゃつた、そういう言葉に全国民がなれるようにするためには、やっぱり私は政府も責任を持たなければいかぬと思ふんです。

やっぱり政治が悪ければ、公費天国とか、やれ汚職政治とか、こういうことになっておつたのでは、やっぱり税金を取られた、こういうことになつてしまふわけですね。まず政治自身が正し、お役所もきちんとおつてそういうことがないようにして、国民の納税意識というのを上げていかなければいかぬ、こういう意味でお伺いをしたわけですから、一つはサラリーマンの問題、そういう国民の納税に対する考え方、それから先ほどもちよつと私も質問でついでに徴税という言葉を使つてしまいましたが、そういうのがあたりまえになつておるような状況であるわけ、決して税を取り立てるんじやなくて、積極的に国民が自分たちの社会全体をよくするために納めるんだと、こういうふうにならなければいかぬので、そういう二つの質問をお伺いをして、終わりたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 持ち時間が参つておりますので、簡略にお答えいただきます。

○國務大臣(大平正芳君) 政府としては、納税者にこたえるために適切なサービスが量、質ともにできておるかどうかという反省がなければならぬと思ひます。また、行政が公正で清潔に行われているかどうかということがなければいけないというところは、御指摘のとおりでございます。三番目に、納税者相互に不公平にならぬように、制度の上におきまして運用の上におきまして十分配慮していかねばならぬことは、御指摘のとおり、納税の問題に絡んで適切に感じております。

○佐藤昭夫君 今日の大蔵委員会を打開するためにわが国の財政政策をどうするか、こういう問題をめぐつて大蔵委員会でも議論がやられておるわけですが、こうした中で見逃すことのできない問題として、最近のアメリカの不当な対日要求とそれに追隨する政府の問題、いわゆる防衛費増額問題、これが一つの大きな焦点になっておると思ひます。限られた時間です、この問題を中心に幾つか総理にお尋

ねをいたしたいと思ひます。

まず、大蔵外務大臣がアメリカのブラウン国防長官との間で、わが国の防衛力の着実な増強、これを約束してきたのを受けて総理が二十四日、アメリカ側の要請に積極的に対応するべく在日米軍の基地の日本側の分担金の増、それとともに、防衛庁の中期業務見直しも早期達成を目指して予算のはき出しを指示されました。これは言ってみれば、何ら予算の裏づけもない防衛庁の内部資料、内部計画として格上げをすることになるのではないかと、一体、総理としてはどういう内容的指示をされたのか、どういふつもりで指示をされたのか、まずお伺いしたい。

○国務大臣(大平正芳君) アメリカが、日本の防衛力の増強につきまして関心も持ち希望も持っておることは承知いたしております。そのことは理解できないわけじゃございません。しかし、断っておきますけれども、この問題をどう処理するかは日本政府がやることでございます。日本が自主的に決めるというところでございます。

そこで、先般、大来君が帰りましたので、そういうお話もあったというところでございます。したがって、対米軍に対する、米軍の基地に対する支出というようになつておるのか、言うところの中期見直しというものは、いろいろうわさされておるけれども、どの程度のものなのか、そういうようなことを知らしてくれぬかということをお願いいたします。佐藤さんは少し性急過ぎますね。

政府の政策を決めるというのは容易ならぬことでございます。まあ一応そういう見当をつけてみて教えてくれないかということにすぎないわけでございます。政府の政策なんというのは、来年度の予算編成までにいろいろな過程を経て、手順を踏んで、練りに練つて決めて、そして国会に提案いたしましたものは政府が責任を持つてゐる案でございますので、それについて十分の御討議を

いたさなければならぬものと考えております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、念を押すようにすけれども、もちろん国防会議に諮つて総理としての一定の指示をされたということではないのはもうもちろんでありますけれども、いままたまた総理の御答弁の中に、いろいろうわさをされておる見直しなるもののその内容について、ひとついろいろ調べてみてくれぬかという程度の言つたことにすぎないんだ、そんなに先回りして判断をされなくても結構でございますと、こゝ言われておるわけでありまして、本当にそのようなもので片や、これまで報道されております、五月には総理として訪米をされる予定になっておる模様でありますけれども、この訪米に臨むに当たつて、いま私が問題にいたしました業務見直しの内容、これを、もし実施をすれば、どれぐらゐの防衛費の額になるのか、アメリカの要請との関係でそれをどういふふうな判断をするか。どういふ考え方で総理が訪米に臨むかということを決断するための作業としてこのことを外務省に命じたということではないんだというふうに、理解をしてよろしいですか。

○国務大臣(大平正芳君) 近く訪米を予定しておりますけれども、大統領との間に二時間ばかりの時間で会談をする予定でございますが、個々の、国際情勢全体についての会談をするつもりでございます。それだけの時間しかないと思ひます。で、防衛費の問題というのは、先ほど申しましたように、日本政府の問題でございます。いろいろな手順を経て、国民のコンセンサスも練つた上で、財政の状況、経済の状況もはかつた上で、やつてまいらねばいかぬ計画でございます。こゝ早急に考えを固めてなんというふうなことは考えていないわけでありまして、御了承いただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 そこで、いま触れております中期業務見直しですね、これに沿つて実施をしていくとして、一方、問題にされております昭和五十九年度までに防衛予算を対GNP比一%に持つていくというふうになると、大変な防衛費増になるのではないかと、私には強く思つておるわけなんです。実は、大蔵省にも数字を資料としてはきき出していただいたわけでありまして、五十九年度にGNP比一%の防衛費を持つていくということにいたしました場合、もちろんいろいろな仮定を置いておりますが、GNP伸び率は各年度一・四%だと、防衛関係費は各年度等しい比率で伸びていく、それから一般会計の伸び率、これは財政収支試算に基づくものだといふ、これは大蔵省がおつくりになった資料です。これでは、防衛費の伸び率が来年度の五十六年、五十七年、五十八年、五十九年、こゝでGNP一%にいくんですが、伸び率は毎年一・四%で伸びる。ところが、一般会計伸び率は、五十六年二・一%、五十七年一・五%、五十八年一・一%、五十九年一・〇%。国債を除く実質に使えるお金、こゝからいけばさらに比率は落ちて、五十六年一・〇%、五十七年一・〇%、五十八年一・〇%、五十九年一・〇%。もう時間節約上私がこゝ読み上げましたけれども、この数字が明らかになりますように、防衛費の伸び率がかなり大きなテンポでぐいぐい伸びていくことになるから、得ないといふ、このことを数字が歴然と示すと思ふんです。

そこで、この結果、わが国の財政に、あるいは経済に、もしこんな方向で進むとすればどういふ結果をもたらすのか。一つは、当然のこと防衛費は膨大な継続費あるいは債務負担行為を含んでおるわけでありまして、言うならば政策的な選択の余地が非常に狭まる、財政硬直化が激しくなるといふことは明らかであると思ひます。それからもう一つ、これだけ防衛費をどんどんふやしていけば、勢い国民に負担をお願いをしなくちゃならぬ、国民に負担を押しつける、こういう結果にならざるを得ない、理論上はそういうものが出てくる、そのとおりでしょうね。

○国務大臣(大平正芳君) 論理的には、仰せになりましたような筋道になると思ひます。

○佐藤昭夫君 防衛費増大の問題は、言うまでもなく、わが国民の平和と安全にとつても非常に重大な問題、しかし同時に、日本の財政、国民の生活にとつても非常にこゝろいいたいま言ひました、総理も論理上御確認になりました、そういうゆゆしい影響が出てくるんだということでありまして、こゝから言つて、私はGNP比一%への防衛費の増大を目指すといふことについては、絶対に軽々しくそういう方向を決めてもらつてはいけないうふうに思ひます。同時にまた、先日の当委員会でも、総理来られて、一般消費税問題では大変失敗しましたといふふうにも、今日、国民の増税に対する批判というのは本當に強いものがあると思ふのです。同時にまた、福祉や教育など、そういう国民生活の充実の諸要求、国に対する期待、これも年々増大をきておる。

総理、御存じでしょうか。昨年の十一月の二十四日、読売新聞が世論調査をやりました、一つは、まあいろいろの調査内容あるわけですが、一つは、こういう世論、いま政府も言つておられます財政再建をしていくためにむだを省く、どこを削るのが一番いいと思ひますか、こういう項目があるのですけれども、この中で第一位の比重を占めておるのが防衛費ですね。回答数に対する比率でいきますと、この防衛費を削るのがいいというものが四・五%、やつぱりこゝろい国民の声に総理としてはよく耳を傾けて、一つは、さつき言ひました一%への防衛費増強を目指すといふ、こゝろい無謀な計画はかりそめにも立ててはいかぬ。同時に、いまの防衛費についてもよく見直しをして、本當に必要なものかどうか、やつぱり削るべきものは削るという大胆な方針をぜひ検討していただきたいといふふうに思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) 御指摘を待つまでもない。

く、防衛費はわが国の政府が自主的に決めることであるということ、そしてそれは、国の財政経済事情を勘案しながらやらなければならないこと、同時に御指摘のように、国民の納得を得られるものでなければならぬと、そういう中で財政当局と防衛当局が真剣な検討を加えて積み重ねてまいりまして、毎年度の予算をつくって、これにこたえていくということであろうと思っております。

それから第二に、防衛費といえども聖域ではないわけでございまして、削るべきものは削り、遠慮をしてもらうべきものは遠慮をしてもらわなければならぬわけでございまして、その点につきましては、政府としても厳しく対処してまいるのは当然の責任だと考えております。

○佐藤昭夫君 さらにもう一つお尋ねいたしますが、最近、防衛費増強の動きと関連をして、日商の総会で永野日商會頭が——この会合には大平総理も出席をなさったという新聞報道になっていまして、けれども、そこでこの永野さんが、防衛論議を経済の面からも大いに起こしていく必要があるんだということを前段強調をされたが、これから日本の生きる道は高度な先端技術の開発にかかっている、この分野で積極的に発展を図り、国際需要に応じた製品の輸出が必要だということを発言をされているわけでありまして。

この高度の先端技術とは、結局、前段で言われていること、結論で言われていることと結びつけていけば、意味されておるのは兵器産業、これを念頭に置いて国際需要に応じた製品の輸出、いわゆる武器輸出、これも必要なんだということを発言をされておられるものにほかならないと思うわけでありますけれども、こうした発言について、かねてより武器禁輸三原則というものを日本の政府が今日まで打ち立ててきているわけでありまして、今日時点でこの永野會頭の発言をどう見られるのか、政府の所信をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 逆に、どういう御発言でございまして、政府の武器輸出三原則という

のは堅持していくつもりでございまして、永野さんの御発言もこれを侵してまでという考えでないと思ひますけれども、政府といたしましては、いま堅持いたしております輸出三原則は厳しく尊重してまいるつもりであります。

○佐藤昭夫君 最後に、この問題と関連をしてもう一点お尋ねをしておきますが、こうした議論といひますか、論調といひますか、これが単に日商の總會等々民間団体の場において行われておるといふことにとどまらず、私が憂慮しておりますのは、実は最近通産省のもとにつくられております産業構造審議会、これが「80年代の通商産業政策」と題する答申を三月の十七日付で発表しているわけですが、その内容をいろいろと読んでみました。そうしますと、この日商總會における永野さんらを初めとする人たちの発言と非常によくトーンが似ているんですね。そして総理、これをお読みになったでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) まだ拝見していません。

○佐藤昭夫君 ぜひ注意をして読んでいただく必要があると思ひますけれども、実はこの中で、いわばこの八〇年代の通商産業政策の重点課題として、一つは経済大国としての国際的貢献をしていく、もう一つは資源小国の制約の克服、この二つの課題を据えて、そしてそのために経済安全保障の確立がきわめて必要だということを強調しているわけですが、言葉は抽象的のようですが、けれども、日本は経済大国になった、だからアメリカのいかなる防衛力の要望に対してこれにこたえていかなくちゃならぬという筋道、それからもう一つは、資源小国だ、片やエネルギー危機と言われておる、こういうことの中ではアメリカと組んで、すわというときには海外進出できるような力をつけなくちゃならぬという、こうした実は考え方がこの中に秘められておるのではないかということをお私は大変心配をするわけです。

さらに、言うならば、ここ二、三年来出版刊行されております防衛白書、この中でも技術、教育

の分野も含めて安全保障体制の確立、整備をどう図るかという、このことが最近ずっと強調されているという傾向を私は大変憂慮をしております。すけれども、少なくとも政府、通産省も一枚加わったそのもとにおける審議会でこういったような報告が出ておるということについて、ぜひ先ほど来確認をされております、あくまで国民的合意の上で防衛政策も含めて日本の政策を進めていくんだと、武器禁輸三原則は今後も絶対に堅持をするんだというこの基本理念の上に立つて、こうしたものに對しても鋭意必要な検討、メスを入れていただくということを最後に要望、お尋ねをして、私の質問を終わります。

○國務大臣(大平正芳君) 防衛政策もとより、産業政策もとより、国民の納得を基としてやらなければならぬことは当然でございまして、政府の既定の基本政策を要するといふつもりは持っております。

○中村利次君 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案を審議している間に、先ほど矢追委員から指摘がございましたように円相場は全くさえない。わが国を取り巻く経済環境は、決して好転をしてこないわけでありまして。

私が心配をしますのは、これは余り性急にどうだ、どうだと言つて対応できるものではないというところは、もうこれは百も承知ですけれども、やっぱり円相場の維持には政府としても手を打たなければならぬというので緊急対策をおやりになった。日銀としては、これはもう金利の天井感をつくり出すために一・七五％という思い切った公定歩合の引き上げをおやりになった。また、政府は総合インフレ政策等もおやりになった。こういう中で円の下落がとどまらないというところに、私どもは大変危惧を感じるわけですね。きょうの終わりは二百四十九円台の、四十九円何十銭かはちょっと聞かえませんでしたけれども、しかし、午前

六〇%以上は日銀の介入であるということが夕刊に書いてあるわけなんです。

恐らく二百四十九円台の終わり値も、日銀の積極的な介入が功を奏した結果ではないかと思ひますけれども、一面、片方では、先ほどの電気、ガス料金に定額に当たりまして経済企画庁は、これはもうインフレだとか経済政策のかねに経済企画庁があると思ひますけれども、円レートを二百三十七円で通産省と交渉をしたんだということが報道をされているわけでありまして。二百三十七円というのはこれは電気、ガス料金の査定用の数字だよと、こういう根拠であるならば、まるっきりこれは議論の対象にはなりませんよ。しかし経済企画庁が、少なくとも当面の円相場、五十五年の円相場というのには二百三十円台であるという、こういう立場に立つておるとするならば、これは重大な問題ですね。すでにもう現在で十二、三円ぐらゐの差損が出るわけでありまして、原油の輸入を二億八千万キロリッターと大ざっぱに見ても、これを円にするともう七千何百億、七、八千億ぐらゐの損失が出るわけでありまして。

ですから、こういうことを考えますと、一体政府はどういう、円相場に對して、あるいはインフレに對して——それで私はおつけ加えますと、インフレ対策について重点を置いて、短期決戦型でもう懸命の努力をする、賛成です、国民の期待もそこに集まっているんですから。しかし、短期決戦に失敗をしますと、やっぱり政府がかなり強気で、景気の回復基調はかなり根強いと言われている、その景気に影響を与えることは間違いないわけでありまして。

国際収支からいへんな経済問題に、そこにひずみが生じてくるわけでありまして、こういう問題に對して、もう時間が過ぎますが、仮に、昭和五十五年、原油の輸入をどれくらいのことになりますか、これは景気の度合いによっても幾らか違ふでしょうけれども、二億八千万キロリッター前後と仮定をしまして、目先どうも石油の需給

フランスは、需給の上ではそんなに心配するほどのことはないようでございますが、OPECの値上げ要因になるようなものは五十五年度はそれほど見当りませんが、しかし、円安がこのままとまらないうことになりまして、これは大変な問題になるわけでありまして、ドルにしても仮に二億八千万キロリッターあるいはそれちよつとということになると、六百億ドルくらいで、まさにこれは二ドル何十セントのオイルショック以前あるいはほんのこの間までの十ドル、あるいは十二、三ドルというあれとはもうさま変わりになっていくわけでありまして、産油国との貿易収支の赤字なんというものは大変なものですな、これは、もう数カ月前あるいは六、七年前とはさま変わりになっておる。

そいつを日本はどこで経常収支のバランスをとっていくかといったら、貿易によつてとっていく以外にはない。ですから、円安になると貿易ドライプがかかちやって、アメリカとの摩擦が起きるとか、ヨーロッパとの摩擦が起きておるとかいう心配をいままでもやっている、いまもある。しかし、私に言わせると、それも心配しなきやならぬけれども、とにかく何が何でも経常収支が何とかなるような貿易をやつていかなければ日本はこれまことに沈没するわけでありまして、そういう欧米あたりとの貿易摩擦の問題とやっぱり国際収支をバランスさせていかなきやならないという、両面のきわめて困難な課題にどう対応されるのか。

これでもう時間がなくなつちやいましたから、以上で質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 円相場について大変御心配のようでございますけれども、円は、為替市場は自由為替市場にわれわれ移しているわけでございますので、相場を的確に左右するような立場に政府はございません。

賀茂川の水と比叡山の法主は手に負えないというございまして、為替相場なんというものは手に負えません。手に負えないからいいのでございまして、権力がこういうものを勝手にできるようなことではいけないと私は考えておりまして、ただ、これは安定させるために、あらゆる努力を傾注していかなくやいぬこととは、先ほど矢追さんの御質問に對しても答えたとおりでございます。いまの総合物価対策も、またアメリカ、ヨーロッパ各国との為替市場支持政策も、皆それを安定する方向にいま運用いたしておるところでございますので、政府と日銀当局を御信頼をいたしたいと思ひます。

それから第二に、エネルギーの需給でございますが、中村さんおっしゃるとおり、エネルギーは当面需給はゆつたりしておるようでございますけれども、長期的に見ると非常にタイトであるといふのが一般の見方の方でございます。仰せのとおり、二億八千万キロリッターぐらいの輸入を確保せねばなるまいということ、そうして七割の節約を実行いたしまして、所期の経済成長を可能にせねばならぬということに軸をいたしまして、経済運営をいたしておるところでございます。供給先の多角化、輸入政策につきまして、これまでも期待にこたえてきたわけでございますけれども、ことしもそれだけの確保はやらなきやならぬと存じております。

ただ、価格でございますが、価格につきましては、こころ、三カ月間もじりじり上がつてまいりましたことは御案内のとおりでございますが、これは需給が比較的安定しておるといふような事情で大幅な値上げがあるものとは考えませんけれども、微調整は覚悟しておかなければならぬのではないかと考えております。

第三の問題は、経常収支の問題でございます。これを改善していく道は、まず為替相場を安定の方向に持っていくかなければいかぬということ、輸出を伸ばしてまいらなければならぬこと、仰せのとおりでございます。輸出はこのところ大変順調な伸びを示しておるといふ報告を受けております。輸入は大変自重したカーブをとつておるようでございます。御心配のような経常収支の乱調

からインフレに拍車をかけるというようなこと、経済運営に全くかじを失うというようなことのないように、万全の備えをしてまいりたいと考えております。

○野末陳平君 今回の所得、租持の改正案は、まず前向きだと評価しますけれども、問題は来年ですね、来年はかなりの増税をせざるを得ないと思ひます。

そこで、法人税もあるだろうし、あるいは政府としては一般消費税を言うかもしれないし、ほかの考えが出てくるかもしれないが、この間、この委員会でも参考人を呼んで意見を聞きましたところ、一般消費税と所得増税、これはもう高額所得者だけじゃなくて、低、中にも及ぶこともあり得るというふうな、そういう学者の意見がありまして、つまり二本立てで行かないと財政再建はむずかしいと言ひますね。ばくも学者であつたら、やはりこのぐらゐのことは言うだらうなあと。しかし、政治は現実にとつてもこんなことはできないだらうしという考えを持つたのです。総理はどういう感じを持ちますか。消費税だけじゃないと所得増税もやらなきや、財政再建を本気で考えるならとつてもこの二つを避けては通れない、こういう意見があつたんですが、学者の意見が。

○国務大臣(大平正芳君) 財政再建の方途につきましては、両院の決議もございまして、ここに示されておるとおり、歳入歳出の両面にわたりますで幅広く検討して、各方面の意見を十分聞いた上で慎重に対処せよと、こういう御指示を受けておるわけでございます。私ももつともだと考えております。

したがって、歳入政策を考える前に、先ほど丸谷さんからもお話がございましたように、歳入政策、歳出政策というのについて思い切つた見直しをせねばならぬと、歳出について国民の理解と協力のもとで、できるだけこれを抑えていくという手だてを講じなければならぬと考えております。

で、どうしてもこれだけは必要だといふものにつ

きまして、現行の歳入の手だてでやつていけるか。やつていけないとすればどういう手だてを考へるかということは、そのときの段階の問題だと思ひます。ございまして、いまあらかじめこれはこうするつもりだなんて言ひますと、大平は増税男であるというふうな烙印を押されかねませんので、参議院選挙を前にして大変不利でございますので、そういうことを私は申さないつもりでいるのでございまして。

○野末陳平君 かなり不まじめな答えだと思ひますね。参議院選挙に不利だから、増税男と言ひますが、しかし、短い時間であれこれ聞きたいものでちよつとこのままにしておきます。ただし、歳出の面に関してはことしは十分でないの、来年さらにこれをもつと厳しく見直さなきやならぬといふふうな考えをいたします。

それから浜田問題ですが、自民党が証人喚問を拒否したといふことを聞きましたが、ばくはこれをむしろ拒否しないので、証人喚問に応じた方が自民党にとつてもプラスであるという判断を持つてゐるんですが、総理としての見解はどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 自民党はまだ喚問を拒否いたしてないのだから、問題とは、浜田君の問題が航特で取り扱ふべき問題であるかどうかのことが国会対策のレベルで御相談中と聞いているわけでございます。航特委にかけることに決まつたと、決まるというございまして、ならば、それに対してどう対応するかはその段階で考えなければならぬと存じておりまして、いまこの問題をどのように取り上げるかということについて、各党間でお話し合いが行われておるといふように聞いております。

○野末陳平君 人任せみたいな答えを期待しているわけじゃなくて、じゃ証人喚問するのがいんじやないかという意見だつていいわけ、総理がどう考へるか、これをお聞きしたいのです。だって、これはやはり政治の本質が問われている問題ですね。しかも、国民が非常な関心を持つてい

ることですから、やはり党の総裁として、あるいは総理大臣としてこの問題をどう考えているのかというのを総理の口から聞かないと、何か不まじめなような、あるいはまるで本気でないようなそういう印象を持ちますよ。だから、各党でやるならそれはそれでいい。総理は浜田さんが、証人喚問に彼が応じてもいいじゃないか、あるいはそうやった方がいゝんな点でプラスではないか、どう思っているのか、それを聞きたいのですよ。

○国務大臣(大平正芳君) それを初めから聞いてくれたらそういう答えをしますけれども、あなたの御質問は、喚問に應じるか応じないかという話でございまして、まだそういう段階に至っていないというのを申し上げたのです。

いまの御質問は、それでは浜田問題をどう取り扱うかということですが、先ほどもいろいろやりとりが丸谷さんとの間でもありましたように、この問題はいろいろな事実関係があるのかというのを踏まえないと、なかなか判断が出てこないということとございまして、いま自由民主党におきまして、この問題、どういう事実関係があるのかという点につきまして、いろいろ浜田君からもお話を聞きましておる段階だと思つてございまして、それをよく伺つた上におきまして、その問題を党としてどのように措置するかということを考えてまいりまして、

しかし、浜田君も政治家でございまして、それよりも彼自身がこの問題については真剣に考えられておることと申すのでございまして、私は本人の判断というものは尊重していかないと考えております。

○野末陳平君 本人の判断以前に、総理は事実関係が判然としていないことをさき丸谷先生の質問にもお答えになっていたようですが、この事実関係を判然とさせる努力がどれだけ行われているのかというのが、むしろ疑問だと思つております。で、そちらの党ではそれなりにおやりになつてゐるのかもしれませんが、ここで一つ提案しますがね、やはりこの問題に関しては、もう時間

も少しは過ぎている、一向に何ら手が打たれていないけれども、なぞとか疑問とか余りにも多いので、総理みずからが、同じ党の人なんですから、直接一度お会いになるというのはどうなんですか。電話だつてそれはいいと思ひますよ。どうなつてゐるんだと、総理だつて、事実関係が判然としないうちのことは、いろいろなこととわからないうちのことがいっぱいあるわけでしょう。これだけ大きな話題になりながら、関心と呼びながら、わからないうちのことがあり過ぎるので、総理が国民にかつて、あるいは党にかつて、直接一度会つて話を聞いて、ある程度確かめたらどうです。どつちも本場のこと言わないかもしれない、あるいはごまかすかもしれないが、少なくともそういう場を持つて、直接こう聞いたというのを報告するといふのも、やはり国民に対する総理の責任ではないかと、そうぼくは思つてゐます。どんなものでしょう。できないわけないでしょう、別に遠慮も要らないんだから。しょっちゅう会つて話していただいましょう、いままではいろいろなことがあつたに、ですから、この問題でもつて何か人にげたを預けるようなのはよくないかと、印象が悪いと思つてゐます。直接今夜でも電話をかけて話してください。それでその結果を国民にこうだつたとあえて報告なさつて、あとは国会に任せるなり、党に任せるなり、こうおっしゃるの筋じやないかと思つてゐますが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 野末さんの御指摘、御注意をまつまでもなく、私は自由民主党を預かつておる立場でございまして、この問題につきましまして、この問題があらわになりまして以来大変苦慮いたしておるわけとございまして、浜田君からの事情の聴取も引き続きつとやっておるわけとございまして、いずれこの問題は、可能な限り明らかにせにやならぬ問題だとは心得ておるわけとございまして。

いま、まだそういうことを完了いたしておりませんので、ここで申し上げるまでに至つておりません。

せんけれども、あなたの御指摘をまつまでもなく、われわれは逃げ隠れしておるわけじやございせんので、もう少し時間をかしていただきたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 時間がありませんので、そろそろ結論にお入りいただきたいと思ひます。

○野末陳平君 ぼくがお聞きしたことと総理は違ふことを言つてゐるようですが、まあいいでしょう。参議院選挙で六十三議席取りたければ、こういうわかりやすい問題に対して総理が機敏に動くこと、積極的に動くことがいいと思ひますよ。それをやつたからこの問題は解明されるわけじやありません。解明の方は別でしようが、総理が手をこまねいて何もしていないように見える、現実に直接何も事実関係その他確かめてない、こういうことがいけない、そう言つてゐるんです。

重ねて聞きますが、直接何らかの事情を聞く、事実関係を判然とさせるようなことは総理はなさらないわけですね。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申しましたように、この問題が明らかにになりました日からその努力は続けております。

○委員長(世耕政隆君) 税理士法の一部を改正する法律案につきましては、本日の質疑はこの程度にとどめ、関税定率法等の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案につきましては、以上をもちまして質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。それでは、これより関税定率法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

関税定率法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

片岡勝治君から発言を求められておりますので、これを許します。片岡君。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

一、関税率の改正に伴う国内産業、とりわけ農林水産及び中小企業への影響を十分考慮し、その対策に万全を期すること。

一、関税率引下げの効果が、消費者に十分反映されるよう流通の合理化に努めること。

一、政府調達に関する交渉に当たつては、国益を踏まえ、慎重に対処すること。

一、発展途上国との経済、外交関係の重要性にかんがみ、これら諸国への経済協力に特段の配慮をすること。

右決議する。

以上でございまして。

○委員長(世耕政隆君) ただいま片岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。よつて、片岡君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議することに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員(長世耕政隆君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○片岡勝治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について反対の意思を表明し、討論を行います。

わが国の財政赤字は平時の財政としてはかつてない深刻な状況にあり、すでに特例法による国債発行は六年も続くこととなり、その上、政府の財政収支試算でも、巨額の新規増税を図らないと特例国債の償還期を迎える五年後までに特例国債依存財政から脱却できない事態に陥っています。すでに大量の国債発行は財政の硬直化を深め、金融市場にも大きな影響を及ぼしており、財政インフレの危険性が高まっています。したがって、この財政赤字の克服が焦眉の課題ですが、そのためには抜本的な税制改革による財源の確保が必要であります。

そのためには、まず現行の各種不公平税制を是正しなければ、国民の理解、協力は得られないであります。

しかしながら政府の姿勢は、税調答申に見られるように、一般消費税の導入のような大衆課税強化路線をとっております。今回の政府の税制改正案でも、法人税率の引き上げを財界の圧力で見送る一方で、物価の上昇と名目所得の上昇に伴う所得税の実質増税を防止するための調整措置には一顧だにしないのであります。

政府も高額所得者の給与所得控除率については一部引き下げていますが、一歩進めて給与所得控除の頭打ち制度を復活することが公平な税制となるのであります。このほか、配当控除制度の廃止、キャピタルゲイン課税としての有価証券譲渡所得課税を強化すべきです。また、それ自体公平に反する租税特別措置の改廃、整理はきわめて十分であるだけでなく、逆に不公平を拡大する措置さえ見受けられます。利子・配当所得の源泉分離課税制度及び確定申告不要制度等は、長年にわたる資産所得者優遇の措置でありました。そのため、総合課税化は一刻の猶予も許されませんが、今回もグリーンカード制導入を理由に、現行制度を三年延長しております。しかし、支払い調書提出義務の強化等を行えば、総合課税化に向かって前進できるはずであります。

さらに、土地税制の緩和は三年連続行われておりますが、政策目的があいまいな税制の緩和がかえって地価を引き上げ、宅地問題の解決を遅らせることになりかねません。

以上、今回の税法改正案の主な問題点を指摘いたしました。確かに一歩前進した点は評価しながらも、不公平税制の温存、大衆には厳しい税制である今日の税制構造に抜本的な改革が見られないなど、きわめて遺憾です。よって、この二法案につきましては、強く反対し、討論を終わります。

除の頭打ち制度を復活することが公平な税制となるのであります。このほか、配当控除制度の廃止、キャピタルゲイン課税としての有価証券譲渡所得課税を強化すべきです。また、それ自体公平に反する租税特別措置の改廃、整理はきわめて十分であるだけでなく、逆に不公平を拡大する措置さえ見受けられます。利子・配当所得の源泉分離課税制度及び確定申告不要制度等は、長年にわたる資産所得者優遇の措置でありました。そのため、総合課税化は一刻の猶予も許されませんが、今回もグリーンカード制導入を理由に、現行制度を三年延長しております。しかし、支払い調書提出義務の強化等を行えば、総合課税化に向かって前進できるはずであります。

さらに、土地税制の緩和は三年連続行われておりますが、政策目的があいまいな税制の緩和がかえって地価を引き上げ、宅地問題の解決を遅らせることになりかねません。

以上、今回の税法改正案の主な問題点を指摘いたしました。確かに一歩前進した点は評価しながらも、不公平税制の温存、大衆には厳しい税制である今日の税制構造に抜本的な改革が見られないなど、きわめて遺憾です。よって、この二法案につきましては、強く反対し、討論を終わります。

○細川護国君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、賛成の討論を行うものであります。

まず、所得税法の改正案は、現下の厳しい財政事情に顧み、高額所得者に係る給与所得控除率を引き下げるとともに、昭和五十九年より利子・配当所得の総合課税を実現するため、プライバシー保護に配慮しつつ、少額貯蓄等利用者カード制度の創設を図っており、これらはいずれも税負担の公平、所得再配分に寄与する時宜を得たものと考えます。

租税特別措置法の改正案は、企業関係特別措置

について中小企業対策及び資源エネルギー対策に配慮しつつ、トラクター・ミニナル等の割増し償却等十項目を廃止し、特定設備等の特別償却等四十六項目を縮減するなど、かなり大幅な見直しを行ったものであります。これは税負担の公平化に資するものとして適切な措置であります。

最後に、土地税制については、基本的な仕組みは維持しつつ長期譲渡所得に対する課税を緩和し、優良宅地等の範囲を拡大する等の改正は都市圏における宅地供給の促進、地価の安定、土地の効率的利用等に貢献するものであると考えます。以上、今回の改正案の主要点についての賛成意見を簡単に申し述べ、両案に対する私の賛成討論といたします。

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案に対して、反対の討論を行います。

政府は、五十五年度を財政再建元年と云っておりますが、両案の改正案を見る限り、どこまで本気で行動しようとしているのか、疑問を抱かざるを得ないのであります。

わが党は、財政再建のために税収をふやす具体的内容として、法人税を二%引き上げる、給与所得控除の適用所得限度額を八百五十万円とする、利子・配当所得の総合課税を昭和五十七年一月一日より実施する、有価証券取引税の税率を二倍にするなどを強く主張してまいりました。ところが、政府の提出した改正案では、給与所得控除など若干の手直ししかされた程度で、ほとんど前進が認められないのであります。

財政再建には、国民の合意が欠かせられないこととはいまさら申すまでもないのであります。しかし、本年度のように不正税制の改革に本気で取り組まないようでは、国民の合意などできようはずがないのであります。

また、本年は政府主導の公共料金の値上げを初め電気、ガス料金の値上げなど物価が急騰する

ことは明らかであり、国民は生活の不安にかられているのであります。特に所得の低い人たちの生活は、名目所得が増加するため実質増税となり、ますます厳しくなっているものであります。このようなきこそ、政府はきめ細かい施策を実施すべきであります。特に、再三主張しておりますいわゆるパートで働いている主婦たちの非課税限度額を、現行七十万円を当面九十万円に引き上げるべく所得税の給与所得控除の最低保障額を七十万円に改正する。さらに、年金受給者の課税軽減を図るため、高齢者年金特別控除額の引き上げと、対象年齢を六十五歳から六十歳に引き下げるなどの改正をすべきであります。

ところが、両案を見る限り、所得の低い人、社会的立場の弱い人への配慮はほとんど皆無なのであります。

以上の理由から、私は簡単に両改正案に反対を表明いたしましたし、討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、所得税法及び租税特別措置法の両改正案について、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、徹底的に是正されるべき大企業、大資産家優遇税制の改廃が全く不十分な点であります。

政府は、今改正で不公平は正は一段落したと言いますが、とてもそんなものではありません。大企業にとつて重要なものはほとんどそのまま、または、若干の縮減で延長存続されているのであります。引当金の縮減も、実態から見てもまだまだ不十分であります。

所得税では、金持ち優遇の最たるものとして問題の利子・配当課税で、現行の低率課税を三年間も据え置いたことは納得できません。また、事実上しり抜けになつていく株式等有価証券譲渡益課税の本格課税に向けて何の検討もされないで、税の不公平は全く温存されていると言わなければなりません。

ることであります。

宅地供給の促進を口実にした今改正は、政府すらその効果に確信を持っていないものであります。現在の異常な地価高騰を野放しにする一方で進める本措置は、結局、大手不動産企業や大土地保有者救済の不公平税制の拡大以外の何物でもありません。

理由の第三は、いわゆるグリーンカード制度が重大かつ危険な問題を含んでいるからであります。

わが党は、利子・配当課税の総合課税化はもとより賛成であります。しかるに、提案のグリーンカード制度は、本来取り締まるべき利子・配当所得については体制上も考えられてないなど不十分な反面、二義的である庶民の非課税貯蓄、金融資産のみを集中管理し、国税に関する事務に流用する道を開くなど、国による庶民の資産管理を進め、やがては国民のプライバシー侵害に結びつく事実上の国民総背番号制への突破口にもなる可能性を持つからであります。

第四に、改正されない税制として重大なのは、所得税減税をこしも見送り、国民に大増税を強制している点であります。その一方で、史上最高の収益を上げる大企業に対する法人税率の引き上げを、財界の圧力に屈し、参議院選挙目当てにあつさり見送ってしまったことは、断じて許すことはできません。

最後に、私も日本共産党は、今日の財政危機をもたらしただ大企業、大資産家優遇の不公平税制の抜本的な正を中心に政府・自民党の税財政政策全般の転換を要求し、五十六年度以降政府がねらういかなる一般消費税の導入も断じて許さないことを表明するとともに、本法案が日切れとはいへ、時間的にきわめて不十分な審議しかできなかったことに深く遺憾の意を表して、両改正案に対する反対の討論といたします。

○中村利次君 ただいま討論の対象となっており、また両法案に対するわが党の賛否の態度において、その理由はすでに明らかにしておるところであります。

そこで、私は民社党を代表して、その理由を省略し、両法案に対して反対の意見を申し上げて、反対の討論にかえます。

○委員長(世耕政隆君) 他に御意見もなければ、両案に対する討論は終局したものと認め、これより順次採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本法案に対する可否を決します。

本法案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本法案に対する可否を決します。

本法案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

中村太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。中村君。

○中村太郎君 私は、ただいま可決されました所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文はお手元に配付のとおりでございますので、朗読は省略いたします。

以上です。

○委員長(世耕政隆君) ただいま中村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。よつて、中村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮いたしたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(世耕政隆君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十一分散会

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項の推進に努めるべきである。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)を図ること。

一、利子・配当所得等の総合課税への移行と少額貯蓄等利用者カード制度の創設に当たっては、各種金融資産の取扱いに公平を期するとともに、プライバシー保護の観点から預金者等に無用の不安を与えることのないよう、その取扱いに十分留意し、適正な執行を行うこと。

一、郵便貯金については、その利子の支払が最長で十年にわたるといふ特殊性にかんがみ、新制

度移行前においても、預金者の本人確認及び名寄せに厳正を期し、他の貯蓄との間に不公平が生ずることのないよう適正な運営を行うこと。

一、課税控除については、昭和五十六年度の税制改正において、その実現を検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。

一、医療費控除、雑損控除について、実情に即し適切な配慮をすること。

一、深夜労働に伴う割増賃金、寒冷地手当及び宿日直手当については、税の軽減について検討すること。

一、財政再建の緊急性にかんがみ、昭和五十六年度においては、中小法人の税負担を考慮しつつ、法人税率の引上げを検討すること。なお、法人税の基本的仕組みについては、早急に検討を加えその結論を得よう努めること。

一、各種準備金、特別償却等の租税特別措置については、その政策目的、政策効果等の実態に即して整理合理化すること。

一、退職給付引当金については、累積限度額が実情に即するよう今後さらに検討するとともに、貸倒引当金等については、繰入率等につき引き続き見直しを行うこと。

一、宅地の円滑な供給の確保と地価の安定に資するため、今回の土地税制の改正と併行して用途地域の見直しを含む土地政策の適正な運営を図ること。

一、世論の動向にかえりみ、悪質な脱税に対する除斥期間の延長を検討することを含め、今後とも税務執行面における負担の公平の確保に努めること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

右決議する。